

# シンポジウム

## テーマ

### 「障害者自立支援法施行後、1年を経過して」 ～特別支援教育の動向も含めて～

司 会： 芹田 洋志 特定非営利活動法人 しおうがい生活支援の会すみか 代表理事  
シンポジスト： 蒲原 基道 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
下山 直人 文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官  
戸枝 陽基 社会福祉法人 むそう 理事長  
古賀 敏久 金立養護学校保護者会 前会長  
北古賀雄三 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会

それではただ  
今から、障害者  
自立支援法施工  
後一年を経過し  
てのシンポジウ  
ムを始めます。

資料は39ペー  
ジになります。

このシンポジ  
ウムに出ていただく方のご紹介をさせていただ  
きます。

まず最初に、先ほどご講演いただいた蒲原基  
道様です。

蒲原様は佐賀出身でありますが、自立支援法  
が施行される直前の平成十八年九月に障害福祉  
課長として大抜擢されました。大変な時期に移  
動されましたが、それだけに蒲原様がいかに厚  
生労働省から期待されているか分かると思いま  
す。

続きまして、下山直人様を紹介いたします。

下山様は、文部科学省初等中等教育局特別支  
援教育課特別支援教育調査官です。

特殊教育から、特別支援教育へ移行したねら  
いや経過などをお話しただけると思います。

続きまして、戸枝陽基様です

戸枝様は、短期間で地域生活支援のシステム  
を構築したことで知られ、若くして愛知県の社  
会福祉法人むそう理事長であり、全国地域生活



総合司会：酒村 和哉

支援ネットワークの事務局長です。

地域生活支援の天才といわれています。

戸枝様の愛知での実践や大所高所からの意見  
をいただきながら、どんな人にとっても住みよ  
い街づくり、そして、どんな人でも働きやすい  
街づくりはどうすればいいのか、また、地域移  
行に注目のツールは何なのかという視点で進行  
をしていただきます。

全国手をつなぐ育成会の役員をしながら雑誌  
「手をつなぐ」の編集に携わり、全国の障害福  
祉の底上げに多大な尽力をされています。

続きまして、佐賀県肢連副会長の古賀敏久で  
す。

古賀副会長は、佐賀県で最大規模の肢体不自  
由養護学校のPTA会長です。

金立養護学校には、学校の施設を利用した障  
害児学童保育が実施されていますし、医療的ケ  
ア実施のための看護師配置も出来ています。

古賀さんら保護者による運動の成果ですが、  
古賀さんは、地元鳥栖市でも夏休み行き場をなく  
した障害児のための夏休み教室を開いたりさ  
れています。

相談支援のあり方についてもコメントがある  
と思います。

続きまして、北古賀雄三さんです。

北古賀様は、金立養護学校に在学のときは生  
徒会長をされ、高校生活最後に「バリアフリー  
デイin佐賀」で司会を任せられています。卒業後



は、お父様の会社でパソコン担当として仕事に励みながら、NPO法人お世話宅配便のパソコン教室で講師として働かれています。

劇団やサークルにも積極的に参加され、友達の輪を広げながら、自分に出来ることを探しておられます。

続きまして、司会をお願いしました芹田洋志様です。

芹田様は、父母の会会員の子という立場ですが、障害者の地域生活をスローペースで支援しようとさまざまな活動を実施され、NPO法人すみかを立ち上げられました。

佐賀県肢連で開催した戸枝さんの講演会を聞いて、愛知まで見学に行かれ、今では戸枝さんが事務局長を勤める全国地域生活支援ネットワークの機関紙「ピース」の編集委員をされ、大活躍をされています。

では、芹田様進行をよろしくお願いします。

芹田：はい、それではよろしくお願ひいたします。

この時間はですね、障害者自立支援法施行後一年を経過しているということで、五人の

シンポジストの方にそれぞれの立場からお話をさせていただきます。

それで、私たち事前の打ち合わせでは自己紹介を最初にしましょうというふうにお話していたんですが、ただいま非常に丁寧な紹介をしていただきましたので、もう自己紹介のほうは割愛して、さっそく議論のほうに時間をさきたいと思います。

それではまず初めにですね、文部科学省の下山さんの方にお渡ししますので、自己紹介を兼ねながらになると思いますけれど、よろしくお願いしたいと思います。

下山：はい。蒲原課長の爽やかな講演の後を引

き継ぐのは荷が重いですね。ましてテーマが障害者自立支援法施行後一年を経過してということですから、難しいところもありますが、私からは、特別支援教育の視点から障害のある方の自立に焦点をあててみたいと考えています。

今年度から、法律に基づく特別支援教育がスタートしたということで特別支援教育元年と言っています。私どもとしては、障害のある子供の教育の一層の充実を期して、取組を推進して参りたいと思っております。

それでこの特別支援教育ですが、一人ひとりのニーズに応じて、そして地域の実態に応じて障害のある子供の教育を進めるということがねらいですので、「地域で暮らすを当たり前に」という障害者自立支援法の理念と基本的には一致しているものと考えています。それを教育の立場から推進していくということでして、今日の私の話も、特別支援教育の制度の改正や現在の状況について取り上げますが、地域生活を支えるネットワークを教育の立場から担うという視点でお話をさせていただきたいと思っております。

それではスライドをお願いします（80頁）。

昨年の六月、学校教育法を改正しまして、特殊教育から特別支援教育へ制度を改正しました。そしてこの四月から、これを施行いたしました。これまでの盲・聾・養護学校を「特別支援学校」に改めました。これについてはまた後ほどお話しします。それから、特殊学級を「特別支援学級」と、これは名称を変えただけですが、こういう変更をしています。

そして、小学校や中学校の通常の学級に在籍するLDやADHDという発達障害の子供～文部科学省の調査ではLD等が疑われる子どもが六パーセント程度在籍する可能性が示されています～や肢体不自由の子供、車椅子で通常の学



戸枝 鴻基



## シンポジウム

級でという子供たちもたくさんいます。そういう子供たちの教育もしっかりとやっていくという法改正をしました。従来の教育を「特殊教育」といっているのに対して、「特別支援教育」ということにしておりますが、約六十年ぶりの制度改正です。これは、障害の種類に応じて、特別の場で行う教育、障害の重い子供は盲学校や聾学校や養護学校、そして、比較的軽いお子さんは特殊学級、そこできめ細かい指導をしようという制度だったものを、一人一人のニーズに応じた指導に転換しましょうということで、通常の学級にいても必要な子供は支援をする、それから、特別支援学校や特別支援学級に入学・入級して終わりではなくて、その人たちのニーズをきちんとみて、しっかりした指導をしていきましょうという方向への転換であります。

特別支援学校の制度についてです(81頁)。従来は、盲学校、聾学校、知的障害の養護学校、そして肢体不自由の養護学校、病弱の養護学校というように、それぞれ障害の種類別に学校を作っていました。それを転換して特別支援学校の制度にし、複数の障害種別に対応した学校を設置できる制度にしました。したがって、引き続き特定の障害種に対応した学校を作ってもいいわけです。たとえば視覚障害に対応した学校、それから肢体不自由を対象とした学校、こういうのがあってもいいわけですが、複数の障害に対応して、たとえば知的障害と肢体不自由を対象にした学校、それから、肢体不自由と病弱を対象とした学校、場合によっては5つ全部の障害について一緒に学校を作ってもいいわけです。それを地域の実情に応じて設置者である教育委員会で決めるという制度にしました。そして複数の障害に対応する学校が多く出来ることによって、障害のある子供が、家庭から身近な所で教育を受けられるとことが増えていくものと期待しています。

特別支援学校になることのメリットを後二つあげておきます。これまで知的障害の学校にも肢体不自由の子供が入っていたような学校もありました。そこは知的障害を中心に教育が行わ

れていましたけれども、これからはそういう学校であってもきちんと対象とする障害種を明確にして、障害種に応じた多様な教育活動が展開できるようにします。

そしてもう一つは、重複障害が増えておりますのが、例えば肢体不自由専門の教員と知的障害専門の教員が協力して、よりよい教育が進むような制度にしたということあります。

実は、こうした制度改正の背景には、養護学校や特別支援学級に入る子供がこの少子化の中で増えているという状況があり、それに対応して、各自治体では、学校を新たに設置するという動きがありました。この佐賀県でも、今年からうれしの特別支援学校が開校しております。それ以前に北部養護学校が知的と肢体を併置した学校として設置されておりました。そして新たに、うれしの特別支援学校が知的と肢体の併置校として開校しました。各自治体は今、保護者の皆さんの家庭から近くに通わせたいという願いなどを受けまして、地域の実情に応じた学校設置の在り方を検討している状況にあります。

今回の制度改正は、こうした地域の実情に応じた彈力的な学校の配置をよりいっそう進めようという制度改正であります。

また、特別支援学校が、地域において特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことを明確にしました(81頁)。スライドの下の方に保育所、小学校、中学校、高校、幼稚園に矢印が出でいますが、特別支援学校が、地域の小中学校等への支援に努めることを法律に明確に書きました。同時に、地域の方々の様々な力、例えば、大学、福祉の機関、ほかの特別支援学校、医療、労働、こういった地域の力を特別支援学校の教育にお借りする、より連携を強めていく、それで両方の矢印を書いています。そんな意味で特別支援学校はより地域の学校になっていくということが、特別支援学校のもう一つの側面であります。

次は、小中学校における特別支援教育についてです(82頁)。従来、障害のある子供の教育は、特殊学級や通級による指導が中心で、通常の学



級に入っていても、学級の先生が配慮をする程度でした。今回の制度改正では、通常の学級も含めて障害のため支援を必要とする子供の教育をしっかりとやっていくことを法律上明確にしました。したがって、学ぶ場はどこであっても、ニーズのある子供は支援をすることになります。したがって特別支援教育は、小学校や中学校の一部の教員の仕事ではなくて、学校の教員すべての仕事であることを明確にしたわけです。

そういう意味では、特別支援教育というのは、日本の教育にとって大きな転換であり、教員には意識改革が求められることです。小中学校では、今、いじめや不登校とかさまざまな問題があります。一人ひとりのニーズを捉えて学校全体で解決していくというこの特別支援教育の視点は、障害のある子供の教育だけではなくて、今日の学校が抱える問題を解決していく方策にもなっていくと考えております。文部科学省として積極的に進めていくことにしています。

肢体不自由の子供のニーズを考えてみたいと思います（82頁）。

一つは、家庭から身近な場所で教育を受けたいと願っているのではないかでしょうか。そのためには、特別支援学校をどういうふうに配置するか、障害の重い子供になると専門的な教育、医療的ケアを含めた体制は必要ですから、そういうことをきちんとできる学校を確保しなければいけません。それから小中学校の特別支援学級では、どんな支援をしていくか、そして地域での交流や相互理解ということをいかに進めしていくかということが家庭から身近なところで教育を受けていくという点で大事になろうかと思います。

もう一つは、ニーズに応じた専門的な教育を求めているだろうと思います。そういう点では、学校がどれだけの専門性を持っているか、もちろん最近では先ほども申し上げました医療機関との連携ということも大事になります。そして、一人ひとりのニーズを把握して地域の様々な関係機関と連携していくというような視点も大事になろうかと思います。

このようなニーズがあるのではないかと考えています。

ここからは現状、そして課題といったことになります。

そこで、地域の実態に応じた学校の設置についてです（83頁）。

今年度四月から特別支援学校がスタートしており、制度の上ではすべての盲・聾・養護学校は特別支援学校になっております。都道府県の設置条例というものがすけれども、ここで特別支援学校という位置づけがすでに明確になっております。その上で名称について、対象とする障害の状況等に応じて従来の名称も使えるという仕組みにしておりますので、名称の変更をしているところは現在約二割です。従来の、養護学校あるいは盲学校、聾学校という名称を使っているところもあります。それから、今年度、新たに新設されている学校が11校、廃校が3校ありますが、先ほどもいましたように、特別支援学校の子供たちは増えておりまして、知的障害の子供、それから肢体不自由も一部そうですが現在教室不足という状態が生じているという状況です。したがって、これからも自治体においては学校新設という動きがあります。

もう一つは、特別支援学校の分校や分教室が増えています。小中学校等の余裕教室を活用して、そこに特別支援学校の分校や分教室を作ることによって、出来るだけ家庭から近いところで教育を実現しようという動きがあります。

全国的に地域の実態に応じた学校の設置が検討されています。現在、2県はすでに整備計画策定済みなのですけれども、4割は策定中でして、今後策定していくというところが4割、あわせて8割以上が現在策定中か今後策定です。学校のPTAの方、学校関係者、学校を卒業した先輩を含めて、特別支援学校が本県においてはどのような配置だったらよいのか大いに声を出していくべき時期になっています。

国としましては、学校施設整備指針を改訂いたしました（83頁）。これは、学校の施設整備のガイドライン、指針になるものです。改訂にあ

たっては、重度・重複化に対応するとか、医療的ケアに対応するにはどんな設備が必要であるとか、あるいは、センターとしての役割を果たすためにはどんな機能が必要かといった、これから学校に求められるものも盛り込んでおります。その発表と合わせて、学校の設置者、都道府県の教育委員会、一部市町村もありますけれども、そこに特別支援学校や特別支援学級等について、整備計画を策定して計画的な整備を進めるようにという通知を出しております。国の補助を活用してこういった整備を進めて欲しいというメッセージを発しているところです。

新しいことをやるからには必要な人、物をきちんと整備すべきだということを伊吹大臣は強調されておりますが、この特別支援教育のスタートに当たりまして、人的な支援も拡充することが出来ました。特別支援学校においては、先ほどのセンター的機能を進めるための教員を若干ですけれどもつけることが出来ました。もう一つは、市町村が小中学校に、介助員や支援員という方を配置してきたところですが、その配置を充実できるよう地方交付税として措置することができました（85頁）。

地方交付税ですので、よく言われるように、橋にも道路にもなるお金です。しかしそこに、特別支援教育支援員のための積算がきちんとされていますので、各市町村でがんばってこのお金を確保して欲しいところです。今年度2万1千人相当分、来年度は3万人相当分です。3万人というのは、全国に小中学校が約3万校分に相当します。もちろん、必要なところと、必要でないところもありますので、多いところと、少ないところが出てくるとは思いますが、それに相当する分の財源を確保したということあります。

次に、地域で子供たちが暮らしていくことを考えますと、障害のない子供たちと障害のある子供たちの相互理解がとても大事になってきます（85頁）。そこで、交流および共同学習を推進することにしております。平成16年に障害者基本法の改正によって、交流および共同学習を進

めることが規定されました。国としては、スライドに書かれているような取組を進めることにしております。特に、居住地における交流及び共同学習が重要です。子供たちが住んでいるところ、学校ではなくて、住んでいるところで、より進めていくことが、これから大事になっていくと考えています。

次に、学校の専門性の向上についてです（86頁）。ニーズに応じた教育を進めるという点では、学校の専門性が非常に大切になります。教員の一人一人専門性を上げていくという点では、新しい免許制度ができました。新しい免許状を取得するためには、専門的に勉強することと幅広く勉強することが必要になります。また、新聞の紙上で報道されたことありますが、免許の更新制が導入されることなり、今準備をしているところです。

こういう施策によって、教員の一人ひとりの専門性を上げていくことが大切ですが、もう一つ、学校全体として専門性を高めていくことが重要です。担任に任せのではなく、校内が協力し、人材を有効活用したり外部の専門家を活用したりすることです。特に外部の専門家の活用について、PT、OT、STとどんな連携・協力ができるか調査研究を進めているところです。

挨拶の中で知事さんが、これだけの先進国でありながら、知事就任の時には、医療的ケアに対する取組も十分でなかったとお話をされました（86頁）。

この数年間のうちに、特別支援学校において医療的ケアを実施する体制は大きく進んで参りました。平成十五年、看護師の配置は二百五十四人でしたが、今や七百人以上の看護師が特別支援学校に配置されています。すべての都道府県に配置が行われております。多い少ないはありますが、どの都道府県においても医療的ケアを実施する体制がてきたといえるだろうと思います。学校では、ある程度医療的ケアを出来るようになってきましたが、この子供たちが卒業した後、医療的ケアを受けながら通える施

設ですか、デイサービスなどが少ないといったようなことが課題として聞こえてきます。

学校の中で、医療的ケアを必要とする子供への教育の成果を出していきながら、医療的ケアを受けながら教育や福祉を受けることが大事だということをもっとアピールしていく必要があるのではないかと考えています。そうすることによって、卒業後の進路先でも医療的ケアに対応する所が増えていかないだろうかと期待しているところです。

一人ひとりの子供への支援を充実させていくためには、先ほども申しましたように、一人ひとりのニーズをしっかりと把握して、学校の中で教員が協力するとともに、外の機関とも連携していくことが大切です(87頁)。学校にいる期間というのは、子供の体調も安定しており、教員をはじめかかわるスタッフも多いものです。一人ひとりの子供のニーズに応じた計画をしっかりと作りながら、それを関係者と共有する、そういうことを学校にいる時期にやっていかなければならぬんだろうと思います。

個別の教育支援計画と私どもでは言っておりますけれども、この取り組みを今、保護者や関係機関の方にも入っていただきながら、それぞれの学校で進めているところです。そういう意味で「地域で暮らすを当たり前に」というふうなことを学校の中から作っていく取り組みを進めている、これが現在の状況であります。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

芹田：ありがとうございました。

障害者自立支援法とも関連があるということで、もう一つ関連のある特別支援教育というふうに変わって、それから現状どのようなことが行われているか、地域の実情に合わせた特別支援教育について、私も勉強になるところが沢山ありました。やはり地域支援のネットワークづくりというところはですね、障害者自立支援法の理念にも通づるところがあるかとも思いますので、そこらへんのことが分かりやすくお話ししていただいたと思います。

それでは引き続きまして今度は、社会福祉法人を運営するという側で、実際支援もされながら現在は社会福祉法人の理事長になられている戸枝さんのお話を頂きたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

戸枝：はい。皆さんこんにちは。戸枝といいます。

今日は佐賀県ということですね、二年ぐらい前に私の母が亡くなったんですが、最近母がためていた手紙とかいろんな遺品を整理していたらですね。家のおふくろが佐賀高校出身だということが分かってですね、佐賀高校で女だてらにナカノアツコっていうんですが、生徒会長をやっていたということがわかつてですね、なかなか佐賀はご縁があるんだなあという風に思ってですね。うちのお袋は目がかたっぽが弱視でかたっぽが0.05という状態で見えてないんですね、で後は二十歳で舌癌になってペロを半分取ってですね、喉頭癌で声帯摘出して、乳癌で乳房をかたっぽ取って胃癌で胃を三分の二切除という、姉ちゃん姉ちゃん僕、妹妹弟弟っていうですね、七人子供を出産して、三番目の僕が帝王切開って親不孝してですね、残り4人は出血多量で生むってですね僕の中では、世界中のどの偉人よりも立派な人だと思っているんですが、まあそんな人が、この、佐賀の土壤で育ったんだなあという風に思うと、佐賀に来さしていただくとですね、なんか、母の面影っていうかですねそんなことを考えることがあってですね、まあ、そんな母の影響もあって、障害者福祉を今やっているんだなあというところで、ご縁があるんだなあ、ということで福祉の話が出来て光栄だなあと思っています。

私の準備した資料が、追加資料になっているのは私が出すのが遅れまして実行委員会の方にご迷惑をかけたんですが、会場着いて、私の資料は届いたでしょうかと言つてこの綴りの資料



## シンポジウム

を貰って、開けた瞬間に舛添要一さんの写真が載っててですね、大臣でしたので、僕の資料はその後25ページからになります。

障害者の地域生活支援ということで自立支援法をどう活用していくのかということで、パワーポイントを用意してますのでそちらを見ながら5点ほど確認したいことがありますのでお話ししたいと思います（88頁）。

めくっていただいて、まずはこれが、私がやっている「むそう」っていう法人の実践の様子なんですね。今日はたぶん、会場の後ろに多分あると思うんですが、うちの活動の様子のビデオなんかも持ってきてますので、もし参考になる方がいればご購入いただければと思うんですが、ご本人様を中心に生活支援センターでホームヘルプとか、後は相談支援をやっていて、働く場所はですね、鶏の平飼い養鶏やってたりきのこを作ったりですね、喫茶店を二店舗、あとラーメン屋さんとか、あと今日肢体不自由児の全国大会ってことですが、例えば重症心身障害の方がアジア雑貨屋をやっていて、雑貨すべてにバーコードのタグが付いていてですね、ご本人様は体動かないですからバーコードの機械を持って寝ていて、お客様が自分でその本人様の手元にあるバーコードの機械にピーって通してもらうというアジア雑貨屋をやってます。でピートて鳴るたびに東京ディズニーランドに行く日が近づいてるって本人たちにはすり込んでるので、本人たちがにやーっと笑うと。そうするとおばあさんとかが感動ですね、なんかいいことした気持ちになって本当は250円なんかのところ千円なんかを握らしてくれるというわけです。まあ、そんなあざとい商売をしているわけですが、そんな障害のある方の働き場所を、やっぱり、重症心身障害の方とか、特に自閉症の方なんかですね、集まるとお互いが影響しあって不安定になるということなので、僕たちは、自立支援法でやっと認められるようになったんですが、一つの拠点は五人から六人で、地域分散してやるということをやってきています。

さらにですね、グループホームは今三件ですかね、やっていて、それこそ医療ケアが必要な、お母さんが急に亡くなっちゃってですね、痰の吸引が要るとか、導尿ですね、カテーテル入れて尿を出さなきゃいけないとか、後は糖尿病でインシュリンの注射が要るとか、そんなような方たちも含めてグループホームでやっているとか、で知多はですね、障害が重い人はグループホームで、軽い人は入所施設でもいいだろうという考え方でやってきていて、なぜかというとですね、障害の重い人は個室で丁寧にケアしないと、物音にも過敏ですし、やっぱりどんどん弱ってっちゃうわけですよね。そんなわけでやっぱり、知多としては行政でも重度の人はやっぱり地域生活で個別ケアじゃないと無理だろうと。で、集団適応性のある人は入所施設でもいいだろうと、そういう考え方なんですね。

僕たちは障害に着目してやってきた時に自然とそうなったんですが、最近色々なところに呼んでいただいて全国を行脚しているとですね、知多半島の重度者は地域生活で、軽い人は入所施設で、で入所施設にいても軽いですから自分で出かけられるので就労に出かけて行くわけですね、すると一泊二食の学生寮ですから、まあそんな嫌なわけがないということが、知多半島の状態がイレギュラーで変わっていて、全国的には逆なんだっていうことに結構びっくりしていて、障害から着目したらやっぱりそうなりますよね、重度者が地域生活で、自分で社会参加できる人は別に共同生活でもいいでしょう。そういう意味では僕自身は住まいかたとかもそうなっていくべきだと思ってますし、さらにですね、NPO法人地域福祉サポート知多っていうところでヘルパー養成やったり、まあちょっと今日そこも触れたいんですが成年後見のセンターをこのNPO法人でやってるんですね、親亡き後の財産管理とか権利擁護、まあこんなことをやったりと、そんな仕組みで動いています。

一枚めくっていただいて、まあ自立支援法の概要なんですが、次（89頁）。

これが今までの、自立支援法が始まるまでの

福祉っていうのはですね、入所施設中心でやってきたと。まあ親御さんがギリギリまで支えて、自分で面倒見きれなくなったら施設に委ねると。で24時間同じ建物の中で支援してきたということなんですが、入所施設の3つの機能っていうふうに考えると、暮らす場所と日常生活の場所とあとは職員さんですね、少ない職員体制の中、24時間本当に頑張ってですね、余暇・社会参加支援までやっていると。年にいっぺんはそれこそディズニーランドにでも行こうかとかやってるわけですね。これが機能なんだとするっていうことで一枚めくって頂いて。

住む場所は町の一軒家。で働く場所は企業も含めて就労の場所と。もちろん、通所系サービスもですね。で、さらに余暇・社会参加支援はなんとかケアサービスのホームヘルパーと一緒に土日は過ごすと。ガイドヘルプとかですね。こういうふうにその入所施設がやってきたことが機能だとすれば、別に地域の中にある別々の場合によっては事業所とか法人のサービスを組み合わせるっていうことでいいんじゃないでしょうかと。これが僕は自立支援法の提案だというふうに理解していて、一貫して自立支援法の方向性はいいというふうで支持してきたわけです(90頁)。で、このハードの福祉からソフトの福祉へ移行するときに、今日一つ皆さんにも、場合によっては蒲原課長にも提案したいこととしては、やっぱり入所施設ですね、僕も友だちいっぱいいるんですが、本当にもう入所施設で24時間鍵かけてこれ以上の生活はないと本人たちが言うですね、本人たちがいかにお家に帰りたいとか地域で暮らしたいとか言っても動かない入所施設も確かに存在しますが、多くの施設の職員さんはやっぱり、親元の近くで、普通の町の中で暮らさせてあげたいというふうに考えて仕事しているわけです。ただ、職員体制がやっぱりギリギリですので、地域移行しようにも人員体制がないということでやっぱり、皆さん行き詰っています。で、ただ入所施設の単価を上げたりすると、結局は立ち止まっている入所施設の職員が儲かるということになってしま

いますから、例えば、入所施設の人が昼間だけでも働かせるために、地域に利用者さんを車に乗せて運ぶと、そういうことにお金をがっちりつけるとか、入所施設の方が地域の中に働く場所を開拓したと、そこの活動に関しての場合だけ加算金をつけるとか入所施設が50人とか100人とかでやってたのを、例えば5人とかに切り分けたと、そうした場合にご褒美でお金をつけるとか、移行したところに限りますけど、何らかの予算措置を付けないと進んでいかないと。やっぱりデンマーク、スウェーデンでもですね、大規模施設を地域化するときにはそのための特別予算を組むんですね。でやっぱりそこを、まあ年度末に多少そこの措置をしたってことは理解しているんですがもうちょっときちんとやらないとやっぱり地域移行が進まないとそんな気がします。

めくって頂いて、ケアプランで生活を組み立てると。じゃあ入居施設から出て地域で暮らすってどういうことっていうことなんですが、まあうちなんかはこういうふうに暮らしていく、今度、グループホームの重度型のほうをケアホームっていうんですが、ここに、親御さんがいなくなても住むと(90頁)。で、週に5日間生活介護ってのは障害の重い方の通所系サービスなんですが、ここで先ほど言ったですねアジア雑貨屋とか、今度生活介護は給料払ってもいいって言う仕組みになりましたから、重度の人が働いてもいいんですね。だからまあそういう形でアジア雑貨屋やったり鶏小屋に行ったりですね、喫茶店で働いたり、色々な事をしていると。でさらに、土曜日は行動援護って書いてあります、知的障害の方の行動援護でプールに行ってね、一週間分のストレスを発散したり、日曜日は、ホームヘルパーがケアホームに来てゆっくり休んだり、場合によっては家事援助で食事作ってもらうとまあこのような形で一週間、まあ、親御さんがいなくとも半田市の人には半田市で、僕の地元では暮らしていると、めくって頂いて、その時にまあその暮らしていく手段となるのは、このいろんな自立支援法のサービス

ですねえ。一目瞭然のように区分が6。大きくなるほど色んなサービスがつけられると、これらを組み合わせてまあ、一週間暮らしていくと、いうのがまあ自立支援法の考え方になっていると言う事ですね。めくって頂いて(91頁下)。これが、自立支援法を一枚の絵にするとこういうことだろうと僕自身は理解しているんですが、クリックしていただくと、みんなが僕を支えてくれるっていうのが動くんですが、もう一回クリックしていただくとボーンと出るんですが、どうでもいい話ですね。

で、この方がですね、例えば、母子家庭でお母さんが亡くなってしまった場合に、たちまち支援相談窓口に行って「どうしたらしいんですか」となるわけですね。で、親御さんが亡くなつたってことで、昼間の活動どうしますかということになって、日中活動サービスのサービス管理責任者ってのが緑色に光ってますが、これが施設の施設長とか主任さんなんですね。この方が、一週間どんなサービスを使って過ごすかというケアプランを書くという仕組みになっています。で、ここで、今日は父母の会なんですが僕が、全日本育成会の理事もさせていただいているんですが、親の会の勉強会で僕がいつも言っているのは、これからは相見積もりを取りましょうと。どういうことかというと、中小系サービスは日割りになったと。僕たち事業所は今までですね来ても来なくとも一か月分のお金を受け取っていたんですね。これは、正直言って僕はけしからんと思っていて。来なくつても一か月分の報酬が得られるので、やっかいな人は事業者はいじめぬいて来ないようにして、で皆さん知っていると思いますが、いじめぬいて来ないようにしているのに籍は切らないんですね。なぜかっていうと報酬は欲しいからです。これを、一日一日来た分にだけお金をあげようと。これは当事者にとってはですね、場合によっては一日一日行くサービスをばらばらのところでもいいよと。例えば月曜から木曜日まで働くんだけど、金曜日は年取ってきたので、アート活動をやっているなんとか工房に行って

粘土をやろうとかね、こういう組み合わせ方ができるようになるというふうに考えて頂くと、日割りは事業者には厳しい措置だと思いますが、当事者にとってはすごくいいことだと。介護保険では当たり前ですよね、まあこういうことになつたと。そういうことですから、サービス管理責任者っていう方に一週間のケアプランっていうのを僕はいくつかの事業所からとって、月曜日はここがいいと、水曜日はここにしようとか、そういうふうに組み合わせていいたらどうかと、いうことを親御さんたちにはしきりに言っているわけですね。

この方が母子家庭で親が亡くなったとすると、住むところがなくなりますから、これは居宅系サービスっていうグループホーム、ケアホームを見つけるとか、で、土日どうしますかってことになるのでガイドヘルパーと一緒にプールに行こうって事になると、訪問系ですね、訪問ヘルプサービスを探すと。さらに親御さんが亡くなつてこの方が精神障害があるとか場合によつては癲癇発作でね、薬を飲んでるとなれば医療機関との連携も当然必要となってくる。さらに、先ほどもいったとおり親御さんがいなくなつて、サービスの選定やさらに重要な年金の管理、これを誰かに委ねなければならない。ということでは、権利擁護機関に参加してもらうと、ぼくは、こういう方がいた場合、今まで二週間位かかってぐるぐるぐるぐる、すべての事業者をたらいまわしにあってきたんです、一つ一つの業者に「こういった方がいるんですが助けてくれませんか」、「お願ひできないでしょうか」と、今回、自立支援法では、自立支援協議会という所には行政権限がありますから、役所がやる機関になっていますから、みんな「この本人」支えてくれそうな人集まれっていう召集権限があるんですね。みんなで集まって「この方が」地域で暮らし続けられないかを話し合おうとこういう仕組みになっています。例えばですけれども、最近僕が関わった人でも、母子家庭で、お母さんが急激にアルツハイマーになったんですね、で、ご本人さんが知的障害で一人で暮らせ

ないと、お母さんは当然、特別養護老人ホームに入つて、残される本人どうするのと、本人は、お母さんと一緒に公営住宅に入っていたのを、ホームヘルパーを入れると、さらに通常系サービスはうちが受け止めると、で、今はケアホームがもうじき準備してできそうなので、公営住宅にヘルパーだけでは、なかなか難しいので、ケアホームに移ると。こういう会議を、市内の事業者とか、相談支援者やみんなが集まって、やれる事を持ち寄ることで、その方が普通だったら入所にいっちゃうのを、食い止めて、半田で暮らし続けると。こういう形になってるんですね。金銭管理は、社会福祉協議会の権利擁護事業がやると、こんなようなイメージを持つてるのがこの自立支援協議会なんですが、そのときに、言いたいことの2点目なんですが、やっぱり介護保険のケアマネージャーさんと比べて、障害者の相談支援員ですよね。ケアマネージャーさんの人数があまりに少なすぎると、これだけのことをやろうと思ったら、さっき2週間たらいまわしつて言いました、今度は、支援センターの職員さん同じことしなけりやいけないわけですから、相談支援センターの人員を大幅に増やすないとやっぱり駄目でしょうと。もう一回クリックしていただいて、さきほど、特別支援教育の話がありましたが愛知県ではですね、あのう、まあ、学校も同じ事を先ほど説明があったように考えてるわけですから、子供さんの生活全般と思うと、学校にいる時間なんて昼間のサービスの一部でしかないわけですから、学校の特別支援教育コーディネーターに自立支援協議会に参加してもらって、で、学校の昼間の指導計画にですね、たとえば、福祉の方の支援計画をすり合わせるとか、そういう事をやりましょうと言う事になったんですね。でこれは全国的に自立支援協議会と、学校の特別教育コーディネーターとの連携ということを、今日お二人そろっているわけですけれども、縦割りを超えて上手に連携していただくと、地方としてはやりやすいなあというふうに思ってます。

でさらにクリックしていただいて、これ僕は、

蒲原さんにまた後で聞きたいと思うんですが、こういう仕組みがですね、地域の中に困っている人がいると、先ほどのうちの事例で行くとケアホームがないという方がいて、これが自立支援協議会で話し合われたと。この一つのケアホームがない事で今まで入所施設に行っちゃってたのが、今は臨時に公営住宅にヘルパー入れて臨時になんとか繋ごうと。さらに、半田市としては、平成何年にこの方のためにケアホームを作るのかってことを、障害福祉計画に反映するわけですね。

だからケース会議を丁寧に繰り返していくと、ずっと数字としてニーズが積み重なっていくて、障害福祉に反映されて、これが県に行き国に行き、で厚生労働省は財務省に、何何県何何市の誰々さんがこういう理由で平成20年にケアホームを欲しいと言っています。ケースを出しますからね。そうすると財務省も削りにくいだろうと。そうするとまた予算が付いたら県に下りてきて市町村に下りてきて私たちのところに社会基盤が整備されると(92頁上)。

まあこういうことなんだろうなって自立支援法を僕自身は眺めていて、厚生労働省賢いやないかいと、理解したときに思ったんですね。

でめくって頂いて(92頁下)。まあ18年19年が第一期ですね、更に20年から三年間計画すると。だからこの三年間まじめに地元で自立支援協議会やって、数値目標を積み上げると、それに合わせてお金が戻ってきて、社会基盤整備がされていくと、まあこういう仕組みになっているということなんですが。後で蒲原さんに聞きたいっていうのは、そうだとすると、障害福祉の地域で暮したいってことでは、例えばケアホームなんかぜんぜん足りませんから、大幅にまだ予算が伸びるでしょうと、それは財源どうするんですかと。もう介護保険の可能性ないし。後は、小沢さんなんか消費税でとか言っていますけど、消費税上げられるのかって言う問題もあるしね、やっぱりこの財源をどうするのかはこの後大きな問題になるんだろうなっていう事と、もう一つこうやってやっていくときに、



## シンポジウム

12ページをご覧頂きたいのですが（95頁）、これあの、恥ずかしげもなくうちの事業所の収入とかを正直に載せてみましたみたいなね、うちの事業実績なんですが、右隅に書いてある、例えばコードMの60とか身体介護90とかっていうのは、これは自立支援法が始まる前の四月から八月までのうちの収入を比べたものなんですが、通所系のサービスは、今回自立支援法では、世の中全体誤解してますが、障害の重い人の単価を上げてるんですね。でうちは、全国の障害程度区分の平均が3.40なんですが、うちは4.65と、色々な施設で断られた方を受け入れてきましたから。で、重度の方には単価が沢山付いてるとして、通所系サービスは生活介護って書いてありますが、126パーセントと書いてある。26パーセント収入が増えてるんですね。ですが、例えば仲良し花火大会っていうのは本人たちがつけた名前なんですけどもケアホームの名前なんですが、これは73パーセント77パーセントっていうことで、三割近く減収になってると。でさらに上の、行動援護身体介護ってのは当然ホームヘルプサービスなんですが、こちらも四割とか一割減収になっていると。やっぱり自立支援法に、特に当事者の方たち、まあ僕たち事業者も危惧を持っているのは、地域志向だって言ってる割に、やっぱり入所施設をやってたほうが儲かるし、安定的なんですね。とりわけ親御さんたちがお金をちゃんと付けて欲しいのは、親亡き後、ケアホームが安定してやれないとやっぱり地域が信じられないということだとすると、この予算措置を相当考えないと難しいだろうという気がします。

で更に、今後の方向性にちょっと触れたいのですが（93頁上）、うちの町は人口十万人ちょっとの小さい町ですね、で障害者の生活支援センターだけではやりきれないということもあるし、自立支援法では3障害共通になって、うちの施設も十月一日に自立支援法の新体系って言う新サービスに対応したのですが、やっぱり精神障害の方が、入れて欲しいということでどんどん来られるわけですね。知的障害の方の五倍の精

神障害の方が手帳を持っていますから。でどんどん前向きに受け入れたいと思っていますが。でまあそうだとしてですね、知的とか身体とか精神というふうに分かれてたら相談支援体制や施設体制はやっぱり3障害共通にならないとだめだろうと。でそれに対応できない事業所は多分残らないだろうと、そういう気がしていて、その際全国的に例えば精神の方を受け入れようと思ったら、例えば知的のとか例えば身体の施設の保護者会が精神障害の人なんか入れないでくれといった反対運動を起こすと。いう馬鹿なことが、日本中で起こっているとご報告させていただいて、皆さん散々差別されてきたわけですから、精神障害の方が行き先がないとか差別されているとして、同じ障害者同士で差別するのはやめてくださいと、彼らのね、受け入れ先になるってことも、やっぱり自立支援法の大きな特徴ですから、まあ、うちの施設では積極的に受け入れてると、更に小っちゃい町なので、高齢者の包括型支援センターや子供の支援センターをやっぱり支援センターは一緒に支援をやろうと、これは、僕が関わったケースなんですが、お母さんが死にたいって電話があって、お会いしたら重度の鬱、ちょっと入院したほうがいいかなっていう、安静にしたほうがいいかなっていう、介護疲れですね。お父さんも出社拒否で鬱、お父さんもお母さんも寝たつきりで、要介護状態、ダウン、不登校、鬱っていう3兄弟と、あー、へー、って言っていますけど、こんな結構いますよ。そうだとしたとき、制度がばらばらっていうのは、やっぱりうまく調整ができないので、やっぱり、こんな形で合体していくべきなのかな、そういう意味では、僕は、介護保険に色々なサービスが全部くっついて一体的にやっていけば、家族を支えるって意味ではいいなって個人的に思っていて、これも今後考えるべきかなあと。

めくっていただいて（93頁下）、最後のパワー・ポイントなんですが、更にですね、権利擁護、相談支援、サービスって書いてありますが、あの、4番目のサービスってのが直接サービスで

すね、施設だとか、ホームヘルプだとかケアホームだとか、先ほども言ったように、ケアプランを書いてくれる人と事業者が一緒だと、介護保険のコムスンみたいなことになるんですね。要するに、自分たちの都合のいいケアプランを書いて、本人のためのケアプランにならないと。うちの町では、相談支援の法人は、福祉サービスをやってない事業所にしようというふうに考えています。それは、本当に本人のためのケアプランを書いて欲しいということですし、そうだとすると、相談支援体制が、独立して法人が成り立つような担保がつかないとやっぱり難しいと。さらに、権利擁護としては、親亡き後、財産管理をしてくれる成年後見人が日本中にいないといけないと、これは厚生労働省に先日行って、ある方に、厚生労働省の成年後見の担当の方は誰でしょうって聞いたら、成年後見人は法務省の管轄なので、厚生労働省には担当はないといって言われて、言われるとそうかもしれないけど、対象は認知症の高齢者や、精神や知的の方たちが中心になるわけですから、やっぱりその対応を考えなきゃいけないだろうという事と、成年後見人もですね、やっぱり、お金をつけて制度として成り立たせないと、この3つの立場の人が別々に法人として、本人を守っていけば地域として相当安心だろうと。こういう仕組みなら、コムスンみたいな問題は起こらないでしょ? うね、誰かがチェックしますから。知多半島では自治体が、国の動きを待てないから、来年の4月に成年後見人センターに補助金を自治体独自で付けるっていう動きになっていまして、その3つの図が綺麗ごとじゃなくて、この4月にはうちの地域では完成した形で動き出さんですね。こんなかたちを、日本中で作れば、小規模な所で地域で暮すのは相当安心できるでしょうし、まあ、そんな地域が作られると、自立支援法になってよかったですっていうことになるので、ぜひ前向きに改善できたらなというふうに思っています。以上です。

芹田: ありがとうございました、自立支援法に

関する事ですね、色々なユーモアを交えながらお話を頂いて、いくつか問題点も上げて頂きました。入所施設が、地域移行するために、今後報酬をどうしていくのか、障害者に向かたケアマネジメントをする人、相談員の数が圧倒的に少ない、ケアホームと地域生活の基盤ですねそういうものに対して、財源的に今後どうしていくのかということに対してのいくつかの提言を頂きました。この後も、ディスカッション等で深めていくことにして、とりあえず、次にいきたいと思います。

次は、古賀さんのほうから保護者の視点として、そして、鳥栖の地域で色んな活動に携わる中でのお話をよろしくお願ひします。



古賀: 今まで、私から右の3人は全国的に活躍しておられる方でございます。今日も全国大会でございます。

本来、全国的な話をしたほうがいいのかもしれませんけども、私は佐賀県人で、佐賀のことしかよく分かりません。で、しかも佐賀の鳥栖に住んでいる人間として、私が見たり聞いたりして感じたことをですね、今から少しだけ話をさせていただきたいと思っております。私の資料はですね、この資料集だと54ページから後ろですね。で、追加資料のところの13ページに私のレジュメみたいなやつが載せていただいているようでございます。

まずは、本資料の54ページですね、私の顔写真はどうでもいいんですけども、右っかわに佐賀がんばらんば宣言(130頁)、古川知事が、18年の2月にですかねこういう宣言をしました。わが佐賀県肢連の会長山田隆司という名前も、知事の上のほうに乗っかっております。我々、佐賀の福祉を少しでも先に進めようということで決議をしたものでございます。そういうことでございます。次の56ページ57ページはですね、



## シンポジウム

まあこの56ページなんていうのは戸枝さんが先ほど相談支援事業ですかね、話をされておりましたけれども、その基本的な姿勢といいますかね、佐賀県で相談支援事業を立ち上げる際にたいして、こういうことを基本的にやっていこうということで、佐賀県が定めた内容を載せていただいてます（96頁）。

さて、現状はどうなのかということが57ページの方のところにあります（97頁）。

やはり佐賀県はいまだに行政が相談の窓口になることが圧倒的に多いようでございます。

私が住んでおります鳥栖市はですね、ちょうど、57ページの表の真ん中にあります。

ひとつだけこここの真ん中に鳥栖と書いて、鳥栖、みやき、基山、上峰とあります。ずっと右のほうに行くと、運営主体がNPO法人、総合相談支援センター・キャッチとなっております。どうも、見るところ、運営主体が、NPO法人になってるのってうちの地区だけのように思います。なんでうちの地区はそうしたかと言いますとですね、私が一人でやったわけじゃないんですが、先ほど戸枝さんがいみじくも言われました、今までの相談支援事業というのは入所施設が、県からの委託を受けて相談支援事業をやっておったんですけれども、相談支援事業で大事なのはケアプランでございます。ケアプランを作る際に、自分のところも事業をやっておれば、やっぱり自分のところの事業をまず考えてケアプランを立てちゃうんじゃないかと、そこと独立した相談支援事業をやっていこうということで、NPO法人にこだわって作っております。そういう形で鳥栖のほうは相談支援事業を今やっております。NPO法人となると私も一応社員ということで、入会金を払って社員をやっております。月に一度定例会議がありまして、どんなことが、こういうことがありましたというような報告が行われております。そういう席に出ておって感じることはですね、一生懸命仕事をやっておられるんですが、市長村からの委託費というのはですね、定額、決まった額ですね。どんなに頑張っても決まった額なんで

すよ。頑張らなくても決まった額もらえるんですよ。一生懸命やっておられるとですね、できたら、一生懸命頑張った相談事業所には沢山お金が行くようにしていただきたいなあと。市町村の判断で何とか、市町村の判断で何とかできるんじゃないかなあと思うんですけども、そういうふうに感じます。

一生懸命やったところに多くお金が行けば、ますます一生懸命やってくれるんじゃないかなというそんな気がしております。

それでは、時間もあんまりない、私10分ということで言われておりますので、次にですね、

この相談支援事業のところはちょっと飛ばしてですね、私のレジュメで言うと、夏休み教室というのですがですね、追加資料の13ページに障害児夏休み教室の開催というのがございます。司会者の方にもちょっと紹介していただきましたけれども、夏休み教室というのはなんだろうかというと、現状を申しますとですね、日中一時支援が施設の中での見守りだけなんで、プールに連れて行ってくれとかですね、佐賀で言うとどんぐり村まで遊びに連れて行ってといつてもしてくれないものですから、我々そういうことを望む親がグループを作りまして、指導員一人と、学生ボランティアが五人、それと親が一人必ず入る。七人で、自分たちの子供、多くいれば抽選ですけれども5人をですね、夏休み、8月になってからですけども、20日間毎日、日中一時支援のようなことをやっております。

メインはやっぱり外に出て行くことです。プールに連れて行ったり、工場を見に行ったりですね、そういうことをやっております。

で、こういう事業をやっておるんですけども、ボランティアだからやれる事業ですね、お金がいくらかかるかというと、今からちょっと数字を言うんですけども、大人7人で、ボランティアさんなので弁当代が一人五百円の三千円ですね、それと指導員といって施設に勤めておられた方を一日一万円で雇います。で、場所を自分たちで公民館とかを探して、そこでやるんですけども、一日二千円、一万五千円かか



ります。こういう事業をやっておるんですけども、これを市役所が耳にしまして、日中一時支援事業をやりませんかって言ってきたんですよ。

で値段を聞いたんですね。子供一人いくらくれるんですかといったら、8時間以内だったら一人三千五百円さしあげますと。五人計算しますと、一万七千五百円を頂くそうなんですよ。さっき一万五千円ですよね。しかもボランティアを使って、ボランティアだから一万五千円なんですよ。お金を払うととてもそんなもんじゃできないんですけども、市役所の日中一日支援事業というのは、一人三千五百円、五人ですと、一万七千五百円かかると。絶対パートさんを雇えば赤字になるという事業です。現にですね、日中一時支援をやってる事業所は、定員をどんどん減らしていってます。なんか撤退しそうな雰囲気を感じます。

そうなると、夏休みに子供の面倒を見ているお母さんがですね、いよいよ夏休み中もずっと子供と一緒に過ごすという時間が間近に迫っているような気が致します。で、これも日中一時支援を佐賀県はこういう制度なんですが、ほかの県はですね、色々なものを組み合わせて、そういう硬直なやり方じゃないところもあるんですよね、事業として成り立つやり方もあるんです。こういうのを提案をしていかなければならぬなあという風に思っております。もう10分なりましたね。

最後にですね、3番、福祉の現場からの人材流出、先ほど蒲原課長もなんか話してありましたね、老人介護のほうからもやっぱり人材がいなくなっていると。

福祉の現場からも若い職員がいなくなっています。それはやっぱり、私がよく利用する施設が二施設ありますけれども、行きたびにとは言いませんけれども、若い職員がやっぱり辞めていってます。ほかの業種のほうが給料が高いんですね。

で、この給料が安いのが、確かに経営的な問題もあるんでしょうけれども、何より、経営以

前の問題で、源点となる報酬がやっぱり何か考えなおすべき時が来ているのではないかなどというようなことを感じております。

以上でございます。

芹田：ありがとうございます。古賀さんは私と同じ鳥栖で活動されていて、私も学ぶところが多いのですが、いくつか問題提起をしていただきました。相談支援事業のあり方について、低額の報酬でいいのかということから、夏休みの余暇活動、子供たちの長期の休みの過ごし方に關して佐賀県はこれでいいのか。また、福祉の現場からの人材流出。私の知り合いの30前の中性が福祉職で福祉で働いてて手取りが月11万だということでとても暮らせない。結婚もできないという話が、これはよく聞く珍しくない話ですが、そんなところで色々問題があると思いますが、そのようにいくつかの問題提起をしていただきました。

後々議論していくたらと思います。

それでは次に進みたいと思います。障害当事者の立場から今日は北古賀さんに色々自分の体験も交えながらお話ししていただけると思います。よろしくお願いします。

北古賀：皆さんこんにちは。佐賀市からきました。北古賀雄三と申します。今回はこのような会で私のようなものが話して



良いのかという気持ちもありましたが、言いたいことがありましたので、きました。言葉がたどたどしいのですがどうぞ皆さんお聞きください。

私のプロフィールは資料の58ページにあります。私は先天性の脳性麻痺です。生まれつき体が思いに反して動いてしまう障害です。幼いこ



## シンポジウム

ろから母や父に駆けられて、ここまで大きくなりました。色々あったのですが去年の9月になんとか親元を離れて兄と二人で現在暮らしています。去年の9月ですが、ちょうど1年前です。自立支援法が4月から施行されようとしていて、10月から本格施行ということで、結構あせりまして、この法律が可決されて施行されると本当に自立できなくなるのではと思い不安に感じています。

本当に施設に入らなければいけない時代になったなと思い、本当に何か自分がどうにかしないと先に進めないと想い、親に無理やりですけれども、親の言うことを遮って勝手に自立をしてしまいましたが、本当に親がいたから、自分で自立ができたなと思います。それまでの自分が、佐賀県の金立町にある金立養護学校で家族のような感じで先生方が接してくださいって、ここで大きくなつて人に話しかけることはできますが、自分で何かをしようとしたとき必ず誰かがいてくれないと、何もできない状態です。今は、こうやってヘルパーさんに支えられながら自立をしています。

自立をして最初に思ったことは、上限額があって、24,600円という決められた額があって、サービスを受けるには、これを払ってくれと言われたわけですが、自分は仕事ができるので、何とかやりくりができたんですけど、他の方たちはどうなのかなという想いがあって、本当に寝たきりの方たちだと、自立、自立といわれても、自立がなかなかできなかつたりとか、本当にこの金額はなんだろうと、思つてしましました。もうちょっとそういう人たちのことを考えていただければ、そのときはもうちょっといい未来を迎えるのではないかと思います。

上の人が良いことをしようと思ってやっていることが、利用者にとっては負担になつたりするので、どちらが良いのかなあと芹田さんの話をきいて思いました。

自分としては、お金を払つて生活することが少し厳しいなど。水道光熱費とか、諸々の出費をしなければいけないので、ヘルパーさんが必

要なのですが、そこがネックになり、上限が決められ、今は緩和されて4分の1くらいになっていますが、それでも以前0円だったときもあります。それを考えるとどうしてかなと、思つてしまふ面があります。幸い私は仕事ができます。パソコン業務をやっていますが、もしできなかつたらどうなつていたかなと思います。施設には入りたくないということを小さいころから感じていました。小さいころから、断じてそれはしないと決めていました。自分の理想を追いかけ生きているわけで、希望とか、夢を抱いて暮らしているわけなので。

もっと言葉がうまく言えればいいのですが、上の人たちに言いたいのです。なぜ私たちのような障害児・者の人たちが国会に立てないのかと強く思います。本当に色々なことを考えて活動していらっしゃる方々が、全国にたくさんいらっしゃいますが、なぜその方々が国会に意見することができないのかと思います。もっと自分たち当事者も外に出なければと思います。だから自分は外に、外にと。みんなに会えるからって。自分の存在があるから、それをみんなに見てほしい。ということで外に向かいます。そこで人を巻き込んで新しい生活が始まると思います。そういうサイクルをこれからはもっともっと自分たちの手で立ち上げていかなければと強く思います。当事者だからわかることがあるし、周りが見てから判ることもある。そういうことを拾い集めて大きな山になってそこに誰でも登れるようにやっていければと思います。今年もありましたが、24時間テレビみたいなものをもっともっとここ佐賀から発信していけばいいのかなと個人的に思います。

自分は人に支えられて生きていくので、本当に人って大切だと思います。もっと仲間を集めておつきな和気あいあいとグループホームみたいなものを作つていただきたいと思っています。本当に自分にいつどこで何が起つるかわからないので、事故を起こして障害をおつてしまふこともあると思います。明日はわが身と考えて、自分のできることをそれぞれがやっていかなければ

ればいけない時期に来ていると思います。

本当に自分を支えてくれている親御さん、そして周りの職員、スタッフ、友達に本当にありがとうございましたといいたいです。

ありがとうございます。そしてこれからもうぞよろしくお願ひします。

芹田：ありがとうございます。若いって素晴らしいですね。彼は佐賀で私も一緒に活動していますが、非常に熱い男で、今暑くて一生懸命汗を拭いたりしてもらっています。

いろんな話が出たのですが、ひとつは自立支援法に代わったときの自己負担金一割ということが実際に障害をもって、親元を離れて暮らすときどのような影響があったのかを自分の体験の中でお話いただいたと思います。

それから、障害者がなぜ国会に立てないのかといろいろ熱い想いを語っていただきましたけれど、彼くらいエネルギーがあるのだったらそのうち自分で国会に立ったりしたら良いと思うたりするのですが。そのような中から自分の体験を踏まえて語っていただきました。

それではここで、お待たせしました。蒲原さんの基調講演を受けて、4人のシンポジストの発言があったのですが、それを受けた感想、福祉として障害者自立支援法をどう活用するのかを含めて、お話をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。



蒲原：最初に北古賀さんの話がありました。それについての私の感想を述べて、その後それに絡めて、相談支援の話と教育の話がありました

が、障害児の教育についてこれからどうやっていくのかというあたりを少し触れたいと思います。北古賀さんの話がありまして障害当事者として国会へという話がありました。ひとつそういう方法に加えて、我々はやはり障害当事者の生の声、障害当事者団体の声、そうしたことはいろんな場で聞いていかなければと思います。こういう場もありますし、我々役所の都道府県の職員がいろんなところで接する話を吸い上げると言ったことをこれから一生懸命やっていかなければと思いました。自己負担金の話がありました。これはやはり制度全体をみんなで支えるという観点で一定の範囲でお願いをしているということありますけれど、一方で、負担能力に応じた上限をそれぞれ負担能力に応じて作っています。話がありましたとおり、4分の1に軽減されています。この措置自体が、現在20年度までの措置となっています。今後これ以降どうするかということが、21年度全体の特別対策をどうするかという中で考えていかなければと思います。先ほど、自分が施設でなく地域生活では非やっていきたいという声がありました。そういう意味で言うとやはり地域生活を支えるサービスだとか、そこへの税金の投入といったところを我々としては、地域生活をしたいと思える人ができるようなことということをこれから重点に考えてやっていかなければと思います。それとの関係で、相談支援が大事だと思います。先ほどいろいろなサービスの組み合わせのお話をありました。施設であれば施設の職員の人が全体を見ているのだと思うのですが、それぞれの昼間、夜、いろいろな社会活動、それぞれの観点のところをいろんなサービスを組み合わせる。あるいは曜日によって組み合わせる。ということができるという制度に動かすには、やはりキーパーソンがあるいはキーとなる機能が、相談支援だというふうに私も思います。相談支援について自立支援協議会ができているところ、そうでないところがあると申し上げましたが、実はできているということが、ポイントではなくて、機能していることがポイントだ



## シンポジウム

と思います。先ほどの戸枝さんの話と重なりますが、機能するにはいくつか段階があると思っています。ひとつは個別のAさん、Bさんに対する個別の調整機能が機能していることが第一。これは利用者にとって一番大事だと思います。さらに、そういう個別の支援会議を通じて、その地域のサービス、あるいはサービスの当事者がうまく連携する。あるいはサービスの組み合わせが可能になってくるというのが2つ目のポイントだと思います。3つめが、サービスの組み合わせができるものがあるのか。というのを見ていく中で、やはりこれが足りないと。新しく作らなければならないというのが見えてくるわけで、その意味でいうと、新しいサービスを作り出すというところが、第3段階目というふうに認識しております。本当に動く自立支援協議会を市町村レベルで作っていきたいと思っていて、そのためにはひとつは、特別対策の中でのいろんなコーディネーターを派遣するだとかやっていますが、さらにこれからできることを考えていきたいと思います。さらに相談支援については、確かに実施が市町村で委託する場合でも基本的なお金が地方交付税ベースということで、市町村の財源がベースになっているということでなかなか委託料もあがらない。各市町村の判断ではありますが、なかなか十分なお金が回っていないという実態があることも我々は聞いております。一方で自立支援法の中で、一定の限られた人ではありますけれど個別にサービス計画作成をやってその後のフォローアップをするということについては個別のサービス利用計画作成費という給付があります。ただ、残念ながら市町村によってはこの支給決定が少なかったり、あるいはまったく無かったりということで、当初我々が考えているほど活用されていないこともありますけれども把握されてきました。我々としては今使えるものについて色々有効に使われている事例をよく整理して市町村や皆様にきちんと情報提供して、まず今ある範囲のところが十分に使えるようにすることが大事で、更に今ある範囲で足りているか。例えばいまのサー

ビス利用計画作成費というのはグループホーム・ケアホームに行っている方は使えない形になっているんですね。こうしたところも今後考えていくべきところだと思います。

そうした、いわば市町村ベースの財源だけでなく個別給付を活用した相談支援の充実ということもこれから課題だと思います。

教育との関係で、障害を持つお子さんに対するサービスをどう考えるかということが大事だと思います。3年後の見直しの法律項目のひとつに障害児に対する施設の自治体のあり方。これはいま都道府県が色々やっていますが、これをどうするのかが法律上の検討項目になっています。ただ、我々はそういう施設の管轄がどうかということにとどまらず、障害児を支えるサービスに何が必要かという根本から見直し、あるいは作っていきたいと思っています。例えばいくつか切り口があるのですが、2、3申し上げます。

ひとつは、自立支援法と期を一にすると思うのですが、将来の自立を念頭に置いた障害児の支援というもの。わかりやすく言えば、特別支援学校、特別支援クラスといったところで勉強するときに、例えば将来の地域での暮らしだとか、働くということ。そういったことに障害当事者ご本人、ご家族にいろんなイメージが湧くよう福祉側のいろんな福祉施設の人が、学校に入っていくし、あるいは学校側の人も我々のところに出てくるとそういう関係を作れれば良いと思っています。自立支援法で大人の人に對してそういう方向性が出ているのですが、小さいころから通じてやっていくことが大事だというふうに思っています。もうひとつは家族に対する支援です。障害の有無に関わらず家族の支援。あるいは0～2歳の親が集まって親がエンパワーメントしているという話をしましたが、障害を持たれているお子さんの親御さんは非常にご苦労が多いと思っています。その点で言うと、やはり家族への支援の柱をきちんと建てるといったところが大事かなと。例えば、今でも家族会としてのいろんなエンパワーメントの機

会があると思うのですが、そういう会合をより開きやすくするとか。あるいはそこにちょっとしたアドバイザーを派遣するような仕組みだと、ショートステイだとそういういろんなことをやりたいときのためのお世話をするサービスを充実するとかそういうことがこれから大事なことかなと思っています。あと、ライフステージに応じた対応というのも大事だというふうに思っています。障害が見つかる段階というのはいろんな段階があると思いますが、発見するという段階が一つあると思いますが、早期発見、早期対応といいますが、早期に見つけても、親御さんの受容の期間をどういった形で考えていくか。あるいはその間における子供さんに一定のいろんな支援をしていくというあたりの発見と対応の間の大変な時期の対応をこれからよく考えていきたいと思っています。

保健センターで親子教室などをやっていますが、これからこういったところのそういう取組みを勉強していくってそこを考えていきたいと思います。更には就学前の幼稚園、保育園も関係していると思っています。就学前だと通院施設等で専門的なところはあるのですが、一方で幼稚園、保育園でいろんな対応をするということをもっともっと広げていくべきだと思います。その際には、先ほどの特別支援学校での話と同じで、一定の加配する職員をきちんとつながら対応するということでやっていきたい。そのときに福祉側の通園の施設、あるいは入所の施設はそこに来るお子さんを見るのは従来からやっているので、それのみならず、できれば地域の幼稚園、保育園にアドバイスに行ってそこの先生に支援をするということもこれからやっていきたいと思っています。特別支援学校ができて、センター的機能を持っていろいろなところに支援するというお話がありましたけれども、福祉の側の就学前の施設もそういう地域全体の障害のある子供と親御さんを支えるというそういう機能を持つ。そのための財源措置というものも考えいかなければと思っています。

小学校に入った後は特別支援学校との連携になると思いますが、先ほどの相談支援と関係しますが、特別支援学校、そういうところには特別支援コーディネーターがいて、一方で個別の教育支援計画を作ることになっている。これは先ほど戸枝さんからお話をましたが、福祉の側は個別の福祉としての計画を作る。このふたつは実態としてこれは絶対一緒に作らなければいけないと思っています。一体として作って教育の側から見れば教育支援計画、福祉から見れば福祉の計画というふうになるようにしなければならないと思います。

あと、学校から卒業していった後、就職する場合、福祉施設に行く場合といろんなパターンがあると思いますが、そこも教育との連携で、学校在学中の教育と福祉の連携というのもあります、卒業する前後の連絡も大事で、そのつなぎは先ほどの相談支援と関わりがあると思います。子供の時から相談機関がずっと寄り添っていて、小、中、高の間も教育と福祉をつなぐ相談機関があるし、卒業する前後も相談機関がずっとつながっていくということが大事だと思っています。そういう意味でいうと、市町村の相談支援体制をそういう充実するということを考えいかなければというふうに思っています。

芹田：ありがとうございます。いま、福祉と教育の連携といった話もかなり出てきたので、下山さんに今出てきた障害児の自立を支援するような発達支援の話がありましたら教育の立場からお話をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

下山：個別の支援計画の話がありました。戸枝さんの方から自立支援協議会には特別支援コーディネーターの参加をという話でした。当然、教育の側からも、自立支援協議会に参加し福祉と連携すべきだと思います。私どももいま、個別の支援計画を作っていくと考えており、学校から福祉機関等に参加を呼びかけています

## シンポジウム

が、できれば一堂に集まってケース会議のようなことをやれたらよいと思います。どちらが最初に呼びかけても良いと思います。自立支援協議会ができているところが4割ぐらいだという話がありましたので、まだまだ地域で一人ひとりの子供について連携して支援していくこうという取り組みは、始まったばかりかもしれません。いずれにせよこの取り組みを進めていかなければと皆さんのお話を聞いて強く感じたみたいです。

芹田：ありがとうございます。やはり教育と福祉というものは切れ目があつてはいけないと思います。今回は肢体不自由児者父母の会ということで、保護者さんが圧倒的に多いと思いますが、私たちの人生は生まれて、家族に見守られながら育ち、幼稚園・保育園に入って、学校に入ってそれから社会に出て働いて年老っていく。それはつながったものなのでそこはやはり色々な分野があると思いますが、教育と福祉が連携して支援していただくというのは大変に必要ではないかと私も実感いたしました。

ここでもう一度蒲原さんにお話を戻しますが、会場のほうからも質問が来ていまして、地域格差に関して、地域生活の受け皿が乏しい。特に格差が大きいということでどうすれば良いのか。という質問が来ています。それから、戸枝さんのお話にもありました、社会的資源、障害者のケアマネージャーが足りないとかですね、ケアホームといった社会的資源が乏しいという話が出ています。地域間格差の話と全国的に不足しているそのような資源。また地域移行するため措置などで考えられていることとか、今後このように進めてゆく、などのお話があれば伺いたいと思います。

蒲原：これはまず、第一期の計画ができる動き出している段階であります。18,19,20と作り、それからまた第二期を作るということあります。第一期のところで3年後にどうしようかという計画を作っていますのでそれに基づいてき

ちんとやっていくと。だた、きちんとやっていくといつても、行政がやっていくときに実態がどう動いているかということを皆さんとよく話をしながら把握しないと、3年計画を作つて自然と動くんだと思つてしまふと実態が動かなくなると思うので、現場とよく対応をしながら進捗状況をチェックしながらやっていくことも大事だと思います。

戸枝さんもおっしゃっていましたが、ニーズの把握というものを第一期の計画を作ると、ニーズ把握していますが、現場が動き出している初期の段階ですね。これから市町村の現場の動きを見る中で第二期の計画が動き出すまでの間に、本当の現場のいま動いているニーズをきちんとつかんでいくことが大事なので、そのためにはいろんな形で、さつき相談支援の話が出ましたが、相談支援を通じて現場のニーズをきちんと把握するのが大事かなと思います。あと、個別給付になっているところについて言うと、給付としては支給決定されればきちんと出るようになりますが、先ほどひとつの例で計画作成費を挙げましたが、計画作成費が残念なことに全く支給決定していない市町村もあります。これはちょっといかがなものかと思います。そういう意味で言うと、各市町村で行われている給付の状況、これは計画作成費に限りませんけど、そうしたところではいろんなかたちで情報提供をしていくことが大事かなと思います。地域を支える資源としてグループホーム、ケアホーム、といったところが大事かと思います。特別対策で通常グループホーム、ケアホームにはいま、国としての補助制度は無いのですが、今回の1200億の特別対策の中で県に基金を作っている分には一定の範囲での改修費が出る形になつてるのでそういうものをうまく活用してもらつて在宅経営を支える資源を作つてもらいたいと思っています。

芹田：ありがとうございます。いま在宅の資源をより充実していくための話がいくつかあります。その中で障害福祉計画の3年ごとの更新

といいますか、きちんとニーズをあげていくという話がありましたが、ここで戸枝さんに伺いますが、戸枝さんのような事業をされているところには非常にニーズがあがっていくと思いますが、その中で肌身で感じている、こういうニーズが足りないんだということや、今回ここには全国から集まっているらっしゃるので、それぞれの地域であがってくるニーズをもっときちんと伝える、もっとうまくあげていく、市町村の計画、国の計画に反映していくためにどのようなことが必要ということをアドバイスいただけたらと思います。

戸枝：先ほどの地域格差という問題ですけど、僕自身、日本人は右肩上がりできた、成功体験に基づいて生きていますから、すごく未来予測が安易だと思っていて、1年間に200万人が、僕がいる名古屋市ひとつぐらいの人がこの後どんどん減っていきます。そういう意味では地方格差、市町村格差とか言っていますが、そこに人がいる限りインフラの整備、電気、ガスを通さなければならぬ。道路を整備しなければならない。といった問題が残るわけで、政治家の中にはそういった市町村には人がいなくなつてほしいとはっきり思っている人がいるのではないかと思っています。

先日、経営が破綻した夕張市に行ってきました。財政破綻した第1号ですね。夕張にいって思ったのが、人口が2万人、破綻したときになりましたが、1万2000人と。今登録しているのがですね。しかし、町の人たちに聞くと住んでいるのは8000人くらいだろうと。要するに、1万2000人逃げてしまつたんですよ。いなくなつた人たちの中に、役所の人たちは真っ先にいなくなつたということですね。ああそうですかとびっくりしながら、それこそグリンピアだとか、年金のいろんな運用で厚生労働省がたたかれていますが、夕張は炭鉱が閉山するときに300人の児童のために作った学校が今年25人しか生徒がいなくて、この学校が来年の春に閉校するのですが、この学校が、平成2年にできたので

すが、まだピカピカです。校長先生に丁寧に説明していただいたのですが。これを使う人がまだ決まっていないんですね。閉校して、平成2年に建てたばかりの学校が放置されるかもしれない。そういう状態なのに、4年前に夕張市に、高等養護学校が9人の生徒のために作られています。新築で。なんだろうと思ったときに、結局最後のさいごで、建設会社をもたせるために公共事業として最後にやつたと。どう考えたって、その特別支援教育の学校を建てた時点で、先ほどの小学校の2、3階はすっかり空いていたんですよ。何が言いたいかというと、人口が減っていく、納税者が減っていく介護保険料を納める人が減っていく。その中でこういった無駄な税金の使い方は止まらないと。これは厚生労働省、文部科学省が悪いかというと、求めているのは国民です。国民の中の土建屋で働いている人たちは公共事業がないと困るということで願うわけで、願うからこれが動くわけで、私たちの意識が変わらないとひどいことになる。もっと言えばもうおわっているのではないかと僕はそのくらいそうネガティブに捉えています。その上で僕のいるエリアは知多半島の特に南のほうで過疎がはじまっているエリアもかなり含まれているところで地域でやっていますから、ひとつはやはり公的サービスに頼らずにやっていくことをそうとう考えなければならないと。そうすると、企業の方の協力や、企業がやっぱり金を持っているわけで、国が傾いても外国で商売しているわけだから関係ないじゃないですか。お金もっていますので。更に言うとお金のかからないボランティアの方々にもいっぱい介護に参加してもらわないと。だから地域密着でやっているわけです。そういう展開をまじめに考えていかないとやはり難しい。さらにいうと、地域支援協議会とか自立支援協議会が作れない自治体は、もちろん自治体の政治能力を疑いますが、もともと自立力というのは住民の知識、力な訳です。そんなことを放置している住民しか住んでいないわけです。これからやはりどんどん国がそういう状態だと、地方ごとで何でも

やって下さいということで、地方ごとにいろんな福祉を考える時代になってきたときに、今回、自立支援協議会や相談支援体制がちゃんと作れなかつた街は、もう障害福祉全般がきちんと作れない街なんだと。こういうリトマス試験に検査されて、そうとうやばい地域だと判定されたと思い直していただいて、やはりひとつは事業者をきちんと、情報を持って次の手立てを考えられる事業者ですよね。地域福祉の場合、うちの親御さんたちがいうのですが、かかりつけのお医者さんのようにかかりつけの福祉の人間としてあんたたちを信用しているんだから、ちゃんと情報とってきて、私たちは専門家では無いためだから、きちんと説明をしておくれ。とよく言われるんですが、やはりそういう事業者を育てなければ駄目だろうと。一方で地域生活支援事業がきちんとできていないということは、やはりこれは当事者運動がもう一回復活しないと厳しいだろうと。あと年配の親御さんと話をしていると、養護学校の義務化の運動をしたあと、なんとなく目標を失って、育成会や父母の会が親睦団体になっちゃたと。僕たち事業者が福祉サービスをこうしたら良いんじゃないとか、単価をもうちょっと上げないとヘルパーが見つからないよとか。行政に言っても、お前金儲けでそんなこと言うなといわれると、事業者だからそれで終わってしまうわけですね。だから国に何かを言うことも大事ですが、一方で地方で福祉を考えていく時代ですから、市町村ごとで育成会や父母の会がもう一度、運動できる団体になつていただかないと、私たちの未来が拓けないと。僕たち支えている者の未来が拓けないとということは、それは一緒に生きていく障害のある人の未来が拓けないわけですから、そういう方向で考えていかないと地方の体力の無い自治体ほどひどいことになっていくだろうし、がんばれば、的は小さいわけですから、大きく動かせるんじゃないかなと。そんな気がしています。

芹田：ありがとうございます。会場がしーん

となる様な重たい話でしたか。

私たちは日本に住んでいろいろなサービスを受けています。で、今日は障害者自立支援法という切り口ですが、福祉教育に限らず、環境問題でいうと今日もものすごく暑いですね。もう9月、お彼岸で、暑さ寒さも彼岸までといいますが、このような調子だと環境対策費もかかると思いますし、ほかの分野でも先ほど土建屋さんの話をいらっしゃいましたが、それは土建屋さんも必死で生きているわけで、そのような中で、障害者福祉を充実させていくことはこんなに大切なんだと主張していくことも私たちの役割だと思います。

戸枝：すいません。少し口を挟みますが、土建屋をみんなヘルパーにすれば良いんですよね。本気でそう思っています。そういうことを丁寧にやるような政策があるとやっぱりまだまだ可能性があるなと思っています。

芹田：ありがとうございます。そこらへんのことも私たちが、ここにいる人たちは福祉に詳しい障害当事者、家族、支援者の方たちだと思うのですが、一歩外へ出れば、関係ないと思っている人たちが、わんさか溢れて住んでいるということも事実だと思っていますので、そこらへんのことも私たちがお互いに分かり合っていく、話し合っていくことが住民の自治力、先ほどの地域生活支援事業の充実などにつながっていくのだと思います。

もうひとつ今の話の中にもあったのですが、少子化等で、学校の空き教室が出てくることもあるし。あと私たちが地域生活をするときに新しい建物を作らないんだったら、既存の施設を使うということもあると思います。これから既存の建物の活用などその辺のことも蒲原さんと下山さんにあまり時間がないのですが、一言ずついただけたらと思います。

蒲原：自立支援法の良く出てくる説明のページにも空き教室の活用について書いてござい

ます。結局、障害のあるお子さんなり親御さんが生活するときに、身近なところにいろんなサービス拠点が必要なんですね。1時間、2時間かけて遠いところに毎日行けないですから。その意味で言うと身近なところに何かつくるために既存のところをちょっと活用すると。もちろん身近なところなのでたくさん的人が来ないので大規模なところいらぬけど、逆に小規模なものであればちょっといろんな活用をしていくと。こういうことだと思います。その観点からすると、空き教室だとか、商店街のちょっと空いたスペース。

私も今、文部科学省に出向して余裕教室といわなければならぬと言われたのを思い出しましたが、そういう余裕教室を使うだとか、ちょっと空いたスペースを借りてくる。あるいは公民館やコミュニティーの場所だとちょっとあるんですね。そういうところを活用することも大事。ただ、活用することを考えるときにあると抽象的にわかつていてもどこをどうボタンを押したらそのところに繋がるのかというのが実際に使うときにうまく繋がらないと思うので、そのへんは常日頃から皆さんの活動であれば、常日頃から出かけていって地域のネットワーク、人つながりの根を張っておくことが非常に大事で、空き教室、空きスペース等のそういう情報をゲットしてそういう個人、団体としての人付き合い、人のつながりといったことを大事にしておくことが大切だと思います。

下山：活用できるものはどんどん活用する方向で全国の学校や学級も整備されてきています。それが近くでしっかりととした教育を受けることになればよい訳で、あとは質をどう向上させるかが課題です。例えば、専門性のある特別支援学校の教員が出向いて、センターとしての機能をしっかりと果たすようなシステムを地域で作っていこうとしているのが教育側の取り組みです。

それからさっき夏休み教室という話がありました。夏休みが長すぎるのではないかということを言われます。いま、中教審というところで

新しい学習指導要領を検討しています。基礎・基本をしっかりと定着させるため授業時間を増加させる必要があるかどうかなどについて検討しています。特別支援学校の子供にとって必要な指導をしっかりと行うには夏休みも含めてどういう形でなければならないかを改めて検討しなければならないと思っています。皆さんのお望もうかがいながら、一緒に考えていくべきと考えています。

芹田：ありがとうございました。私たちもまだまだ考えたいこと、お話をしたいことがあるのですが、時間のほうがせまってきていまいりましたので今日はこの辺で終わりにしたいと思いますが、この後語り足りないことについては夜の時間にシンポジストの方たちをつかまえていろいろお聞きになったり、私たちの思いを国に届けてもらうだとか、地域でやっている仲間と語り合うとかですね、色々必要だと思います。明日もプログラムがありますので、私たち、障害者、家族、支援者の立場、行政の立場それぞれで分かり合っていくようなことを進めていくことがそれぞれの地域格差を埋めることになりますね。地域格差を埋めるといいましたが、どちらかというと地域の特色かもしれません。その特色にあったサービスを進めていくことが私たちにとって本当に暮らしやすい地域、街になっていくのだと思いますのでその辺もこれから考えて行ければと思います。つたない進行でしたがこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。



第40回全肢連全国大会佐賀大会

# 地域生活を支えるネットワーク の構築 —特別支援教育の立場から—

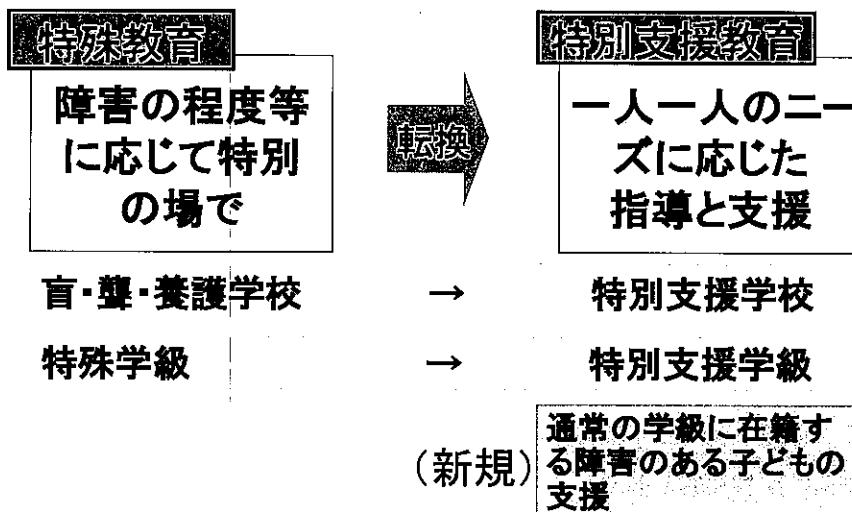
平成19年9月22日  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

1

## 1 特別支援教育元年

→説明59頁

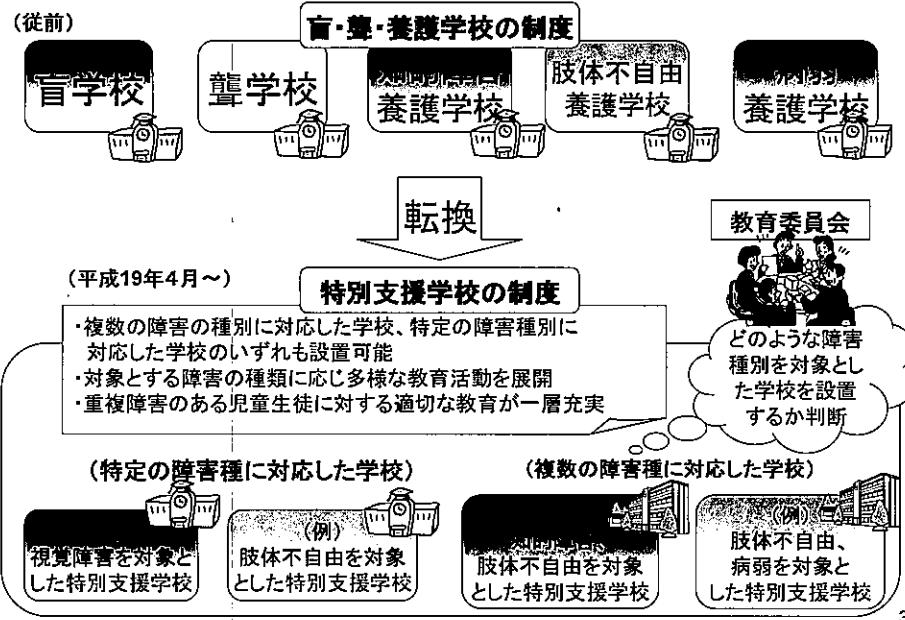
H18.6学校教育法等の一部改正、H19.4施行





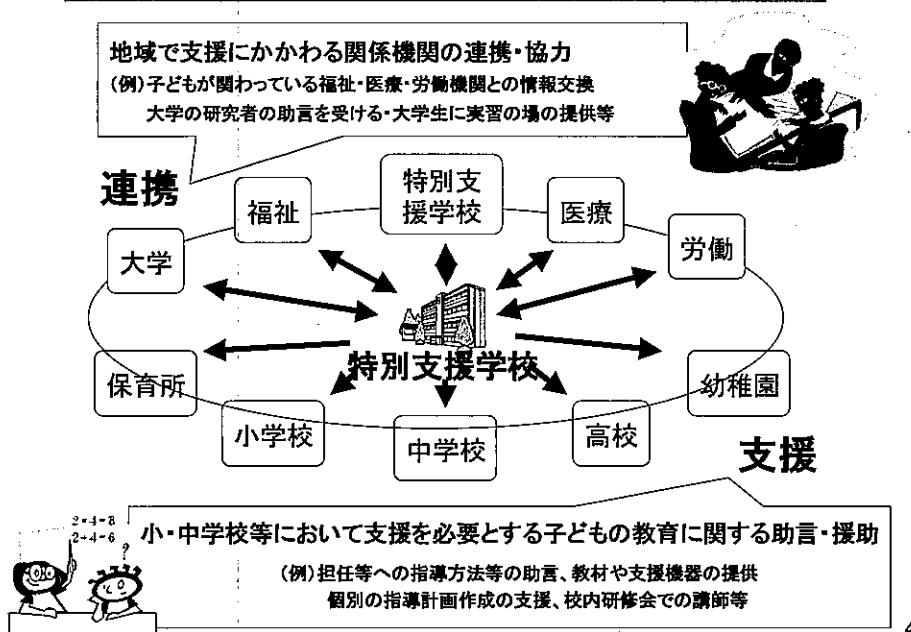
盲・聾・養護学校制度から特別支援学校制度への変更

→説明60頁



地域の特別支援教育のセンター的機能

→説明60頁





## 小・中学校における特別支援教育の推進 →説明60頁

(従前) 特殊学級、通級による指導が中心

(改正)

- 教育上特別の支援を必要とする児童等に、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを規定
- 「特殊学級」を「特別支援学級」と改める

  
学ぶ場はどこであってもニーズのある子どもを支援

特別支援教育は全ての教員によって推進

5

## 2 肢体不自由の子どものニーズ

→説明61頁

- 家庭から身近な場所で
  - 特別支援学校等の設置の在り方
  - 小中学校等での支援
  - 相互理解の促進(交流及び共同学習)
- ニーズに応じた専門的な教育を
  - 学校の専門性の向上
  - 医療的ケア実施体制の整備
  - ニーズの把握、関係機関との連携

6

### 3 地域の実態に応じた学校の設置 →説明61頁

- 平成19年4月1日から、法律に基づく特別支援教育のスタート
- 全ての盲・聾・養護学校は、制度上、特別支援学校
  - 名称の変更 182校(全916校中)
  - 新設11校 廃校3校
  - 地域の空き教室を利用した分校、分教室の増加
- 多くの都道府県では、特別支援学校等に係る整備計画を策定または検討中
- 国では学校施設整備指針の改訂

7

### 特別支援学校施設整備指針改訂 →説明61頁

H19. 7

- 学校施設の計画及び設計のガイドライン
- 特別支援教育制度の実施などに対応
  - 重度・重複化に対応(複数の障害対応する場合の配慮等)
  - 特別支援教育のセンター機能に対応
  - 自立活動や職業教育の充実に対応
  - バリアフリー化、耐震化、防犯対策、地域との連携等に対応
- 学校設置者に特別支援教育に係る施設の整備計画の策定、計画的な整備を求める

8



### 3 地域の実態に応じた学校の設置

- 平成19年4月1日から、法律に基づく特別支援教育のスタート
- 全ての盲・聾・養護学校は、制度上、特別支援学校
  - 名称の変更 182校(全916校中)
  - 新設11校 廃校3校
  - 地域の空き教室を利用した分校、分教室の増加
- 多くの都道府県では、特別支援学校等に係る整備計画を策定または検討中
- 国では学校施設整備指針の改訂

7

### 特別支援学校施設整備指針改訂

H19. 7

- 学校施設の計画及び設計のガイドライン
- 特別支援教育制度の実施などに対応
  - 重度・重複化に対応(複数の障害対応する場合の配慮等)
  - 特別支援教育のセンター機能に対応
  - 自立活動や職業教育の充実に対応
  - バリアフリー化、耐震化、防犯対策、地域との連携等に対応
- 学校設置者に特別支援教育に係る施設の整備計画の策定、計画的な整備を求める

8



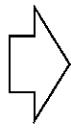
#### 4 小中学校等での支援－特別支援教育支援員の地方財政措置について－

背景 学校教育法の改正により、平成19年4月からは小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする

→説明62頁

##### 通常の小・中学校における障害のある児童生徒へのこれまでの支援状況

- 残学級、通級指導対象者の増加
- LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒への教育的対応の必要性
- 優秀児生徒の障害の重度、重複化



- 介助員、学習支援員などの活用で対応（都道府県及び市町村の独自予算）



これら通常の小中学校において障害のある児童生徒に対して支援を行う者について「特別支援教育支援員」という広い概念で整理し、地方財政措置が行われる。

<特別支援教育支援員の業務内容の一例>

- 学校教育活動上の日常生活の介助・・・食事、排泄などの補助、車椅子での教室移動補助など
- 学習活動上のサポート・・・LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒等に対する安全確保など

##### 〈地方財政措置の概要〉

措置時期 平成19年度より



平成19年度措置額 約250億円（市町村分）

単位費用算定基礎 小中学校の学校数を測定単位として、1校あたり  
840千円が基準財政需要額へ算入

特別支援教育支援員数 平成19年度 21,000人相当

平成20年度 30,000人相当（全公立小中学校数に相当）

## 5 交流及び共同学習の推進

→説明62頁

- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の積極的に進めるこ<sup>ト</sup>とによって、その相互理解の促進を図る(H16、障害者基本法の改正)
- 国の取組
  - 事例集の作成・配付
  - 講習会の実施
  - 学習指導要領への明確な位置づけ
  - 共生社会を目指した障害者理解推進校(13校)
- 居住地校交流の拡大が課題

10



## 6 学校の専門性向上

→説明62頁

- 教員個々の資質の向上
  - 専門性と総合性を確保を目指した特別支援学校免許状の創設
  - 教員免許の更新制の導入
- 学校組織としての専門性の向上
  - 校内の人材の有効活用
  - 外部の専門家の有効活用
  - 特別支援教育のセンターとして

11

## 7 医療的実施体制の整備

→説明62頁

特別支援学校の看護師配置は、この数年増加傾向。

	医療的ケア対象者		看護師	看護師資格を有する養護教諭	教員数
	在籍校	対象者数			
15年度		5, 729人	245人		
17年度	542校	5, 824人	597人	35人	2, 769人
18年度	553校	5, 901人	707人	28人	2, 738人

12



## 8 ニーズの把握、連携による支援

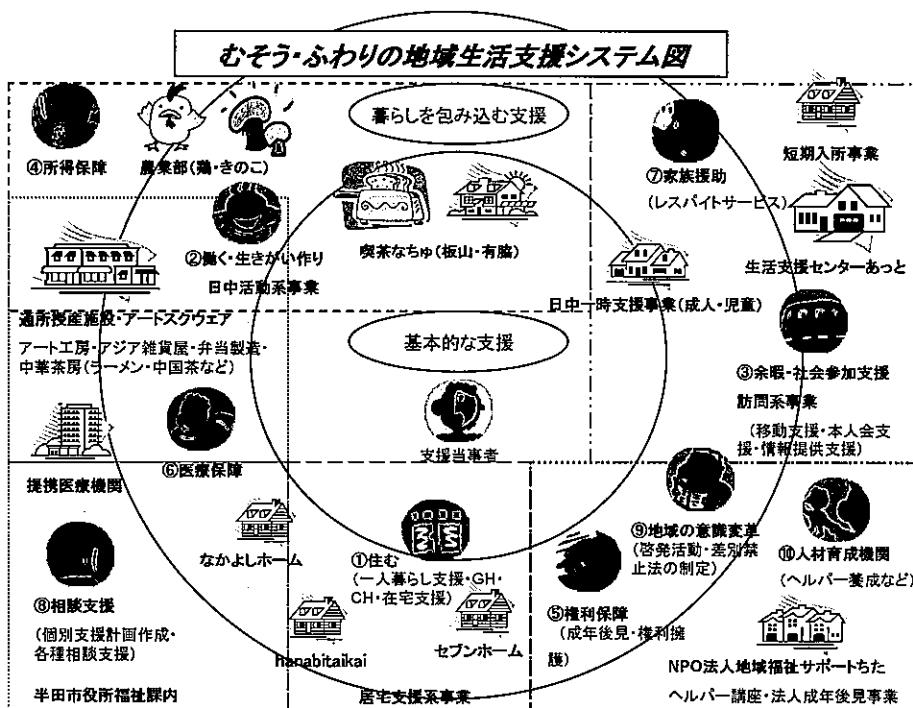
→説明63頁

- 個別の教育支援計画
  - 地域生活と長期的な視点に立って
  - 保護者、支援を行う機関の参加が大切
- 計画への取組から支援のネットワークや具体的支援が創り出されている



障害者の地域生活支援  
～障害者自立支援法をどう活用していくか～

戸枝 陽基（とえだ ひろもと）  
社会福祉法人 むそう 理事長

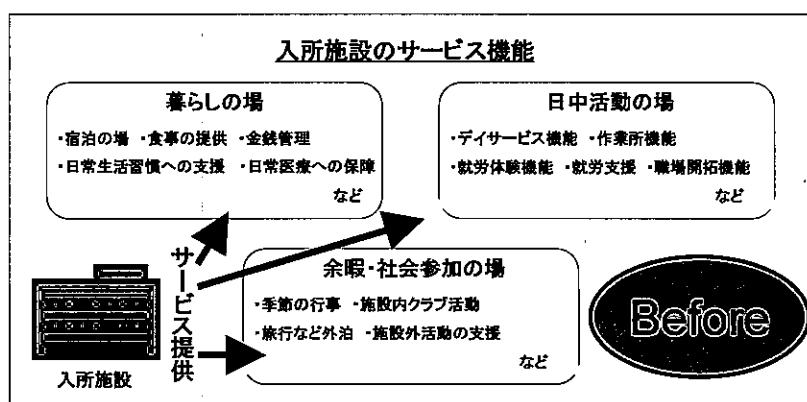


## 障害者自立支援法の概要

### 入所施設(ハード)中心の福祉から…

→説明64頁

入所施設(旧:入所更生施設・入所授産施設など)の  
持っている機能を整理すると…



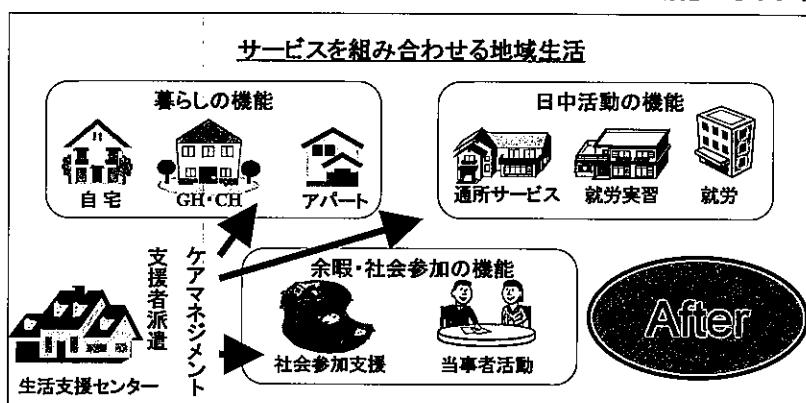
入所施設(旧:入所更生施設・入所授産施設など)は、  
大きく分けて、3つの機能に分かれていることがわかる！



## ハードの福祉からソフトの福祉へ！

→説明65頁

入所施設のサービス機能を地域の福祉サービスの中から選択し、組み合わせて利用する「ケアマネジメント生活」になります



入所施設3つの機能がソフトのサービスに変わり身近なところにあるとしたら？

必要なサービスと一緒に考えてくれる地域生活支援センターがあるとしたら？

## ケアプランで生活を組み立てる

→説明65頁

	朝	昼	夕
月		生活介護	
火		生活介護	
水		生活介護	
木		生活介護	
金		生活介護	
土		行動援護:社会参加	
日		訪問:身体介護	ケアホーム
	ケアホーム		



## ひと目でわかる！区分とサービスの関係

→説明64頁

～66頁

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
ホームヘルプ							
行動援護 (5時間まで)							
移動支援	市町村判断で利用可能				市町村判断で利用可能		
重度訪問介護 (3時間以上)							
就労移行・継続	市町村判断で利用可能						
生活介護							
施設入所支援				50歳以上の場合は区分3から			
ケアホーム							
グループホーム	市町村判断で利用可能						

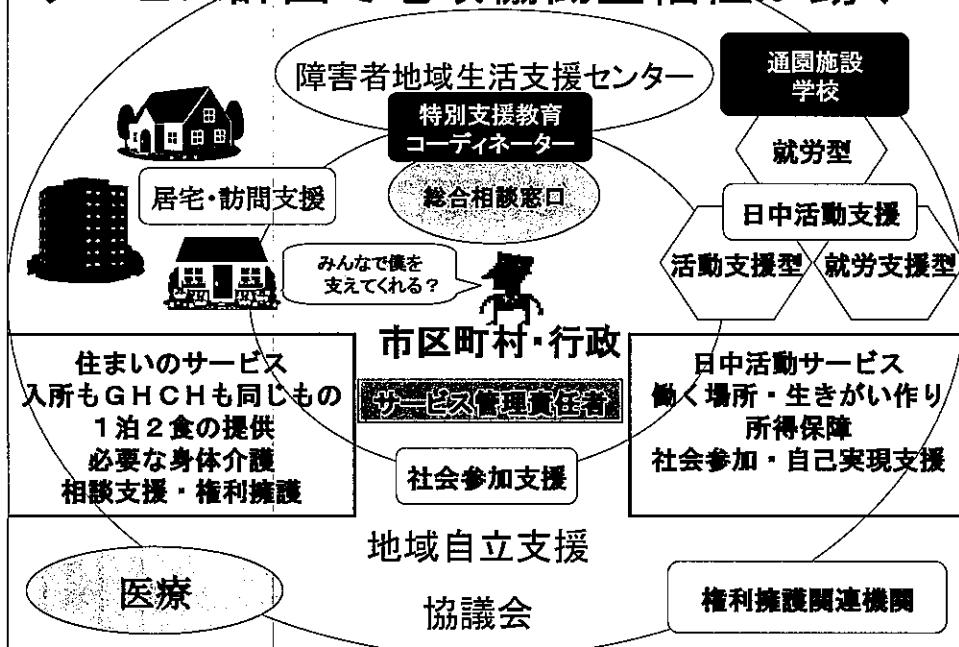
重度包括支援 区分6 かつ

・四肢に麻痺があり呼吸管理がいるor最重度知的障害

・行動関連項目15点以上のもの

## サービス計画で地域協働型福祉が動く！

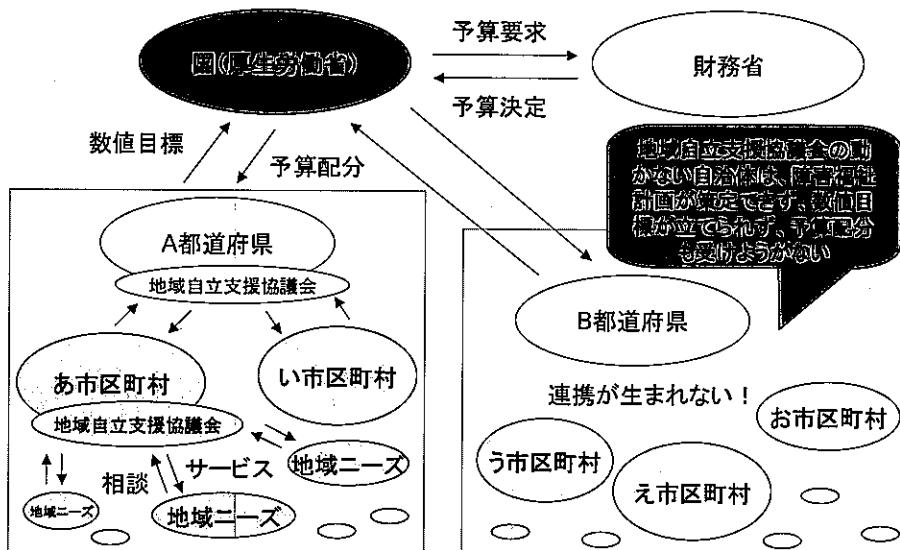
→説明66頁





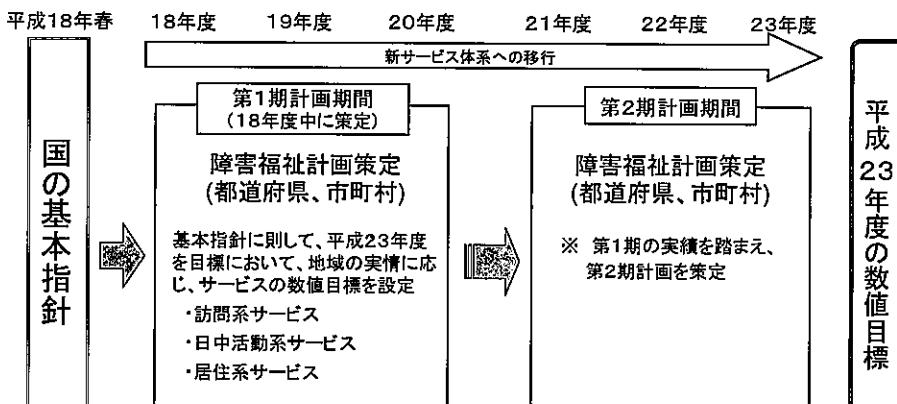
© とえだ ひろもと 2007

## 地域自立支援協議会で現れたニーズを基に社会基盤整備をする！



### 障害福祉計画について

- 「基本指針」は、下記の事項を内容とするものであるが、具体的には、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、定めるものとする
  - ・障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
  - ・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
  - ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 市町村及び都道府県は、「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定するものとする

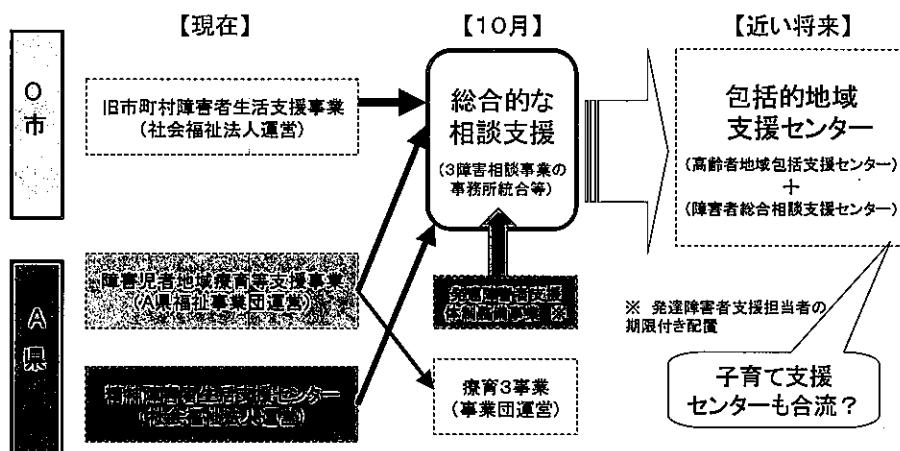




## 市町村レベルの相談支援事業の今後

【A県〇市の場合】

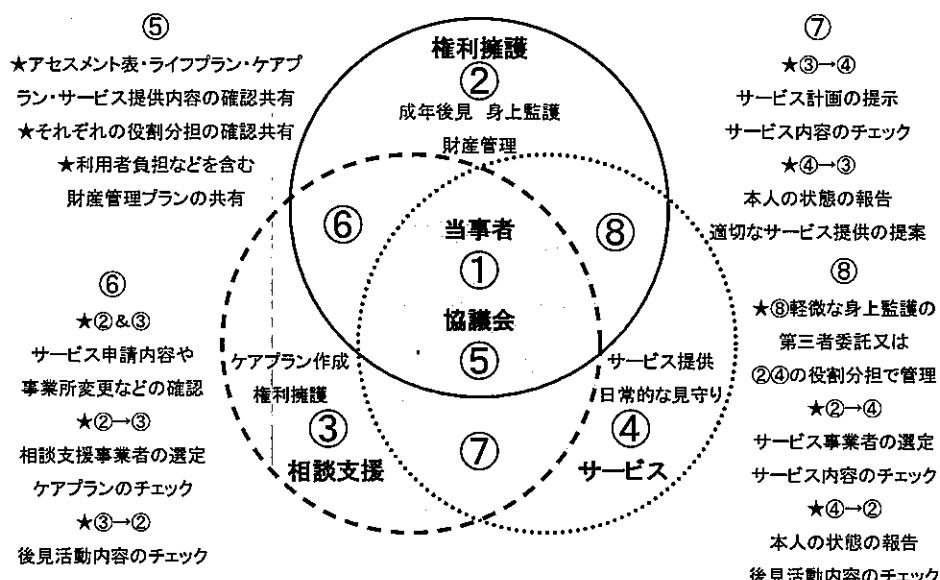
- 相談支援事業は、障害種別を総合化し、相談支援体制は今後分野を包括することも検討する。想定する例として地域包括支援センターとの統合を視野に検討する。
- 検討は自立支援協議会で行い、A市の実情に応じた形を検討し推進する。



© とえだ ひろもと 2007

## 権利擁護・相談支援・サービス事業のエコマップ

～3つの事業が良い緊張関係を保ちつつ地域生活を支える～





© とえだ ひろもと 2007

## 地域生活支援を組み立てる流れとしては… ～本人ニーズから循環的に3つの事業が支援を組み立てる～

### ①当事者のニーズアセスメント

- ・きちんとすべての人のニーズアセスメントを丁寧にする。
- ・この段階は、権利擁護・相談支援・サービス事業所それぞれから始まる可能性がある。
- ②成年後見人又は相談支援事業者がライフステージ全般に渡る見通しを立てる。
- ③相談支援事業者がインフォーマルサービスを含むケアプラン(サービス計画)を策定する。
- ④相談支援事業者から依頼のあった直接サービスのサービス提供・管理責任者が支援計画を作成する。
- ⑤地域包括支援センター(介護保険)の運営協議会、地域自立支援協議会(障害者自立支援法)などで①②③④の流れから得られた情報を共有し、④が実際のサービス提供を始める。
- ⑥⑦⑧支援を始めるにあたり、それぞれの機能の接続する支援部分の役割分担を②③④で、話し合って⑤で明確にする。
- ①当事者にその支援計画で満足しているか、再アセスメントをする。



平成18年4月～8月							
	4	5	6	7	8	合計	
行動支援	838,144	719,820	748,736	929,820	1,106,356	4,342,916	
身体介護	2,105,731	2,176,629	2,134,066	2,121,779	2,156,363	10,694,558	
外出	232,196	133,664	138,896	74,766	101,713	68,235	
児童デイ	171,990	252,018	332,766	457,758	417,626	1,632,158	
看護デイ	72,830	139,201	133,180	141,078	136,828	623,117	
短期入所	33,813	0	75,168	129,996	99,945	338,922	
なかよし	311,455	380,816	378,700	395,845	369,745	1,846,561	
はなび	468,455	469,196	473,060	494,405	418,805	2,323,921	
身達	273,289	391,446	415,686	428,777	115,038	1,624,236	
アートスクウェア	3,904,442	4,058,793	4,380,433	4,214,158	3,829,153	20,387,279	
合計	8,412,645	8,731,583	9,210,691	9,388,382	8,751,612	44,494,913	
自平一時B型					191,326	1,167	219,713
自中一時C型					331,038	203,094	285,966
合計					8,752,556	9,203,388	9,335,516

	4	5	6	7	8	合計	
行動支援	59,928	53,136	52,588	60,654	77,216	303,522	
身体介護	74,519	70,701	64,094	53,921	67,319	332,154	
外出	17,480	11,268	9,404	5,044	7,955	51,151	
児童デイ	15,708	25,088	31,390	45,382	38,622	156,690	
看護デイ	0	2,289	1,390	1,142	512	5,333	
短期入所	3,757	0	8,352	14,144	11,105	37,658	
なかよし	17,785	22,134	26,750	21,155	21,155	102,989	
はなび	28,045	27,304	22,990	23,395	125,129		
身達	26,811	38,394	37,654	36,653	12,782	152,284	
アートスクウェア	319,712	320,097	331,067	293,487	1,583,015		
合計	563,755	570,411	579,679	582,602	553,548	2,849,995	

<<前年度との比較>>

#### サービス内容の変化

前年度比(収入) 前年度比(自己負担)

	4月	5月	6月	7月	8月	合計	
行動支援	519,954	408,316	410,126	704,906	571,356	2,614,648	60
身体介護	1,716,742	1,761,477	1,708,908	1,957,823	1,599,692	8,744,642	90
重度	172,570	200,520	192,780	200,520	150,070	916,460	
児童デイ	104,298	110,004	97,557	39,546	81,583	432,988	118
看護デイ	214,612	125,172	192,304	166,020	158,249	836,357	253
短期入所	288,429	271,476	287,397	281,168	215,609	1,344,079	73
なかよし	369,112	394,911	394,032	313,665	321,465	1,793,235	77
habitatalkai	0	0	0	34,704	320,246	354,950	
セブンハウズ	0	0	0	291,502	271,082	955,228	
就労移行支援	0	0	0	5,221,371	5,065,014	51,317,13	126
生活介護	4,627,831				4,570,011	24,615,940	
移動支援	207,468				311,519	266,535	1,126,927
自平一時B型					214,130	264,251	1,141,730
自中一時C型					421,974	1,487,322	183
合計	8,752,556	9,203,388	9,335,516	9,951,918	9,212,123	46,455,501	104

#### サービス内容の変化

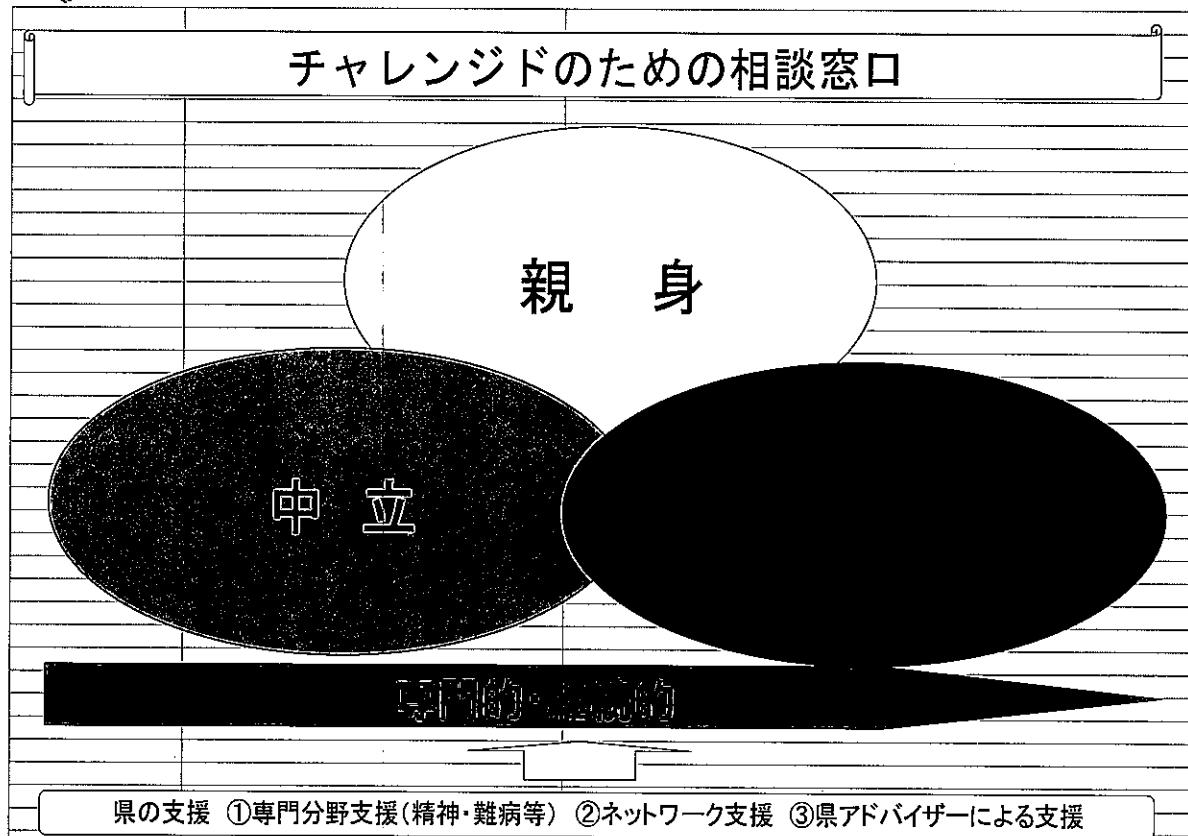
前年度比(収入) 前年度比(自己負担)

	4月	5月	6月	7月	8月	合計	
行動支援	33,786	30,614	28,414	47,134	51,114	191,062	63
身体介護	32,878	30,063	38,612	37,047	64,028	202,658	61
重度	0	0	0	0	0	0	
児童デイ	5,282	6,016	4,693	4,394	3,580	24,005	121
看護デイ	19,588	13,908	15,456	9,032	8,541	66,565	177
短期入所	17,223	17,574	17,223	5,941	12,961	70,922	69
なかよし	12,468	12,819	12,468	15,075	15,075	67,905	54
habitatalkai	0	0	0	3,856	9,574	13,430	
セブンハウズ	0	0	0	17,538	19,206	16,998	57,492
アートスクウェア・勤務移行	3,750	3,750	500,866	208,947	245,769	1,775,814	113
移動支援	382,723				30,607	15,182	18,613
自平一時B型					10,784	8,300	10,427
自中一時C型					36,782	22,586	31,774
合計	582,101	488,341	696,174	471,029	507,005	2,744,650	96

#### サービス内容の変化

前年度比(収入) 前年度比(自己負担)

	4月	5月	6月	7月	8月	合計	
事業別収入の柔軟化について							
1、外出介護が他の活動支援事業により移動支援事業になり、影響が少なかった改訂といえるが、事業のみの実施をしていた事業所においては、影響が大きいことなどが要因だと思われる。							
2、移動支援事業が自分負担も含めて利用することになり、同じ時間数の支援をしていても吸収する能力が変わった。							
3、子供のサービスを選びために本來の必要なサービスではなく、見童デイサービスや短期入所など長時間を利用し、単価の安いサービスを利用するために、見童デイサービスや短時間利用するが、データからも20%から30%の収入減につながっている。							
4、ケアホームは現状一ヶ月に10万円の赤字を抱える現状であるが、データからも20%から30%の収入減につながっている。							
5、授産事業においては、量が大きく減っていることと、重複の方が多いことが増加している。							
6、結果的に、多機能に事業展開している事業所においては、影響が少ないといえる。							
7、低所得の方への配慮が上級額設定によりできている。							
8、身体介護の自己負担が少なくなった改訂といえるが、サービスを利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。低所得者および既に既に負担の自己負担の配慮がなされていることを示している。							
9、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
10、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
11、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
12、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
13、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
14、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
15、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
16、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
17、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
18、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
19、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
20、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
21、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
22、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
23、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
24、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
25、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
26、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
27、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
28、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
29、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
30、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
31、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
32、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
33、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
34、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
35、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
36、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
37、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
38、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
39、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
40、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
41、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
42、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
43、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
44、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
45、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
46、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
47、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
48、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
49、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
50、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
51、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
52、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
53、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
54、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
55、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
56、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
57、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
58、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
59、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
60、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
61、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
62、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							
63、身体介護の自己負担が大きいものについては、利用するべきサービスをどのように選択するかが重要な問題である。							



### チャレンジのための相談窓口のあり方

	考え方	具体策
親身	真に、障害者やその保護者の立場に立って相談に応じる。 相談に行きやすい窓口とする。	①障害者本人や保護者が相談しやすい・通いやすい窓口にするための工夫のひとつとして、当事者・家族会相談員の配置を検討。 ②17時以降や土日など、可能な限り、窓口開設時間を長くする。 ③窓口は、市町庁舎など誰でも通い慣れた場所に設置する。
中立	サービス提供事業者等の影響を受けない相談支援体制を確保する。	①市町直営やサービスを持たないNPOや社協等を主体とした中立的運営母体の確保。 ②中立性の確保について地域自立支援協議会において検証する。 ③窓口は、市町庁舎など公的な場所に設置する。
三障害以外も	精神、知的、身体だけでなく、難病や発達障害等についても対応する。	①高度な専門的知識を必要とする相談については県がバックアップすることとし、市町相談窓口との連携強化を図る。 (難病) 佐賀県難病相談・支援センター (発達障害) 佐賀県発達障害者支援センター、NPO法人それいゆ (精神) 佐賀県精神保健福祉センター、精神障害者地域生活支援センターぶらっと ②高度な専門的知識を必要とする相談についても、専門家の出張等によりその場で対応し、たらり回しをしない。
専門性の確保	相談支援の専門家が対応する。	①専門的職員、専門性(経験)のある相談員配置。 ②職員の研修により専門性の向上を図る。 ③高度な専門的知識を必要とする相談については県がバックアップすることとし、市町相談窓口との連携強化を図る。
継続性の確保	相談者が常に新たな相談ができる体制を確保する。	①相談者の情報の共有化により、応対する相談員が代わっても継続した支援ができるようとする。 ②専門的職員、専門性(経験)のある相談員が、可能な限り継続して勤務できる体制の整備。

◎県内各地域における総合相談窓口・地域自立支援協議会一覧(19年4月現在)

保健 福祉 団体 市町名	名 称	総合相談窓口 設置場所	電 話	営 業 時 間	時間外対応 時間帯	時間外 電話番号	FAX	E-mail	相談員	備考	地域自立支援協議会	
中 部	佐賀市久保田町 川副町 神埼市 吉野ヶ里町	佐賀地区障が い者総合相談 窓口	佐賀市保健福祉 館(ほほえみ館3階) 〒849-0915佐賀市 兵庫町大字藤木 1006-1	総合相談窓口で3事業所合同の相談を受付 月・木10:00~19:00 電話 36-9131 FAX 36-9132 ※下記事業所では 常時相談受付可 【長光園】主に身体 電話 27-1061 FAX 27-1061 9:00~18:00(土日を除く) Eメールshien@aqua.ocn.ne.jp 【整枝学園】主に知的 電話 98-2211 FAX 98-3391 8:30~17:30(土日祝を除く) Eメールssghatop@ps.saganet.ne.jp 【ぶらっと】主に精神 電話 34-4866 FAX 34-4867 10:00~19:00(第1・3・4週土と第2日を除く) Eメールpuratara@nifty.com						平川・香月 猪内 野野・中村 林田(事務)	<木・木> 河野・石井 今村 吉崎・村岡 栗山	佐賀地区自立支援協 議会 事務局／佐賀市 TEL0952-40-7250
	東与賀町	東与賀町障害 者相談支援事 業所	東与賀町保健福祉 センター 〒840-2221 佐賀郡東与賀町大 字下古賀1193	0952 45-8022	月～金 8時30分 ～17時15分			0952 34-7677	hisayko@po.s aganet.ne.jp	塙田	月・水・金はめぐみ園に 相談受付。in34-7722 FAX34-45-1603	
	多久市 小城市	小城・多久障 害者相談支援 センター	小城市小城保健福祉 センター (桜葉館) 〒845-0002 小城市小城町畠田 750	0952 71-1250	月～金 8時30分 ～17時15分	24時間 365日	0952 71-1250	0952 73-3032	o- tsyouga@etu de.ocn.ne.jp	原田 田代 山田 土岐(事務)	【運営主体】 小城市社会福祉協議会	小城・多久障害者地域自立 支援協議会 事務局／小城・多久市 TEL0952-8820、多 久75-6118
唐 津	唐津市	唐津市障害者 相談支援セン ター	唐津市庁舎包括支 援センター内 〒847-8511 唐津市西城内1-1	0955-72- 6272	月～金 8時30分 ～17時15分					岩下<木～金> 石井<月～金> (施設等から) 加世堂<月> 河野<火> 手島<水・金> 浦川<木>		
	玄海町	玄海町相談支 援窓口	玄海町(市町窓口) 〒847-1421 東松浦郡玄海町大 字諸浦348	0955-52- 2111	月～金 8時15分 ～17時					片山、有田 (施設等から) 河野、浦川 手島	必要に応じて施設と連 絡を取り合い対応	
鳥 栖	鳥栖市 みやき町 基山町 上峰町	鳥栖・三養基 地区総合相談 支援センター	〒841-0052 鳥栖市宿町985-1 三恵ビル1階	0942 87-8956	月～土 9時 ～19時	24時間 365日	0942 87-8956 転送電話	0942 87-8991	so- sodan@kumin. ne.jp	生野、栗林 安原、(高林) 江見<事務>	【運営主体】 NPO法人総合相談支 援センター・キャッチ	鳥栖地区自立支援協 議会 事務局／鳥栖保健福祉 事務所 TEL0942-83-2161
伊 万里	伊万里市	障害者生活支 援センター	伊万里市役所福祉 課 〒848-8501 伊万里市立花町 1355-1	0955 23-3512	月～金 8時30分 ～17時15分			0955 20-1215			障害者生活支援セ ンター 0955-23-2909 (伊万里) 水曜は 施設からの出向職 員も対応 (有田) 火曜は施 設からの出向職員 も対応	伊万里地区自立支援協 議会 事務局／伊万里保健福 祉事務所 TEL0955-23-2101
	有田町		有田町福祉保健セ ンター・相談室 〒849-4192 有田町南原甲684 番地4	0955 43-2237						福地 松尾 津曲		
杵 篠	武雄市	相談支援セン ター	武雄市山内支所 〒849-2393 武雄市山内町大字 三間坂甲13800	0954-45- 2370(直通)	月～金 8時30分 ～17時15分	相談員不在 のとき及び 時間外は(そ のみ学園に 電話を転送)	0954-45- 2370(直通)	0954-45- 2564	fukushi@city.t akeo.jp	一ノ瀬 桐原		
	嬉野市	嬉野市障害者 等相談支援窓 口	嬉野市(嬉野市本店) 〒849-1411 嬉野市塩田町大字 馬場下甲1769	0954 66-9151 (直通)	窓口相談 平日8:30~1 7:15	24時間 365日	0954 66-9151 (直通)	0954 66-3119	fukushi@ city.ureshino.jp	馬場 国政 矢川		
	大町町	大町町障害者 相談窓口	大町町(市町窓口) 〒849-2101 杵島郡大町町大字 大町5017	0952 82-3185	月～金 8時30分 ～17時		0952 82-3111	0952 82-3117	nishimori- akihiro@town. omachi.jp	西森 前山 森		
	江北町		江北町(市町窓口) 〒849-0592 杵島郡江北町大字 山口1651-1	0952-86- 5614	月～金 9時 ～17時			0952-86- 2130	bikkie@star.s aganet.ne.jp	岡本 松尾 田中		
	白石町	白石町障害者 相談窓口	白石町(市町窓口) 〒849-1292 杵島郡白石町大字 板田253-1	0954-65- 3111	月～金 8:30時 ～17:00時			0954-85- 3120	choujushakai. @town.shiroi. hi.jp	井崎		
	鹿島市		鹿島市(市町窓口) 〒849-1391 鹿島市大字納富分 2643-1	0954-63- 2119	月～金 8時30分 ～17時15分			0954-63- 2128	fukushi@city.k ashima.sagijo	山下 有森 吉芝 藤家		
	太良町		太良町(市町窓口) 〒849-1698 杵島郡太良町大字 多良1-8	0954-67- 0718	月～金 8時30分 ～17時15分			0954-67- 2103	ochomin- fukushi@town.t ara.sagijo	西田		
佐賀県自立支援協議会	事務局 佐賀県庁 障害福祉課	TEL 0952-25- 7064	奇数月の第3水曜日午後2時～ 平成19年度実施予定期 6/16、7/18、9/12、11/21、1/16、 3/19				FAX 0952-25- 7302			障害福祉課在宅福祉担当 相談支援、自立支援協議会担当		

\*上記一覧表は総合相談窓口についてまとめたものであり、上記以外に各市町で相談窓口を設けている場合があります。

# シンポジウム

## テーマ

### 「組織の活性化をめざして」

司 会：	戸枝 陽基	社会福祉法人 むそう 理事長
シンポジスト：	福島龍三郎	佐賀市手をつなぐ育成会副会長
	清水 誠一	全国肢体不自由児・者父母の会連合会副会長
	石田 栄一	全国肢体不自由児・者父母の会連合会相談役
	宮崎 和枝	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会相談役

それではシンポジウム「組織の活性化をめざして」を開催いたします。

資料は61ページになります。市町村合併、障害者自立支援法の施行と、大きな政治スケジュールを経て、いよいよ地域の福祉は地域が創る時代へと突入することになりました。このシンポジウムでは地方の時代を演出する市町村がより良い街づくりを目指すのか、それとも相変わらず型にはまつた福祉を続けるのか。私たち、団体活動の如何にかかっているとも言えると思います。中央での大きな改正を支えているのは障害者の主な団体のありますし、地域でも各団体が活発に活動している地域では良い福祉が実現できています。これからは市町村の時代であると同時に、私たち地方の団体がいかに福祉を演出するかが問われていると考えます。どうすれば障害者団体は活性化できるかについて全国手をつなぐ育成会に所属し、激動の障害福祉を現場から支えた戸枝様の進行で全国や、佐賀の役員や佐賀の育成会でご活躍の福島様をお迎えして多くのヒントを得たいと思い企画いたしました。

それではお話をいただく方々をご紹介いたします。

初めに、佐賀市手をつなぐ育成会副会長の福島龍三郎様です。

福島氏は佐賀県出身ですが、神奈川の小規模作業所での経験を生かすべく佐賀に帰り、障害者の地域生活を支える様々な活動を実践されている実践家であります。就労移行支援、生活介



護、グループホーム、居宅介護や、行動援護などいろんな事業を手がけながら、団体役員として関わっておられます。障害者の地域生活支援の佐賀を代表するオピニオンリーダーであると思っております。本日は今後の障害者団体のあり方、活性化策等についてお話を頂けるものと楽しみにしています。

続きまして、全国肢体不自由児・者父母の会連合会 清水誠一副会長です。

北海道県肢連の論客として、また、道議会の論客としてもご活躍の役員です。

続きまして、全国肢体不自由児・者父母の会連合会 石田栄一相談役です。

愛知県県肢連会長の論客としてもご活躍の役員です。

最後に佐賀県肢連の宮崎和枝相談役です。

宮崎相談役は佐賀県の父母の会を長年支えてきて、全国の役員も経験された方です。どちらのご事情もご存知で、今後の団体活動のあり方にはいろんなご意見をお持ちでありますので現場からの声として、本日も様々なご意見をいた

だけるものと思っております。

昨日の踊りで中心になって動かれていたパワー溢れる方です。

最後に愛知県半田市から御出席をいただいた、進行をしていただきます戸枝陽基様です。

昨日もご紹介しましたが、戸枝様は短期間で地域生活支援のシステムを構築したことでも知られ、若くして愛知県の社会福祉法人むそうの理事長であり、全国地域生活支援ネットワークの事務局長です。地域生活支援の天才といわれています。その現場感覚に立脚した手腕を買われ、全国手をつなぐ育成会のブレーンとして育成会としても様々な経験をされている方です。

それでは戸枝様よろしくお願いします。



戸枝 阳基

戸枝：皆さんおはようございます。昨日に引き続いての登場で、普通は一回出たらお役御免ということで夜は浮かれるはずですが、朝からということで、僕はけっこう朝が弱いので、昨夜は良く眠れずで、今日は張り切って7時くらいに起きました。昨日は交流会に多くの方が参加されたと思うのですが、地元佐賀の福岡たかまろさんですね。変な言い方ですが、小泉チルドレンと呼ばれている自民党の議員さんなんですが、僕は福岡さんには結構お世話になっていて、小泉チルドレンの中で障害福祉のことをあんなに熱心にやりたいと思っている議員さんは福岡さん以上にいないのではないかというくらい熱心に厚生労働委員会という福祉関係の委員会の委員ですので取り組まれていて、会場でも夜言っていましたけど、これに福田康雄と書いてありますが、今日の朝、新聞を見ますと、

ほぼ福田さんで決定だろうということで、昨日福岡さんが言っておられたのですが、福田さんの所信表明の文書なんですが、障害者自立支援法を抜本的に見直すということが一文はっきりと入っているとおっしゃっていました。

自民党が自立支援法の問題というのに本腰を入れようということでは、自民党も色々問題点を聞いているといろんな議員さんがおっしゃっていますが、そもそも民主党の議員さんがかなり厳しく自立支援法のことを国会で追求するとの時点で宣言していて、やはり自民党としても何か考えなければならないことになって来ている。

特に昨日私も説明しましたが、施設から地域へという流れでは、それは普通の暮らしをしたいということは誰もが願っていることで、問題があるとすれば財源ですね。一割負担の問題だとか、施設経営を見直すとかそんなことをいよいよ見直すというようになったことだと思います。

この2年間、自立支援法も含めて皆さんも不安に思った日々が多かったと思いますが、いよいよ明るい光が差してきた、そんな気がしています。その中で今日のテーマは組織の活性化をめざしてということで、それぞれ肢体不自由児・者父母の会とか、手をつなぐ育成会というのは知的障害者の育成会ですが、育成組織が昨日も私がちょっと触れましたが、これは国が動くと同時に、市町村にかなりそれでやりなさいよと、国が補助金を投げて、どうやって運用するのかは街ごとで決めてくれということになりましたから、市町村の育成会や、父母の会はもう一度元気にならないと国の制度がどんなに改善されても、地方の仕組みが変わっていかないということが起こってくるわけですね。

その際にどうやって組織を活性していくべきなのかということが、この大会に参加いただいた方はきっと各地域のリーダーでしょうから、何らかのヒントをいただいて帰っていただけたらと思っています。実行委員会としてこの4人の方が、その答えを皆さんに何かご教授いただ



## シンポジウム

けるのではないかということで4名の方が今日来てくださっています。

まずは、4名の方に10分ぐらいの自己紹介とそれぞれの会の現状、それぞれ何か取り組まれていることをお話しただければと思っていました、順番からいいますと、清水さん、石田さんというふうでそれぞれの地域、場合によっては全国的な運動をされてきた方たちですから大きな視点でお話をいただいてそれから、地元佐賀から宮崎さん、福島さんにご参加いただいていますので、佐賀の様子や、それぞれの会が取り組んでいる様子をお聞きしたいと思います。

それではまず石田さんからお願ひします。



石田 栄一

石田：お早うございます。3番目の発言と思っていましたら、しょっぱなということでちょっと戸惑いますが、最初に年齢がばれますか、昭和20年7月の半ば17歳の時に召集令状が来まして、この佐賀県三養基郡、今は町か市になってると思いますが北茂安村小学校で2カ月ほど兵隊生活をさせていただきました。生まれは静岡ですが、生れた村をほとんど出たことのない私が、いきなり召集令状が来て2日後には出征ということで、再び故郷の土地は踏まれないなあと悲壮な思いで出征した記憶があります。

この学校に来ましたときには、沖縄はもう完全に米軍の手に入っていて、毎日のように朝から艦載機と思われる軍用機が来襲して、ほとんど軍事教練はできなかったのです。それから1カ月足らずで終戦となり、ちょっと自由な時間ができ、町内では蠟燭を売っているお店があるということで、帰省の記念に蠟燭を買っていこ

うと思い、そのお店で「蠟燭ありますか」と聞いたところ、「なかっ」といわれ、「無いんですか」と帰ろうとしたら「あるある」ということで、やはり土地が変われば言葉も違うのだとそれがものすごく印象に残っています。もうひとつは、自己紹介が長くなつて済みません。ある日炊事当番になって、昼食の後片付けと夕食の準備も終わり休憩室とした教室に戻ると、たまたま机の引き出しの中に入っていた貴重品入れが紐が出ていたため貴重品を盗まれたんですね。出征のとき親戚や近所の方から頂いた餞別が80円ほど入っていたのですが、いくら探しても出てこなかつたですね。ところが帰郷する寸前に、広島市出身の炊事班長さんが「君お金がなければ困るだろう。」と、80円を渡してくださいましたことを今でも覚えており、そうゆうわけで、この佐賀県で62年ぶりにこうした席にはべらせて頂くことに深い感慨をもっています。

昭和30年に長男が生まれました。脳性麻痺重度障害ということで青い鳥学園に入って養護学校に通う頃、全肢連役員の方が青い鳥学園に来訪され、父母の会を結成したらどうかということがきっかけで、名古屋市は昭和38年5月に父母の会を発足。言い出しちゃうということで副会長に就任しました。愛知県連合会も結成しようということで、翌年の5月だったと思いますが連合会結成、常任理事という立場で障害児の福祉活動を展開、今40有余年を振りかえり紐ぞいでみると本当に懸命な福祉活動をやっておりました。名古屋市父母の会では、市主催の巡回療育相談事業の協力。これは青い鳥学園に入園のための審査も兼ねる相談事業なんですけれども、各家庭を回って障害のお子さんを車に乗せて区役所に搬送。療育相談が終わるとまた家庭に送り届ける。全16区で開催しますから、本当に毎月忙しい思いをしました。

当時、在宅障害児者には全く楽しむものやこともない状況で、父母の会ではレクリエーション事業を計画して、ヘルスセンターで一日楽しむことや映画鑑賞、一泊旅行、クリスマス会など。又、愛知県肢連で昭和39年の東京オリン

ピックには、県肢体不自由児協会によるバス2台の親子100名が、夕刻名古屋を出発、国道を夜通し走って翌朝東京に到着、国立競技場でのオリンピック観戦をはじめとして、あゆみの箱招待による武道館でのチャリティーショー観劇。大阪万博、集団キャンプなどなど、とにかく在宅障害児者に一日でも幸せの日を送らせてあげたいという想いでした。会報も熱心に発行して、お互いに切磋琢磨し、慰め励まし合いながら福祉活動を展開して参りました。

昭和48年、名古屋市父母の会発足から10年経ったときに私は会長になったのですが、その時に、養護学校を卒業しても家庭に閉じこもる子たちに何とかしてあげたい。そのため施設を作つてやっていきたいというのが今の授産施設建設の始まりです。これは紆余曲折があつて19年の歳月がかかりました。平成4年に始まって現在80人ぐらいの障害者が通所しているんですかね。こうした日々年月、様々に触れながら父母の会活動をやってまいりました。自己紹介がちょっと長くなりましたが。ごめんなさい。

今度の会活性化について、私は全肢連便り「わ」87号に「各都道府県肢連の今後の活動の方向」と題したアンケートがあり、それを見まして意外に思ったことは、長い歴史をもつ行政措置による福祉から、自立支援法による障害者自らが選択して福祉サービス利用という全く新しい変革がありながら各県肢連で何の総括の意思が見当たらない。我々の福祉活動の理念は常にベターであるとの立場から考えて活動をしていらっしゃるのかなと。福祉が向上すれば、環境が変われば当然我々の活動の質も変わってきていいはずなのに、旧態依然の思想でやっておられる。それが魅力がなくなってきた一つの原因であるといえます。他方、ここまで福祉が進んできたことに我々父母の会も大変大きな貢献をしているということで、お互いにその労をねぎらい、誇りとして良いと思います。ところが、この父母の会活動は大変間口が広い。障害の重い者から就労可能なお子さんの親御さんと、そうゆう人達の集団であるために、会活動

の目的事業が抽象的な表現になりがちとなり、なかなか具体的な事業が発展しにくい。ですからその時々のニーズによって福祉活動が展開されていく。あるいは役員、会長の思いでその活動が変化してくる。

会長になった私は、施設づくりを目指した活動に重点をおきました。当時、養護学校PTA関係では小規模作業所の希望が全国的な運動になっていたのですが、名古屋市では本格的な社会福祉法人じゃないと認めないと認めないということから、私は何とかしたいと努力をしました。ある時役員と市関係者との有意義な研修懇談会を行つた折、翌日市にお礼に伺うと、石田さんは授産施設が欲しいというけど、役員の誰一人欲しいと言られた人はいなかつなどの経緯があり、公の多額な補助金を頂く事業だけに、会社勤務の片手間での活動ではその想いは市に届かなく、7年間務めた会長を辞任して施設づくりだけに努力したいと思いました。

ところが、次の会長になられた方は養護学校のPTA会長の経験がある方で、全国的な小規模作業所建設の機運時代だから名古屋市も必ず施策が変わる筈と、自分の土地の廃屋を改修し1カ月足らずで小規模作業所を始められたんです。役員も全面的な協力姿勢となつて、私の施設づくり目的に父母の会のバックが途絶えた形になったんですね。しかし3カ月ほど過ぎた頃、石田さん、もう一度会に戻つて欲しいとのお話をありました。私は暫く一人でやっていきますからと会役員には戻らず、時間を作つては土地探しや出会う会員に施設の必要性を説いてきました。そして、その時々の会長の考えで父母の会の福祉活動が変化する間口の広いことを痛感させられました。

後任会長さんは一年で退任されたのですが、次の会長さんも元PTA会長さんで市に赴き又小規模作業所建設を唱えられたことを知り、市の福祉計画に逆らつてはいつまで経つても社会福祉法人による施設は実現できないと私は初めて声を荒げて抗議したんです。幸いその会長さんは私の意図を理解されて、社会福祉法人によ

る施設建設の資金づくりに会をあげて努力くださることになりました。平成元年に愛知県で全国大会がございましたが、そのとき、名古屋養護学校の真ん前の約450坪の県有地を貸して欲しいと長年折にふれての折衝がようやく実るお話を頂きました。思い経ってから16年の歳月が経っていました。

それから話が飛躍しますが福祉活動の中で私がとても懸念するのは、日本人という民族性、国民性と申しますか。共存共生の思想が弱い民族に思う。その原因の一つは自然災害の多い国であることです。多分この会場におられる中にも今年台風や洪水の災難に遭われご苦労されている方がいらっしゃると思います。私は昭和34年の伊勢湾台風では雨漏りだけの被害で済みましたが、障害の子のために医療施設や養護学校のある今地に転居して7年前の東海豪雨災害では床上浸水の被害を受けました。そして運悪く、障害の長男の住む家を改築しようと静岡の土地家屋を手放した際の家財道具を貸倉庫に預けてあったものも水浸しとなり、建築現場と3カ所の水害で一時絶望の思いをしました。やはり伊勢湾台風で家が水没するほどの被害を受けられ、後に父母の会会員になられた方が同じように私の近くに引っ越しられて東海豪雨で又背丈ほどの水害に遭われ改修の負債に今もってご苦労されている。その際に全肢連様からお見舞いを頂きました。災害に遭われた会員は27名でしたがやはり改修費に難儀されておられる会員もいると聞いています。

我が国は常に自然災害に遭遇する国であることを強く意識する必要があります。地震においても、世界のわずか0.25%の土地しかないように世界の地震災害の10%も受ける国なんだと。ですから自然災害のない国に生きる民族は何かを形の上で残したとき、自然風化か人間の意思で壊さない限り永劫に残るぐらい安全であるわけですが、この日本という国は繰り返す災害のために嘗々と築いた財産を失っていく。そういうしがらみの民族である。安部総理が美しい国日本と言われましたが、この国は南北に非常に細長いために確かに四季の鮮やかな変化には我々

も自然の美しさを満喫しておりますが、一方冷静に考えてみると、道路の整備にしても随分の経費や維持費がかかる。その他にも様々に不経済な国家。資源も無い、そしてそのうえ自然災害に全国民は必ず襲われる。

こうした悪条件の宿命にある日本国で障害児者を抱えて生きる我々が理想の福祉を求め唱えても、一様には進歩しないものがあり、そのうえ民主主義国家のもと国民の合意を得ながら障害児者福祉向上の財源を得ることはそう簡単に望めないな、と感じていますし、また、島国であるがため福祉思想が育つ精神文化も遅れている。近時経済は確かに発展して国民は随分蓄えがあると言いますが、繰り返される自然災害に本当の豊かさがない。このような国情の中で障害児者の幸せを願うには親みずからが先ず努力しなければならないと言う思いを強くしています。

もう一つは地域社会ですけど、今回の自立支援法は障害者も地域社会で社会の構成員の一人として暮らさせるのですが、地域社会が必ずしもパラダイスばかりではないわけで、これは私達が施設づくりで工事を始めて2週間くらい経ったとき近隣にストップをかけられた。日照問題や振動問題。工事前の問題だったたら延期するんですが、工事が始まってからのストップ。本当に死にたい思いで、関係者を訪問。市は無論、関係議員さんなどに泣きながら軽4を走らせて工事再開の懇願に東奔西走したんです。市にも本当に協力を頂いた。やっと工事再開に漕ぎ着けましたが、工事再開がどうしてできたのか今もって思い出せないです。下水道問題でまたストップ。結局完成までに3回の工事ストップを余儀なくされた経緯から、私達はやはり会員全員が心を一つにして子供たちの幸せの環境整備をしなければならないと強く思います。大変お話を長くなってしまって済みません。この辺で終わらせていただきます。

戸枝：ありがとうございました。石田さんの話を聞いて特に若い親御さんたちは社会支援の無

いころから運動されてきた先達がいて、学校だって今は当たり前に皆さん通っていますが、当たり前じゃなかった時代が有りますし、今も十分に足りているとはいえませんが、福祉施設も通えなくて在宅になっていたのが、石田さんたちが力を合わせて切り拓いてきたこともご理解いただけたと思います。

続いて清水さんのほうから、清水さんの北海道は県といつても、ひとつの道州制という大きなエリアになるのではないかというくらい大きな地域ですが、色々ご苦労されていると思います。地域のことや、議員さんの立場から感じでおられることをお話いただければと思います。清水さんお願ひします。



清水：皆さんおはようございます。今ご紹介いただきました、北海道の会長と同時に、北海道議会の議員をしております。なぜ議員になったのかということですが一番のきっかけは子供が障害を持っていたことです。私のところの子供はまだ軽度の障害でしたが、生まれて1年経っても歩くこともできない、正直言って、最初はどこに相談に行くとか、どこのお医者さんに行くとか、いろんなところをいろんな話を聞きながら、例えばあそこに行ったらおまじないで治るよとかそんな迷信的なところにも行くような状況、それが今から30年前くらいのことでした。

私の住んでいるところは人口が17万人の帯広市というところですが、外科とか整形外科そういう病院は在りましたが、専門のお医者さんがいなく、脳性麻痺という言葉がそれほどまだ知られていない時代でしたので、帯広中の外科、整形外科全部の病院に行っても原因がわからな

い。市役所に相談するということもわかりませんでした。そんなことを通じながら、子供が訓練施設によく行って小学校に入る。そんなときに自分の子供もそうですが一緒に訓練施設に通っている子供たち、私の子供は普通学校に通えましたが、一緒に訓練をしていた子供たちは地元の小学校に行くところがない。今は特殊学級や養護学校がありますが、ちょっと症状の重い子達は行くところが無かったという現実がありました。何とかこれを解決できないかということで、たまたま私の隣が、市長さんでしたから相談に行って初めて市役所に相談できるところがあるというのがわかったのです。肢体不自由児、脳性麻痺の重度の子供は1学級だけでしたが、軽・中度の学校・学級がないということがわかりました。学校に設置されてる特殊学級は知的障害の子供が行くところで、肢体不自由の子供が行くところではなかった。そのとき私は、市長さん、市会議員さんに相談することだけではなくて自分が議員になって改革をしていかなければならない、そのことは、自分の子供の将来のためでもありますが、一緒に訓練に通って大変な思いをしている子供たち、支えるお父さん、お母さんの姿を見るときに私は帯広市の議員になって何とかこれを解決しよう。そう思って市議会に出て行ったわけです。

その後、市議会の中で自民党に所属し活動してまいりましたが、どうしても市町村で解決できないものがあります。国に対して要請するとき、県なり北海道を通さなければいけない仕組み制度。障害児者福祉・教育の課題が山積していた時代、それが1950年代後半から60年代でしたから、更なる解決のため道議会に行くことを決意いたしました。北海道の市町村の思いや、制度をみると、どうしても国や北海道の関わりがなければ解決できない。私自身がいま議員をしているのは、そういうきっかけがあったからです。

自分にもしそのような子供がいなかつたら。あるいは訓練に行って同じような境遇の子供、もっと大変な境遇の人たちに出会わなければ私

## シンポジウム

はいま、議員になっていなかったと思います。

今回のテーマは、組織の活性化ということですが、ちょうど10年ほど前に北海道で肢体不自由児の会員というのが約1400名おりましたが現在では970名ですから、3分の1の会員が減少しております。他の県連の皆様も同じだと思いますが、一つは医療の環境が良くなつて、まず早期発見療育の中で、会に入らなくても子供が何とか成長過程の中で障害を取り除くことができたということもあると思います。今回、北海道の父母の会、事務局とも相談をしてきましたが、私たちの子供の時代には相談するところがわかりませんでした、訓練するところはどこだろう、また障害の重い子はどうしたらいいのだろう。そのような中で役所の窓口だけではなく同じ境遇の人が一番の師匠であり相談相手がありました、そういう時代でしたから、活力のある父母の会の活動だったと思います。いまは養護学校にしても、特殊学級にしても、訓練をするための病院もかなり充実してきておりまから地域の会員の減少は避けられません。現在はいつでもどこでも相談窓口がありますから、あえて父母の会に入らなくていいというのが、今の若いお父さん、お母さんたちの現実ではないかと思います。父母の会は募集する団体ではありませんので、会員数を増やすことを望むのではなくて、会員になった人たち、同じ境遇にある人たちに会の活動・実態をある程度広めることによって、その中で興味を持つ人たちが増えてくるという形にするしかないと思います。ただ、子供が学校「特殊学級、養護学校」に通っている場合、次に社会に自立するときに今の若いお父さん・お母さんたちは第二の悩みがスタートすると思います。ですから、そういう意味で今後こういうお父さん、お母さんにこういう会があることを知ってもらう環境作りをしていかなければならないと思います。ただ、現実的な話で言いますと、肢体不自由児の場合は絶対数が少ないということで、今の育成会の皆さんと今後は同じ父母の会ということで、同じ土俵のうえで同じ育成会のお父さん、お母さんた

ちとの交流というのを今後考えていかなければ、裾野の広い活動というのは難しいのかなと思います。

最後になりますが、北海道はいま180市町村ですが、かつては212市町村と。一番北の稚内から、函館に行くには一泊二日かけなければ到達できないという非常に広いエリアであるということから県肢連、私たちは道肢連ですが、道肢連事務局は充実させていただいております。それは北海道庁からそれなりの事務局維持費が出ているということが他の県肢連と違うところかなと思います、行政依存型という北海道の特性も在ることかと思いますが、少なくとも県や北海道の中心的事務局というのはやはり行政の最低限維持費などがきちんと手当てされて、それが各県内の各市町村にきちんとネットワークを結べることに繋がります。全肢連の会議で県肢連の会長さんの話を聞くと北海道は恵まれているとかんじますが、恵まれているのではなくて、そうしていかなければならぬというのが、今の行政の最低限の役割ではないかと思っていますから、いま活性化、組織の充実では要となる事務局がしっかりしなければと思っています。そういう意味では北海道は恵まれていると思います。以上です。

戸枝：ありがとうございます。清水さんのおっしゃるように、肢体不自由の子供さんが生まれてきて、かなりの状態の人が手術をして医療的に治って会に参加してこないと。むしろ、重症児は増えています。今までだったら助からなかつた人が医療的に助かってくると。

また、重症児の親の会などまた別の組織ができていたり、そんな中で会員が減少しているということは各地域あるのではないかと思いますが、一方で会がいらないかというと、先ほど出ていたように会員にしかわからない相談支援機能とかそういうものに関してはかなりいまに求められていると思いますし、さらに会員個人に対する支援を丁寧にやっていくことが大切ではないかという提案に対しては、そこをきちん

とやっていくと、会員さんも増えていくのではないかと思います。

続いて、地元佐賀の状況がどのようなことで、どんな取り組みをされているかというお話を地元の宮崎さんにしていただきたいと思います。



宮崎：皆さん。昨日から遠いところから本当にご苦労さまでございます。

昨夜はお楽しみいただけましたでしょうか。お母さん方のダンシングチームで、練習もままならなかつたのに、いざとなると、あれだけのパワーを発揮できました。

佐賀県は沈滞しているので、何かをしなければならない、と会長が全国大会を持ってきて意識合わせをしたいと大きな取り組みをしていただきました。その心が伝わりあの場面ができるのではないかと思います。

私も単なる障害者の母というだけのことでこの壇上にいます。特別に県肢連、全肢連のために功績があったわけでもありませんが、私にとりましてはこの組織が大きな力だと痛感いたしております。

私の子供は昭和47年にうまれ障害を持っていることがわかり、どうすればいいかと悩み福祉の担当者に相談しました。そのとき地元に親の会があること、たまたま総会の開催日まで紹介していただきましたので友達とふたりで参加をしてみましたが、何がなんだかわかりませんでした。まあ、最初だから仕方がないかと思っていたとき、佐賀市で心理リハビリの訓練会の予習会があることを知りいってみました。そのとき武雄には私たち2人しか障害児をかかえて悩

んでいる人がいないと思って行ってみたら5, 6人いました。

そこで早速地元で集まって話をしようと一人のお家に行きうどんを準備して昼食会をしました。そこで何かをしようということから、この前の父母の会のはなしから会員登録はしたから私たちも意見を言えるような小さな会、泉のごとく沸きあがりたいと「泉の会」を立ち上げました。

会を作つて年に何回か家族ぐるみの会を開催し訓練会まで始めました。親の会でも意見を言えるようになり執行部にもはいりました。

訓練会も自費ではじめました。そういうことをしているときに、ライオンズクラブの方が、「宮崎さん、会費はどうしてるの」「自費です」「じゃあ今年はうちの補助事業として出しましよう」ということで、訓練会の補助をライオンズさんから頂きました。訓練の先生を一人お呼びして場所は保育園の一部屋をおかりして、ボランティアで保育園の保母さんにお手伝いをしていただき、総経費はあまりかかりませんでした。しかし1, 2年はよかったです、ライオンズクラブさんもひとつの団体に何回も出来ないので、云う話でした。

でも、わたしたちの努力は認めていただき、行政等への働きかけに積極的に協力をいただき行政主催の訓練会までに、発展しました。

中身も、訓練師2名看護士2名、佐賀整肢学園から派遣され、充実してまいりました。そうこうしているうちに、学園長から「このまま場所を学園に移したら? 施設内だったらほかの活用も効きますよ。」との話。私たちは、親子で1週間のキャンプを佐賀整肢学園で始めました。そこでは、訓練だけでなく小児科・歯科なども受診ができました。もちろんこれは武雄市の主催です。

今は、子供さんも重度化して1泊2日になってしましましたが、新人さんのきっかけつくりとつながっています。

佐賀整肢学園でもおっしゃったのですが、「県内で、市ぐるみで訓練会をしているのは武



## シンポジウム

雄市だけです。私たちもこれ以上は手を広げることは出来ません。」ということで今も続けています。私は、自分たちで活動していることを認めてもらい、必要性をアピールし、要望は要望として出していくことが、少しずつでも実を結んでいくのではないかとおもっております。

私が、佐賀県肢連の会長を引き受けたのも軽い気持ちだったような気もします。

佐賀県肢連の組織がありながら、会長の成り手が無くて、会長の名前がないと崩れそうだということから名前を置いたいきさつがあります。しかし、それがそうこうしている内16年が過ぎました。その間いろいろありました。そもそも父母の会の発足は養護学校を作ることから活動が始まったので、通学とか、在学の問題を考える会ではないとの先輩からの意見も出ました。しかし障害はひとりひとり違います。希望もいろいろです。独りではできないから、父母の会を活用するのでは?と喧々囂々やりながら九州大会も2度ほど経験させていただきました。やはり会長の荷は重かったけど、会員皆様の協力で無事に卒業させていただきました。やってよかったです。

今日、お見えになっている方は地域や学校の役員等をされていると思います。私も地域の婦人会の会長もさせていただきました。役員をして初めて学べることもたくさんありました。一員だけなら、情報が流れてくるのを待つ状況ですが、会を立てていくには自分の勉強もですが会員さんに伝えていくために、自分なりに理解しておかなければならぬと肌で感じながら進んでまいりました。

話は、前後しますが、私の娘が学校に入ったのは就学猶予制度がなくなった昭和54年です。養護学校に入れようかなとも思いましたが、身辺自立が出来ていないことで寮は入れませんでした。といっても通学は無理、そこで、佐賀整肢学園に入り分教室でお世話になることにしました。本人には治療が先と言い聞かせ、学園から高等部まで頑張ってくれました。その間に、私も勉強をさせていただきました。といっても

やらなければいけないと思ったのも障害を持っている娘に教わりました。

泉の会の会合の後カラオケに行き、みんなで盛り上がってまいりました。そのとき私の番が回ってきたのに「私は、出来ない」といいました。すると娘が「お母さん、歌いきらん?お母さんがこの前歌っていたのは何ね」と言ったので「上手じゃないから」というと「上手じゃないとやったらいかんなら、わたしたちは、どうしたらいいと。」という言葉が返ってきました。彼女たちは、一生懸命やっている。それでもできないのに頑張っている。その子の前で簡単にいつしまったことが、本当に申し訳なく恥ずかしくなり、そうだ私も、私で出来ることをやれば良い、上手に出来なくても精一杯やればいいと自分の生活観も変えることができました。それから私で出来ること、出来る範囲で活動をしてまいりました。自分の経験から若いお母さんたちにも、「学校に行っている間は大丈夫よ。卒業後のことを入学したときから考えよう。それこそ今の福祉もまだまだ不足があるにしてもここまで進んでいるのも、先輩たちが全国肢体不自由児者父母の会とか、障害者団体の歴史ある活動が続いてこそ、今があるのです。棚からボタ餅ではないのよ。」とか憎まれ口も言いました。とにかく今日の全国大会が、これだけ立派に出来たのも養護学校のおかあさんが中心となって活動された結果だと思います。このパワーを地域にこのまま活用していくば、少しでも地域は変えられると思います。いや変えていかなければならないと思います。

地域で理解をしていただくためにはまず私たちが、地域活動に参加していくことです。

私も地域婦人会の会長や、踊りの練習や、民生委員等もさせていただきました。私を知っていただくためには一番の早道でした。私が今ここにあるには、県肢連があり、九州ブロックがあり、全肢連があったおかげだとおもいます。

今、会員が増えないという悩みをどこでもお持ちだと思います。父母の会だけでなく、いろいろな団体でも悩みの種になっているようです。



この会に入ってなんのメリットがありますかとよくいわれます。全国組織のある中の地域活動は、自分でメリットを作りながら活動できるのではないかとおもいます。

まとまりのない話になりましたが、私の中にはこの組織があるから自信を持って行動が出来るのだと思います。これからも皆様といっしょに頑張っていきたいとおもいます。

戸枝：ありがとうございます。宮崎さんの話とか、石田さん、清水さんのお話を聞きしても、会が何をしてくれるのかということではなく、会に自分が何ができるかということで活動してきたことが共通していると思うのですが、いつの間にか、会に入会してくださいと言うと、その会費を払った分のメリットがあるのですかということをぐっと迫ってくる親御さんが増えていることは、諸団体どこでもだと思います。

もう一度会の存在意義というか、僕は市民活動をやっているのですが、社会的使命、ミッション。その会は何の為にあるのかをもう一度精査しないといけないんじゃないかなと。

そんなことを宮崎さんの話から皆さん考えたと思うのですが、そういう意味では、若い世代がどうということを考えて動いていくのかということでは、福島さんは父母の会というよりは、育成会の地元の副会長をされているということです、副会長さんの子供さんって障害があったんですかと聞くと、無いです。いろいろ縁があつて副会長になったということです。福島さんのところでは、今でも若い世代がどんどん増えているということで、どんな取り組みをして活発な活動になってきたということや、そんな想いをお聞かせ願えればと思います。それでは福島さんよろしくお願ひします。

福島：簡単に自己紹介させていただきます。本当は今日、全日本育成会の副島会長がお見えになるはずだったのですが、都合で来れなくなつて、私に白羽の矢が立ちました。

佐賀市という小さな地方都市で、育成会に関



わらせていただいて、その中で、行った小さな活動を通して、皆さんに何か考えるきっかけになればと思ってきました。

私は、さきほど戸枝さんがおっしゃったように親という立場ではありません。私は事業所の職員で、たまたま初めてお世話になった作業所が育成会関連で、そこから育成会に協力させていただいている。もし、それが最初、父母の会の作業所だったら父母の会で一生懸命やらせてもらっていたと思っています。父母の会も育成会も佐賀では、チャレンジドフォーラムとかやらせていただいて、一緒に活動していく仲ですでの、ますます交流が深まるだろうと思います。私のほうからは事例をひとつ紹介させていただいて、それから思っていることをまとめています。

#### (佐賀市概要) ..... 117頁

今日は佐賀の方が多いと思いますが、佐賀市はこういう所だと。20万の都市ですね。10月に合併を控えて23万と。この夏甲子園で全国制覇をした佐賀北高がある市です。

#### (佐賀市手をつなぐ育成会) ..... 117頁

で、育成会の会員が77名。20万に対しては決して多くない。こじんまりとした活動です。前は、どこでも同じように施設関係の大人になられたお母さん達が多くて、高齢化が進んでいた。しかし、そういうお母さんたちが、施設のつながりが多くなって脱会される方が増えてきました。現在、就学児童生徒の保護者数が39名い



## シンポジウム

いらっしゃいます。これはここ数年でかなり増えてきました。これは、平成19年度の会員数です。それにはひとつのきっかけがありました。そのきっかけをこれからご紹介します。

(平成15年NPO法人化)……………117頁

NPO法人化を一時期して、ひとつだけグループホームを開設しました。しかし、障害者自立支援法が施行され、単独での運営がとてもじゃないけど無理ということで、私がやっているNPOに委譲したと。でも、NPOは廃止したと。

(障害児夏休み教室)……………117頁

障害児夏休み教室についてですが、これは平成14年に育成会のお母さんが数名集まって、夏休みに何とかしたい。活動したい。ということで、始まったわけです。初めは5～6回やって。児童も5、6名。指導も知っている先生4、5名で行われてました。このボランティアの中に私も入らせていただいてました。やはり、夏休みというのは、少ないお母さんたちだけの問題ではないと。きっと同じ問題を抱えているはずだということで、平成15年の9月に第2回目の障害児夏休み教室やった後に、障害児・家族の夏休みを考える会を開催しました。保護者さんは18名程度でしたが、このときに佐賀市のはうから、子ども課、障がい福祉係、市民活動推進課の職員を呼びました。こういうところで、保護者の方と、市役所の接点をあえて作ることをしたわけです。あわてて障害児の夏休みのアンケートというのをやって、データとして市役所の方にこういうことで困っているというのを見せしました。

これがそのときの写真ですが、後ろでふんぞり返っているのが障害福祉のドンだった方たち(116頁)。この方たちを呼んでいたのがその後の発展につながってきました。これを行った翌年の平成16年度から佐賀市から積極的な応援を得ることができました。まずは実行委員会を組んでいたのですが、佐賀市のはうから参加して

いただいたり、その頃は障害者生活支援センター(今の相談支援事業所)が忙しくなかったので、どこか協力するところを見つけたいと佐賀市の方がされてて、じゃあ相談支援を委託していた支援センターにちょっと入って欲しいと呼んできてくれて、そこもいろんな意味で協力してくれるようになりました。30万円という補助金をつけてくれたと。

その時の実行委員が佐賀市の育成会、生活支援センター小学校の特殊教育研究会の有志の方々、大学、短大の教員の方々、佐賀市の方が入ってくれています。

この16年度には全18回参加児童数が延べで240名、ボランティアも290名、教員等が44名の参加を頂きました。これを毎年開催し、いろんな人に呼びかけをして、現在、実行委員は育成会、障害者の生活支援センター、佐賀市社会福祉協議会、佐賀市ボランティア協会、佐賀県立春日園、佐賀市教育委員会、佐賀市障がい福祉室というところが実行委員会に入ってもらっています。

今年はもう終わったのですが、全16回で児童数が103名、ボランティアが108名、協力専門家数44名。延べで書いてありますが、右に書いてあるような方々に参加いただきました。

今年から、佐賀市教育委員会から申し出があり、生活指導員といって、普通の小学校、中学校に障がいを持った子がメインなんですが、いろいろと生活面をサポートするための職員さんを年間を通して雇うようになって、その夏休み間の仕事の一環として障害児夏休み教室に協力を頂くようになりました。

(活動のスナップ)……………119頁

(自分たちに必要なサービスを実現していくために)……………120頁

こういうことをやっていて思ったことは、夏休みでみんな困っているというような現状を本当に公的なサービスが普及しないなか、何とかしたいということを行政の方と一緒に考えてい

くことが大事じゃないかと思います。数人でなく、多くの人が困っていることを伝えていく。これは市役所の方と話していると一番感じるところなんですが、一人、二人の意見では市役所の人は動いてくれません。しかし、同じように困っていることが、たくさん的人が困っていることを示せると、それは個人的なことではなくて、地域の問題だというふうに捉えていただくと、市役所等の協力も得やすいと思います。

代弁者ではなく当事者が参加して伝える。これは私がお母さん達にこういうことが大変だと伝えてもわかりません。市役所もそうですし、一般の方にも伝わりにくくて、やはり、声というのは、当事者、家族の声が一番大きいんじゃないかなと思います。あと、家族以外の協力者も増やしていく。家族でできることもあれば、私たちのような第三者ができることもあれば、行政ができることもあって、それぞれ役割があるとおもっています。

ですので、いろんな方が同じような問題を共有して、考える雰囲気を作っていくことが大事じゃないかと。先ほど宮崎さんもおっしゃいましたが、自分たちで動くことの大切さです。

自分たちでこういうことをやっています。という伝え方が伝わりやすいと思います。

(次に取り組みたいこと)……………120頁  
佐賀市の育成会が次に取り組みたいのは、本人たちの活動をしていきたいと。一番下に書いてますように具体的な活動を通して、会というものは活性化していくんじゃないかと思います。以上です。

戸枝：ありがとうございました。私も全日本育成会の理事をさせていただいているのですが、正直言ってえらい団体の理事になったなというのが感想で、事務局機能、地方組織もふくめて、かなり衰退しているというか、全国組織の体をなしていない。というのが理事になったときの感想です。それは、ご存知の方もいると思いますが、自立支援法の過程でいろんな問題が出て

きて、理事長と常務理事が辞めると。で、先ほど名前が出ていましたが、地元佐賀出身の、今は広島の因島市にいますが、副島さんが理事長になられて組織改革をするということを全日本育成会としても急いでいます。そういう意味では福島さんの話を聞いて、育成会は元気があるなと思われると相当イレギュラーな稀に見る元気な育成会ということで、育成会が持っている課題は、父母の会とほぼ一緒ではないかと全国的には思っています。

そんな中で皆さんから頂いたお話をこれから時間を使って深めていきたいなと思います。

まず、石田さんが、「社会が変わったら会の活動もそれに合わせて変えていかなければならぬのでは。」とおっしゃったのが印象的だったのですが、結局、養護学校の義務化が先ほど宮崎さんのお話の中でも昭和54年というお話がありましたら、あの頃が育成会、父母の会運動をやってきた中でお話を聞くと、運動としてはピークでその後また、卒業後の進路とかいろんなことが、なんとなく力を合わせて頑張るという協働の目標が無くなる。その中でどんどん父母の会も育成会も親睦団体になってきている。

親睦をするだけなら、障害者の親だけでなくとも、それこそ福島さんのようなですね元気な若者がでてきて、一緒に遊びますよなんて言って、親は家でゆっくりしておけばいいじゃないですかと優しいことを言ってくれて。そういう中で若い親からすれば苦労して育成会、父母の会の活動をする理由があるのですかとそんな感じになってきたのではないかと。端的にいうふうに僕は理解しています。

その上でやっぱり会の活動が社会に合わせて変わっていくことでは、この後会はどうなっていくのかという話を初めに考えてみたいと思っていて、先ほど控室で清水さんから「昨日、夕張の話していたね。」「小学校が空き教室があるのに高等養護学校を作った話ですか。」というと、「多少事実誤認がある。もっと深めるといろんな問題が複雑に絡んだ問題なんだよ。」という話があって、なんかやはり、夕張がこれからの社



## シンポジウム

会の縮図ということでは僕が説明しきれなかつたことが控室で話していたことを清水さんがおっしゃるには、夕張だけの問題ではなくて北海道の他の地域でも財政破綻や、住民がいなくなるという危機的な状態にある自治体がいっぱいあるんだよと。なぜこんな話をするかというと、この国は右肩下がりで人口が減っていっているのに地方自治体とか国の財政がどうなるかということなんかすごくわかる気がするんです。清水さんまず先ほど控室で夕張の話を5分ほどして頂きたいのですが。

清水：機会を与えていただきありがとうございます。控室の話の方がすごくしやすかったのですが、戸枝さんに対する認識がすごく変わりまして、戸枝さんにいちど北海道に来て講演をして頂きたいと思っています。いま、夕張高等養護学校の話だったのですが、これは北海道もそうですから他の県でも同じだと思いますが、昔は高校を作るというと大体県立、道立ということで、国から補助金が出て学校の建物ができるのですが、いまは自前で立てなければならない。しかし、小、中学校となると、市町村が作るので、国、県から補助金が出るという性格があります。そこで、北海道立の養護学校を作ることについて、今まで既存の市町村の小学校がどんどん過疎化していくって学校が統廃合していくということで、地域にある市町村の中学校、小学校の空き教室を県や道の高等学校が利用できるかというと、そのときにかなり古い建物でしたら良いのですが、夕張の場合だと平成2年ということで、つい15年くらい前ということで、それを使う場合には、補助金返還ということが出てくる。その市町村と県、道の間に縦割りがあって、県や道の立場から言うと、何も無理して市町村の小中学校を使わなくてもいいだろうと。ある意味では無駄と知りながらそれが無駄だと感じないというのが今までの構造的に国と都道府県と市町村と。そこが連携協力するシステムになっていないということだと思うのです。それで、昨日お聞きして、今日控え室で話をし

てこれは正直言って、オール北海道の公共施設の空き具合、地元の帯広市でもこれから5つくらいの小中学校の統廃合があるということですから、北海道全体でかなりあると思います。この抽出調査をしてこれがリースできるようであるなら、国から補助金をもらっているから補助金を返還するなどではなく、それをリースして活力をもたらすというようにすべきです。福祉だけでなく社会教育、いろんな教育の分野全般で活用できると思います。そういうことで、凄く良いことを教えていただきました。これからこういう行政の無駄というものが、単純に補助金を貰った貰っていないということで判断すべきでなく、この縦割り行政の弊害が社会福祉の中でも相当数あると思います。

それから今、新しい施設を作る場合補助金をもらう為には、建物の構造からなにからがんじ搦めになってしまっている。ですから、そこに温かみの無い施設ができ非常に無駄なものが多いと思います。

5分という時間を頂きましたが、あと2分ほど話をしたいと思います。ちょっと逸脱しますが、今の自立支援法のなにが問題かというと、市町村に権限を委譲して、市町村がこれからサービスを自分たちで考えて自分たちで実行していくその権限が与えられていることになりました。それから支援費について、使う側がそのサービスを全部選ぶことができ、今後は当事者の皆さんのが選択できる仕組み、自立支援法は居住サービスについて全て市町村に責任を委ねました。ところが、市町村はほとんど財政が厳しい。1法律多制度ですから例えば移動支援の場合、学校や病院に行くときは良いが、自分の生きがいとなる趣味のようなところに行くには移動支援を認めません、このサービスが市町村でバラバラということがあります。

ですから今の自立支援法はやはり、国と都道府県と市町村が情報を共有して連携して、そこにある程度財源の裏づけがあって初めてそこに当事者の意見を反映するシステムが必要ですが欠けてしまっている。ですから国会議員が与野

党でそれぞれに自立支援法を「改正する・凍結する」と勝手に言っていることは完全に無責任なことです。国會議員の職務を果たしていないと言えるぐらいに思います。それはなぜかというと、権限を完全に市町村に責任を委ねてしまつて、自分たちは制度だけ作ってしまう。だけど、我々全肢連をはじめとして県肢連もそうですが、当事者や家族の意見があの法律に反映されているかというと、反映されないでこれができてしまったと思います。ですからこの部分について私はここの山田会長にほれ込んだのですが、佐賀大会でもって、我々肢体不自由児者に関する自立支援法について、私たち独自の注文をつけるという決議の大会にしなければならないなと思います。当事者が訴える。当事者が利用できる。その原点というものを国に言つていかなければならぬなと思います。

戸枝：ありがとうございます。今の話はすごく考えるところがあると思います。

もう一度簡単に補足しますが、例えば僕が行った学校は、夕張で一番大きな炭鉱が閉山する前に300人定員で平成2年に建てたのですが、今は25名しかいない。校長先生に案内してもらったのですが、2,3階は夕張の歴史博物館になつていて、幻の魚、イトウの剥製とかあって大興奮して抱えて写真を撮ったりしたのですが、まあ使っていないと。高等養護学校ですね。車で15分の所に生徒が9人しかいないうらしのですが、立派なやつを新築していると。なんですかね。というのが清水さんの話でいくとやはり補助金の出方ですかね。県立と小中学校は市町村がつくるとか。でやはり、的外れでなかつたということでいくと地元の行政が地元の産業、建築業が傾いてくる中で公共事業として無駄を承知で作ったといったけど、清水さんの認識では縦割り行政でそれが別々に計画をして、同じ地域に、もしかしたら小学校を使つたらいいのに、養護学校を建ててしまったのかもしれない。そういう意味ではさらに言うと縦割り行政の問題ですか、そんなことが複雑に

絡んでこのような状態になってしまったのではないか。

で、そんなことを繰り返してやってきたものですから、国としては補助金行政に行き詰ったと。お金が無いと。

特に福祉に力を入れてこなかつたですから、僕たち30代が子供を産まないと言ってよく団塊の世代の方に、お前たちが子供を産まないからこの国は傾いていると説教されると、お前たちが大借金作つて俺たちの収入が少ないから子供を産めないじゃないかと生意気ですから言い返すといい人はゴメン。けっこう意固地な方はバカヤローと怒鳴るとかですね。世代抗争になるような状態になってきているんですね。さらによるとそんな国が責任をどんどん市町村に投げてきている。これは地方分権と聞こえは良いのですが、投げている分が権益、利権になる分は国が抱えて投げないと。割に合わなくて大変なところはどんどん市町村に投げてくると。これは福祉だけではないですから、市町村行政はどんどん投げられるいろいろな事務負担、財政負担でパンク寸前になっている。ていうよりパンクしたのが夕張なんです。そうは言っても市町村でやってくださいといわれた分をどうやってやってもらうのかと。市町村ごとでいろんな要望をしてくる建築会社や、障害団体同士でも高齢者の要望って強いですよね。大体市政全体の50くらい項目があつてなにから順番にやって欲しいかって問い合わせると、高齢者福祉って毎回3,4位にランクインして、障がい福祉って下から3,4位なんですね。

福祉の中でもなかなか金が回つてこないということを清水さんの話の中から皆さん相当ご理解いただけたと思います。

その中で次に石田さんにお聞きしたいのですが、石田さんたちの時代に社会資源といったときに義務教育といいますが、教育も義務ではなかった。やつと教育が義務化されると、こんどは日中活動の場が無い。しょうがないから、こんどは社会福祉法人まで作ると。こんなお話をうたつと思うのですが、端的に市町村行政と向

## シンポジウム

きあうときにはどういふところに気をつけますか。例えば社会福祉法人認可とか養護学校設置とかいろいろ大変だと思いますが、何か秘訣みたいなものがあるとするとちょっと教えていただきたいのですが。

石田：秘訣ですか。それがあつたらもう少し私ももっと。今もって模索の世界を彷徨っています。ただ、ひたむきに今日より明日に少しでも希望がかなえていけば良いと思います。今ちょっと触れたことと違うかと思いますが、先ほど各県の連合会の懸念問題。それから今後の課題について全然総括がなされていない。私は不思議で仕方がない。人間は誰でも自負を持ちたいのですが、いったい我々の福祉活動を社会はどう受け止めているのか。この障害者福祉事業遂行に今の体質でいいのか。先ほど清水さんが事務局の整備にふれられましたが、愛知県でもいろいろな活動をやっていますが、問題の一つに事務局が安定しない。苦しい経験をしました。

今度の自立支援法は完全に市町村が権限をもっていますが、近年市町村合併で合併前に自分の地域の福祉に少しでも多くの支援をしておこうと借金をいっぱい抱えて合併した市町村もあると聞いていますが、私は、連合会は障害者が何処に住んでいても平等の福祉サービスが受けられるよう、格差のできた市町村に強い抗議が持ち込めための情報や法の知識の収集、行動の勇気を持たないといけないだろう。もう一つは、先ほども申し上げましたように、民主主義の国家であるだけに我々少数の要望が実現するにはものすごい時間がかかる。その時間を埋めるためにも親の立場でその子供の成長に合わせて全力を傾注し幸せな環境整備の努力と相俟っていかないと、20代に必要な政策が60歳になってから実現では何のメリットもないのではないか。

我々だけが要望や行動をしなくとも国民や地域社会の人々が国や地方行政に障害者福祉をもっと何とかしてやれよといった声。そうゆう

ものを醸成するため我々は地域社会の一つの核になっていく必要がある。その核とは、地域社会、自治会などで様々な行事に積極的参加協力をし、地域での信任を得ることがとても大切である。これはいつか青森大会で申し上げたことがあります、私達は障害児者を養育しているものですから、そのもの達の福祉を進める資格があるだろうと思う。しかし、地域社会で福祉の実践に問題が生じた時、一時はバックしたり、先方を説得する能力、あるいは理解を求め納得を得る努力ができないと、それはやはり福祉推進の資格はあっても適任者ではない。

名古屋市では市独自の負担軽減策や、国基準の障害程度区分によるサービス支給量が全ての段階で割増され、多いものは倍近いサービス支給量が図られている。割増分は無論名古屋市単独負担であり、そこまで昇華できたのは障害者自身の要望活動もさることながら、我々父母の会も社会福祉法人による施設建設など長年の懸命な努力を行政も評価して頂いたものである。

最後に、何千年の人類の歴史の中で障害者福祉はまったく歴史が浅いわけですから、今日随分福祉が進んだと言ひながらもまだ未熟成であります。それを最初から丸投げのような意識で行政におんぶする思想。私はナンセンスにさえ思う。やはり親は親として子供を育てる義務がある。そして子供は親の遺産を100%相続する権利があるので、そういうものを活用して、子供が10代なら10代の幸せ、30代なら30代の幸せの環境整備に努力し、全てを行政に任せのではなく自助努力と重ねながら推進しないと只要求する福祉、与えられる福祉であってはどんなに福祉が進んでも障害者達は満足感を得られないだろうと、そのことを私は申し上げたいと思います。

戸枝：ありがとうございます。石田さんのおっしゃるとおりですね、名古屋なんかでは、身体障害者当事者の方だと年間2000万円くらいホームヘルプとかでサービス支給を受けている人がごろごろいる。一方でここは問題で、やは

り体力、財政力のある自治体とそれができない自治体とがあるのが、先ほど清水さんの指摘であって、田舎暮らしを逆にどうしたらいいのかということや、僕は名古屋の当事者とは付き合いが深いのですが、地方の障害者がみんな名古屋に集まるよ。と。名古屋に金があってもどうせいつかは一人あたりが薄まつくると。だって年間2000万円支給決定が受けられるなら佐賀から引っ越せば良いと。そうだとして大都市の人がやっぱり今まで良いかといえばいつか行き詰るんですね。だから日本中で、生まれた地域で、暮らしたい地域でやれるようにしないとどうせ駄目になっていく。これははっきりしていて、格差の問題もありますし、さらに言うとこの暮らし方をどうやって支援していくのかということ。さらに石田さんがおっしゃるように、そのときに育成会とか父母の会がきちんと行政に提案できる。特にデータをもった団体にならないと厳しいのだと思います。さらにその部分で、僕は宮崎さんに聞きたいのですが、お話の中でライオンズクラブからお金を頂いたとあるのですが、最近、うちのコンサルティングの方がうちの勉強会であるデータを持ってこられて、よく見ろと言って数字を出しますね。ポルトガル一国の国家予算と、トヨタ自動車の年間の売り上げは違わないと。福祉施設で一生懸命やっていくときに国からの予算をもらうだけだとやりきれないと。企業との協動を進めていくと企業の中に入つていけば、二つの国に属している状態になるという提案をしてきて。だから、愛知にいる限り、トヨタさんとか企業の方ときちんと付き合っていくと、そこからこの活動に出資してもらうと。やっぱりこの二つを考えられないと地域福祉は続かないと指摘され一同はあつて。トヨタって凄いなあと。愛知県民でよかったなどみんなでガツツポーズしたんですが。そういう意味で福祉以外の分野からも協力を頂くというのが地域福祉を進めていく上でポイントになると思います。その辺の秘訣というか、どんなお付き合いをして引き込んだとかのお話を願います。

宮崎：そうですね。参考になるような話は持ち合わせておりませんが、私たち武雄市においては父母の会と育成会といっしょに活動をやっていました。そのとき作業所を立ち上げ、夏祭りも地元のかたを巻き込み、夏祭り実行委員会に区長会長をお願いして成功いたしました。作業所も順調に稼動し、人数も増えてきましたので第二作業所をつくりました。

この後が、うまくいきません。施設長が必要になり、シルバー人材センターから、たまたま福祉に関心の無い人が来てしまい、障害を理解してもらう前に組織が壊れてしまい、育成会と父母の会が、分かれてしまい第一作業所は育成会、第二作業所を父母の会がもち第一作業所は順調に法人化ができ活動がなされておりますが、われわれはかどうできなくなり、今は我が家も作業所もパンク寸前の状態です。そんなこんなで地域社会とのかかわりで一番悩んでいるのが私ではないでしょうか？

今日は、戸枝さん・福島さんのような方とお会いして頼もしく思います。

地元のかたにも少しでも理解をしていただくためには、私たち自身が地域の中にどんどん出向いていかなければなりません。いま、作業所には2人しかいません。もちろん指導員も入れることは出来ません。補助金の申請もいたしましたが人数が足りませんのでまだそのままです。とにかくどうにかしなければと頑張っております。

戸枝：どこも悩んでいるというところで、福島さんにお聞きしたいのですが、僕は育成会の理事になって、たぶん若いからだと思いますが、若い親御さんに取り囲まれて、育成会の問題をワーッと機関銃のように言われる。

そんなことはそれぞれ地方ごとでいったらいのって言って、入会していってるんですけどと言うと、皆さん会員じゃないんですよね。会員じゃなかったら育成会のことは興味ない。でいいじゃないかと言うと、いやいや全国組織は



## シンポジウム

大事だって言うんですよ。だから、若い親御さんが育成会や父母の会に興味が無いかというと、興味は相当持っていると。閉塞感とかそんなものを感じて参加していないと。僕自身はそう認識していて、期待されているうちに変わらないと駄目だなという気がしています。

そういう意味では福島さんは副会長になってしまったということで、もしかしたら専門家の立場ですけど、当事者会の必要性とか、直接参加してなんとかしないと駄目だなということを参加されているんだと思いますがどうですか。

福島：私も育成会と関わってきて、お母さんたちに文句を言われたり、お父さんたちに育成会をもっと何とかしなければいけないんじゃないかと言われたのですが、返答に困ったこともあります。今回のテーマが会を活性化ということですが、なぜ活性化させる必要があるのかと素朴な疑問を思い、父母の会や育成会は何のためにあるのかと先ほど若い方はメリットを追求すると言われましたが、それも時代の流れもあるかと思いますが、それも先ほどの夏休み教室という小さい市町村の話ではありますが、同じような境遇にある人たちが声を行政や国に届けるにはやはり同じ人たちが集まってひとつの普遍的なかたちにして送り出していくということが大事だと思ってそういう意味では同じ境遇の人が集まる親の会、当事者会というのはそういうふうに何かを伝えていくうえでの力になっていくと。それこそ個人では伝えられないが、団体では伝えられるのではないかという可能性を感じます。

戸枝：ありがとうございます。特に僕も事業者の立場ですが、先ほどの清水さんの説明では地方にどんどんお金と制度が投げられているということでは町ごとで例えば地域生活支援事業、移動支援事業などは町ごとに考えてくださいということで、ちゃんとする町は支援制度以前より良くなつたと。僕の住んでいる町では中高生まで例えば放課後支援が広がつたり、国でやつ

ていたときよりぜんぜん良い制度になつたんですね。そういう地域もあれば、多くは要綱も作れないような地域もあるわけで、これは事業者が、僕たちが言うと、お前ら金が欲しくてやっているのか。とこういうふうになっちゃうんですね。そういう意味では当事者の方たちが強く運動してくださると、純粋に自分たち、さらに言うと子供たちの為に言っているのですからある意味、養護学校の義務化に続いて大きな波が来て、特に父母の会や育成会運動が地方ごとにものすごく必要になってくると。もう一度、親睦団体から運動団体に変わらなければいけないと今回の話でご理解いただけたんじゃないかなと思います。

最後に質疑応答も含めて時間を頂いているので、会場から頂いている質問を、たぶん清水さんが一番的確に答えられると思うのでお聞きしますが、子供さんが小学4年生で、小学校に関しては近くの小学校の知的障害の学級に入れたと。しかし、地域の中学校には特別支援学級がないと。それが自分の子供が入学時、あと2年後に中学校に学級設置をお願いしたいのですが、見通しが立たないと。こういうときにどうやつたら中学校を動かしていくか。それこそ政治家の立場ですからどうですか。

清水：あの、極端な表現を使いますが、私がその町の議員なら間違ひなくできます。これが答えなんです。ということは、中学校が特別支援学級を作ればよいのですが、それが作れなければ今的小学校の特学を中学部にしても良いわけですね。これができないということで言っているのであればその市か町の教育委員会がガードが固い、壁があるというわけではなくて、中学に特学が必要である認識を持っていない教育委員会事務局の貧弱さだと思います。ですから、自信を持って要望してもらいたいと思いますが、いまこの問題になっているとすれば、私の力ができるかは判りませんが、それなりの要望を違う政治面の方からかかげていくことが一番の近道ではないかと思います。今通っている小学校

の特学を中学部にすることは可能なのですから、そういう対応をすればよいと思います。

戸枝：ありがとうございます。福岡県の話ですね。そういう意味では福岡県には清水さんがおっしゃるように空き教室があるんだと思います。だいたいいま、32, 3のところが第2次ベビーブームの頂点でそれからずっと子供が減っているわけですね。ですから30代が通っていただけの学校に空き教室があるはずですね。中島先生が書かれた「障害者の経済学」という本がベストセラーになってですね。1人の生徒が養護学校に通っていると年間930万円経費がかかっているというデータを計算されたんですね。僕たちNPOの感覚でいくと、年収300万円の人が3人雇えると。3人介助者が付いて普通学校に通えない生徒ってどんな状態の人ですかね。そう思うと空き教室がいっぱいある状態で、空き教室に先生付きで入れてくださいという要望が、財政的にもめちゃくちゃな要望ではないんですね。そういうときにお父さんとお母さんが窓口に行つても追い返されるとして、皆さんが選んだ代表である障がい福祉に理解のある議員がいると議会でいろいろなことが決まりますから、行政は議会の言うことを聞かなければなりません。清水さんがなぜそのためにやるかというと皆さんに選ばれたからです。北海道の障がいのある方に選ばれたと。だからこれはじんけんポンなんですね。市民が政治を動かす。政治が行政を動かす。行政が自分たちの為になる行政をやると。これを上手にやれば変わっていくんじゃないんですか。ということが清水さんのお話だったと思います。時間になりましたので最後にまとめをしたいと思いますが、ひとつは世代間の問題や組織の行き詰まりみたいなことがひとつ皆さんのお話からうかがい知れたと思います。僕は地元が名古屋なんですが、僕自身はタイガースファンなんですが、地元はドラゴンズの地元で、落合さんが監督になって毎年優勝争いをしていると。僕が落合さんが監督になったときにこの人は名監督になるなと直感し

たのは、「落合が三冠王であることは、今の選手は知らない。知っていたとして関係ないと。自分が監督としてどれだけプレーしやすい環境を用意してくれるかどうかで落合という人間を評価するだろう。だから、三冠王であるという実績を捨てて、選手たちの為に誠心誠意頑張りたい。」と落合さんは就任前に言っています。育成会組織とか父母の会を見ていて、本当に会長さんとか中心幹部の人たちが、若い人たちが入って欲しいとしてその人たちのメリットを考えているかと。歴史は歴史としてこれから未来に、どうやってその人たちの未来を拓いていくかという視点で考えているかというのがひとつ大きなポイントなのではないかということを福島さんなんかの話を聞いていると思うんですね。

もうひとつ清水さんの話を聞いていてしみじみ思うのですが、デンマーク、スウェーデンは障がい当事者、障がい当事者の親の地方議員っていっぱいいるんですね。なぜかというと清水さんのように父母の会、育成会運動をしているうちに政治を変えないと何も変わらないと。立候補すると当選すると。なぜかというとこんなに沢山の票を持っているからですよ。車椅子の議員さんが議会にいたときに、福祉が悪くなったりしませんよね。昨日、北古賀くんが国會議員になると宣言して、僕も後援会に入会したいと思っていますが、特に地方自治体で私たちの立場で話してくれる議員さんや政治を動かしていくかないと、そこまでしないと世の中変わっていないんだとそういう時代に来たと確認したほうが良いという気がします。

いつだったか自民党の野田聖子さんが話をしていて面白いなと思ったのがですね、「障害福祉って、手帳を持っている人を合わせると、600万人から700万人いると。これを全部合わせると公明党と同じ議席が取れる。」って言つたんですね。「公明党がいま、国会のキャステイングボードをにぎっているじゃないかと。それだけの可能性がこの分野にはあるのに、あの団体とはここが違う。あの人とはここが違うといって共通点でなくて違うところを探しあっているの



## シンポジウム

でいつまでも細切れのまま力を發揮しないと。で、農協が300万人くらいだそうです。稲を作っている人が、牛屋さんの応援を死ぬ気ですると。牛屋さんも稲を作っている人を死ぬ気で応援していると。だからあれだけの既得権益を勝ち取っているのだと。頑張れ障がい福祉。」つておっしゃったことがあるんですね。言われてみると今まで本当に細切れにばらばらでやってきていて、例えば知的障害者の育成会、父母の会。父母の会から分かれて重症心身障害者を守る会。やっぱりいろいろ手をつなぎあってやつていかなければならないし、特に地方ごとではそれらの会を横断的に動かしていかないと、なかなか他の分野とけんかができるのではとそんな気がします。そんなことを今までの歴史を踏まえて力強く地方ごとでやっていただけたとまだまだ可能性が広がっていくようなそんな気がします。それぞれ地域で頑張っていただければと思います。それではご清聴ありがとうございました。シンポジストの皆様に拍手をお願いします。

司会：福島様、石田相談役、清水副会長、宮崎和枝相談役、戸枝様。ありがとうございました。今一度大きな拍手をお願いします。

以上をもちまして全国大会全ての企画が終了しました。皆様いかがだったでしょうか。私の感じたことですが、当事者の方々父母の会の方々のニーズが出てきて、それを期間の長短はありますが自分たちで運動を始め、それを形にしてきたパワー。そしてエネルギーというものを肌で感じることができました。私はいま、特別支援学校の教員ですが、私が今の仕事ができているのは今のお会のおかげなのだと感謝しております。

それではこれより閉会式の準備を始めます。

第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会  
第23回九州ブロック肢体不自由児・者父母の会連絡協議会佐賀大会

## 「組織の活性化を目指して」



佐賀市手をつなぐ育成会  
副会長 福島 龍三郎



### 佐賀市概要

- ・中部圏域、県庁所在地
- ・人口約20万3千人
- ・面積335.15km<sup>2</sup>  
(南北31.1km、東西22.3km)
- ・市の合併が進んでいます。10月の合併で人口約23万人に。



佐賀北高があります。  
はなわがいました。

### 佐賀市手をつなぐ育成会

・昭和57年10月発足



- ・現在、会員77名  
(内、就学児童生徒保護者39名)  
入所・通所施設利用者の保護者が多かったが、最近は就学児童生徒の保護者が増加している。
- ・主な活動内容  
施設見学、研修会、会報発行、自立支援協議会への参加等。

・平成13年、悲願の事務所をかまえる。(店舗名「かつぱ俱楽部」)

→しかし、一部(ひとり?)の保護者にのみ事務所の留守番などの負担がかかり、必ずしも事務所がうまく運営できているとは言えない。(現在、改善中)



・平成15年NPO法人化。

- 目標だったグループホームを開設・運営。
- しかし、障害者自立支援法により、単独運営は不可能と判断し、他法人に運営を移譲。
- その後、NPO法人も廃止。(事業をしなければ、法人運営の負担だけがかかる。)  
そもそもの親の会としての運動体に戻る。



### 障害児夏休み教室



平成14年、佐賀市育成会の就学児保護者が集り「障害児夏休み教室」を初めて開催。

全5回  
1回につき児童 5~6名とボランティア4~5名。  
保護者、学校の特学の先生有志、施設職員で準備。  
保護者と一緒にプログラムもあった。



## 障害児夏休み教室

平成15年9月 「障害児・家族の夏休みを考える会」を開催

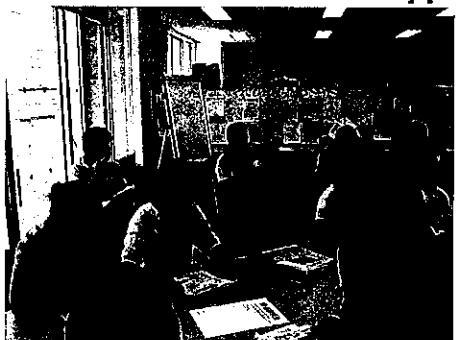
- ・保護者18名参加。
- ・佐賀市より、子ども課・障がい福祉係・市民活動推進課の職員4名参加。
- ・保護者と市役所職員との接点を作った。
- ・併せて障害児の夏休みについてのアンケートを実施。

## 障害児夏休み教室



障害児・家族の夏休みを考える会

## 障害児夏休み教室



障害児・家族の夏休みを考える会

## 障害児夏休み教室

平成16年度障害児夏休み教室へ佐賀市より積極的な協力を得られる。

- ・実行委員会への参加
- ・障害者生活支援センターの協力
- ・30万円の補助金

## 障害児夏休み教室

・平成16年障害児夏休み教室実行委員会

佐賀市育成会  
障害者生活支援センター  
小学校特殊教育研究会有志  
大学・短大教諭  
佐賀市

## 障害児夏休み教室

平成16年度 障害児夏休み教室

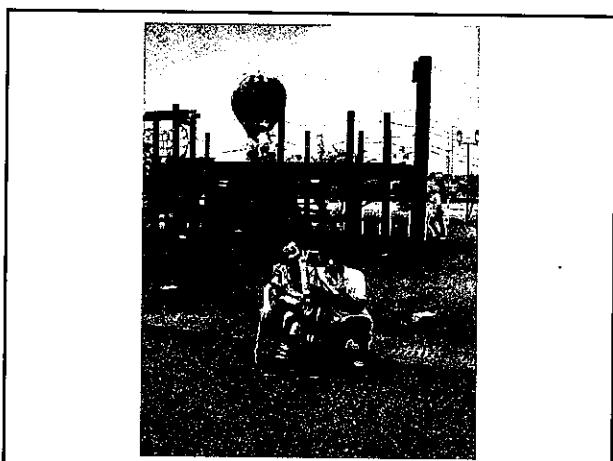
プログラム数 全18回  
参加児童数 延べ240名(養護学校、特学)  
ボランティア数 延べ290名(学生、一般)  
協力専門家数 延べ44名(教員、施設職員)

## 障害児夏休み教室 19年

平成19年度障害児夏休み教室  
 実行委員会メンバー  
 佐賀市育成会  
 長光園障害者生活支援センター  
 佐賀市社会福祉協議会  
 佐賀市ボランティア協会  
 佐賀県立春日園  
 佐賀市教育委員会  
 佐賀市障がい福祉室

## 障害児夏休み教室 19年

平成19年度障害児夏休み教室  
 プログラム数 全16回  
 参加児童数 103名 延べ169名(養護学校、特学)  
 ボランティア数 108名 延べ151名(学生、一般)  
 協力専門家数 44名 延べ174名(教員、施設職員)  
 →平成19年度より佐賀市教育委員会より、生活指導員の先生たちの派遣を受けるようになった。





自分たちに必要なサービスを実現していくために

- ・現状を行政と一緒に考えるきっかけを作る。
- ・数人ではなく、多くの人が困っていることを伝える。
- ・代弁者ではなく、当事者が参加して伝える。
- ・家族以外の協力者を増やしていく。
- ・まずは自分たちで動く。



#### 次に取り組みたいこと

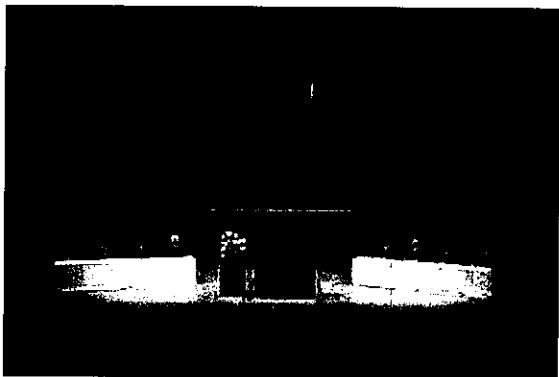
##### 社会人活動(本人活動)

- 就労していたり、施設で働いている本人たちが集り、話し合い、活動していく環境を作りたい。
- 自分たちの意思を伝える力をつけてほしい。
- 仲間づくりのきっかけになれば。



具体的な活動を通して会の活性化を！

## 閉会式



司会：それでは閉会式を始めます。

最後になりましたがこの2日間の大会で議論した内容を踏まえた上で大会決議文を読み上げたいと思います。

それでは佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長の福市が発表いたします。

大会決議文、そして皆様がこの2日間にお聞きになったことを明日からの糧としてお仕事に、そして皆様がお住みになっている地域の福祉に活かしていただければこの大会は大成功となります。

福市：皆様2日間の大会の参加、まことにお疲れ様でした。

決議文を提案させていただきます。

文略（決議文は表紙の次の頁を参照してください。）

以上ですが、皆様のご了解を得られましたら拍手をいただければ幸いです。

ありがとうございました。今後、様々な場面でこの決議文を使わせていただきますし、皆様

もご活用いただければ幸いです。どうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。大会決議文の中でひとつでもおおくの事項が何らかの形で実現することを願っています。

続きまして、開催地謝辞を佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会会长、山田隆司が申し上げます。



山田：皆さん長い間お疲れ様でございました。いよいよ閉会のときが参りました。

昨日22日から23日にかけて唐津市において開催しました全肢連の佐賀大会。それと、九州ブロックの佐賀大会にご参加いただき、ありがとうございました。唐津の虹の松原という風光明媚なところがございますが行かれましたでしょうか。非常にきれいで、心が洗われるところでございます。もし行かれてなかつたのであれば、またお帰りに寄っていただければと思います。この2日間におきまして、皆様のご理解を賜り、私どものこの佐賀大会を無事に終わらせていただくことができるのも、全肢連の事務局と九州ブロックの事務局にこの大会を支えていただきましたことを重ねて感謝申し上げます。

この大会のテーマであります『地域で普通に暮らす』を当たり前に、とシンポジウムのテーマ、「障害者自立支援法施行後1年を経過して」それと先ほどございました「組織の活性化を目指して」というテーマの中において、いろいろ考えさせられることがあったと思います。各地域にお持ち帰りいただき、この大会を通じて私





## 閉会式

たちの子供たちの将来が明るいスタートとなることを信じてこの開催地の謝辞といたします。どうも皆さんありがとうございました。

司会：続きまして全国大会の次期開催地挨拶を広島県心身障害児者父母の会連合会 会長田中幸夫が申し上げます。



田中：ただいま  
ご紹介いただき  
ました。広島県  
肢連の田中でご  
ざいます。

第41回全国肢  
体不自由児・者  
父母の会全国大

会広島大会。第39回中国・四国ブロック肢体不自由児・者父母の会連絡協議会広島大会と銘打ちまして、平成20年9月13日土曜日～14日日曜日、会場は広島市灘区にあります広島国際会議場において開催されることが理事会で決定されたところでございます。

2000年に介護保険制度が導入されまして、この7年の間に大きく福祉制度が変革された訳でございます。そういう中にありまして、私たちはノーマライゼーションの基本に則って障害者も健常者も共に暮らせる社会を構築し、格差の無い社会を作っていくということを目標にいたしまして、この大会を開くことになった次第でございます。

時代も大きく、政治も流動しております。どのように施策が変わるかわかりませんが、その時は全肢連のご指導の下に適宜決定していくたいと思います。

会場であります広島市は原爆都市でございます。原子爆弾が投下されて62年。原子爆弾が投下されたときはもう草木も生えないだろうと言われた都市でございます。62年の今日、皆様の目の当たりにその広島を見ていただきたい。広島県民として心より喜びに感ずるところでございます。昨日はこの唐津で沢山のご馳走を頂きました。

ました。広島には瀬戸内海がございます。瀬戸内海もまた魚介類の宝庫でございます。そういう面で情報交換会場でありますリーガロイヤルホテルから担当職員を1名派遣していただきました。そして佐賀大会の実情を視察し、今日帰っていただいた訳でございます。そういうことで、もうすでに宿泊施設も近辺の9つのホテルを890名の人員の確保をしている現状でございます。それを基にこれから実行委員を中心に中、四国県肢連の会長さんと協議しながら皆様の手許に1日でも早く大会要綱をお届けし、皆様のご理解のなかに皆様のご協力を賜りますよう。そしてまた、皆さんのお元気な姿を見せていただくように心から願って次期開催地の挨拶とさせていただきます。また広島でお会いしましょう。

司会：ありがとうございました。続きまして九州大会の次期開催地挨拶を福岡県肢体不自由児者福祉連合会会長竹田光男が申し上げます。

竹田：皆さん昨日  
から熱のこもった  
この大会に非常に  
ご熱心に会場に協  
力いただきありが  
とうございました。  
当地、佐賀県肢連  
の皆さんを中心

行政や社会の皆さんのご協力。そして周囲を取り巻くボランティアの皆様。非常に隅々まで行き届いたサービスを受けまして、非常にありがとうございました。私自身も非常にこの1年の疲れが癒されて十分に充電をしたような感じになりました。本当にありがとうございました。

では来年、福岡県が当番県になります。来年は私ども北九州では全肢連系の大会をやったことが無いので、初めて引き受けることになりました。北九州八幡の地ですることになったわけでございますが、ここに報告させていただきます。





簡潔に八幡の地と申しますと、長年歴史の中で公害の街のようなイメージが近かったわけですね。非常にこれは明治時代に官営八幡製鉄所が国の骨格である製鉄作りの指定地となりまして完成されました。ただし、昭和50年代までは本当に公害の街でございました。非常に環境がやかましくなる時期になりました行政や住民が官民一体となった運動になりました、公害の出る工場は玄界灘に面した海を埋め立てられたほうに移転しまして、現在のある工場は自動車関係の部品工場であり、また地域の民間企業が非常にせまざまとしていたところから非常に活性された地域となりました。このように整った地でございますので、私たちが美しい街に変貌したことここにご報告させて頂きます。そして移転した跡地には特に宇宙が体験できるスペースワールドという代名詞となるような施設ができまして、沢山の観光客でぎわっております。来年は会員の方、ご家族の方、お知り合いの方、この大会参加には関係は無くても非常に為になる施設はありますのでどうぞ沢山の方をお誘い合わせの上参加していただくことをお願ひいたします。

特に会場といったしまして、八幡ロイヤルホテルはこのスペースワールドの前に立っております。駐車場も非常に大きなものがございます。大きなホテルでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。明日からは県肢連の全力を集中いたしまして活動に入る所存でございますが今後の皆様のご協力を頂きまして開催させていただきますことをここにご報告させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。いよいよ最後となりましたが、大会の閉会を全国肢体不自由児・者父母の会連合会の木村嘉孝副会長が申し上げます。

木村：2日間にわたるこの大会大変にお疲れ様でございました。実は昨日昼からのスケジュー

ルがかなり盛り沢山になって夕方になってちょっとがっかりとなつて疲れを見せていましたが、夜の情報交歓会で非常に楽しいいろんな催しをやっていただきまして、おかげさまでまた元気をいただけまして今日朝からこの半日充実した1日を過ごさせていただき本当にありがとうございました。

この大会がご参加いただいた皆様の熱心なご討議とご協力のおかげで大変成功裏に開催されましたことをあつく御礼申し上げます。

ちょうど法の見直しの時期を控えた非常に大切な時期に開催されました大会でございまして、先ほど採択いただきました大会決議案でも述べられているとおりでございます。ただこれを今後各地にお持ち帰りになられましてひとつでも沢山の我々の要求が新しい法の見直しに組み込まれまして合わせて市町村あるいは、都道府県、国への新しい福祉の施策に反映されまして私どもの子供が一般社会の中で安心して共に暮らして行けるような社会になることを我々が今から時間は短いのですが努力していかなければいけないと思っております。最後になりましたけれども、この大会をご準備いただきました佐賀県肢連の山田会長様はじめ各職員の皆様。あるいは九州ブロックの各県の父母の会の役員の皆様。本当にありがとうございました。そしてまた、沢山のボランティアの方々、いろいろとご支援ご協賛いただきました企業、機関の方にこの場を借りて改めてあつく御礼申し上げます。

ありがとうございました。

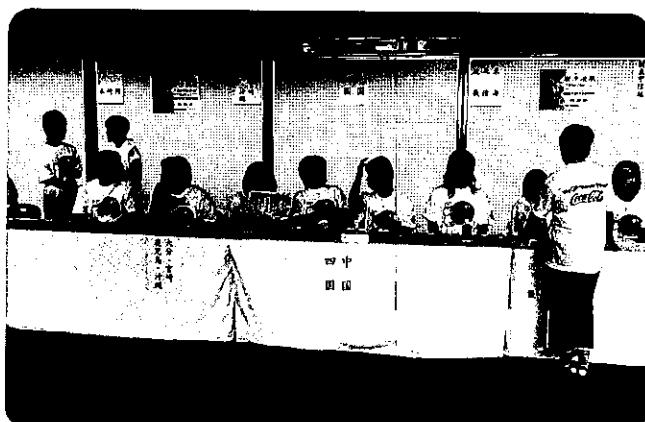
これをもちまして第40回全国大会、および第32回の佐賀大会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。





## 大会スナップ写真

# 大会スナップ写真



受付



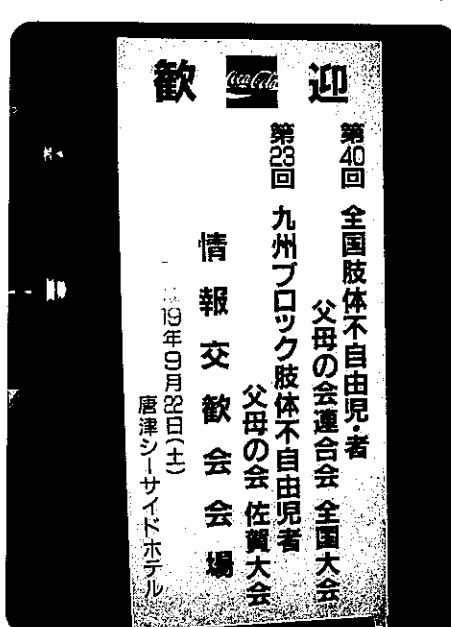
一時預り場所



一時預りでの出し物



加世堂氏、衛藤氏、鈴山氏



情報交歓会 玄関看板



面浮立

## 大会スナップ写真

歓迎 第40回 全国肢体不自由児・者父日の会連合会 全国大会  
第23回 九州ブロック肢体不自由児者父母の会 佐賀大会 情報交歓会

九州ブロック福岡大会PR

歓迎 第40回 全国肢体不自由児・者父日の会連合会 全国大会  
第23回 九州ブロック肢体不自由児者父母の会 佐賀大会 情報交歓会



かね浮立

九州ブロック大会 福岡大会

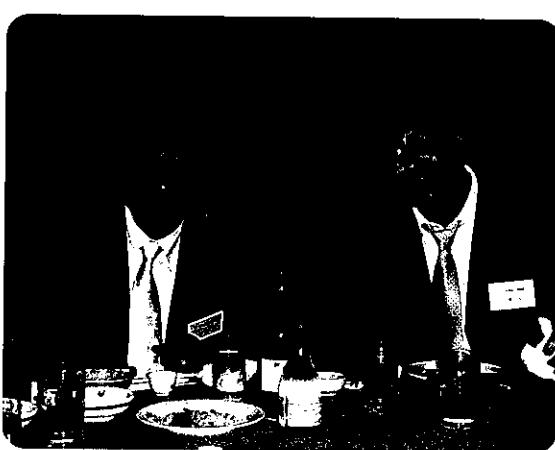
男の子 20歳 来年 佐賀県福岡市へ行こう！

日時：平成20年5月20日



交流会バンザイ！

歓迎レセプション看板



歓迎レセプション 海外来賓



全国会長、来賓の方々



## 大会参加数

# 大会参加数

(都道府県／人数)

<b>北海道ブロック</b>		<b>京都府</b>	10名
北海道	13名	大阪府	28名
		兵庫県	8名
<b>青森ブロック</b>		<b>中国四国ブロック</b>	
青森県	4名	鳥取県	12名
秋田県	5名	岡山県	9名
岩手県	3名	島根県	3名
山形県	3名	広島県	5名
宮城県	3名	山口県	4名
福島県	5名	香川県	10名
<b>関東甲信越ブロック</b>		徳島県	3名
栃木県	6名	高知県	3名
茨城県	4名	愛媛県	8名
千葉県	5名	<b>九州ブロック</b>	
東京都	85名	福岡県	54名
群馬県	3名	佐賀県	171名
埼玉県	5名	長崎県	20名
神奈川県	5名	大分県	28名
山梨県	5名	熊本県	25名
長野県	4名	宮崎県	5名
新潟県	3名	鹿児島県	1名
<b>東海北陸ブロック</b>		沖縄県	14名
富山县	3名	<b>7ブロック</b>	計 654名
石川県	7名		
福井県	3名	<b>県外・来賓</b>	4名
岐阜県	5名	海外 韓国	3名
静岡県	9名	中国	3名
愛知県	9名	県内・来賓	18名
三重県	4名	全般連役員・事務局	15名
<b>近畿ブロック</b>		ボランティア	105名
滋賀県	5名	<b>総 数</b>	802名
奈良県	9名		
和歌山県	8名		



— 寄付・広告・協賛 — (敬称略)

コカ・コーラ	(株) ヨコオ
コカ・コーラウエストジャパン(株)	古賀敏久税理士事務所
(株) 日本デキシー	唐津ガス(株)
日東パシフィックベンディング(株)	Dr. ほけん
富士電機リテイルシステムズ(株)	(株) 戸上電機製作所
東陶機器(株)	(有) 脇山電気工事
トップツアー(株)	アイホン(株)
東京梱包材料(株)	ダイキン空調九州(株)
(株) 佐賀銀行	三菱電機(株)
新設養護学校建設工事安全協議会	日東工業(株)
佐賀新聞社	中野陶痴窯
佐賀三洋工業(株)	東洋美装工業(株)
ひぜん祐徳温泉	東京海上日動火災保険(株) 佐賀支店
(株) スズキ自販佐賀	(株) ステーキハウス蜂
大同生命保険(株)	名鉄観光 佐賀支店
久光製薬(株)	佐賀春光園 コロニ一印刷
昭和自動車(株)	(株) 名村造船所
唐津シーサイドホテル	(株) 原口工業
(株) 佐賀マツダ	古賀小児科内科医院
(株) 佐賀鉄工所	医療法人 清仁会
クオリティサポート	(有) 三保園芸
(株) 福岡商店	(有) 田中建築
(有) 平川石材	(有) 佐賀有菌義肢製作所
あさひ薬局	医療法人 本多整形外科
(有) 倉員建設	九州環境福祉医療専門学校
野口運搬機	(株) 宮園电工
篠原コンサルティンググループ	カッパの里加工所
西九州トヨタ自動車(株)	長崎荘
佐賀整肢学園こども発達医療センター	納富病院 つばさ
ダスキン鳥栖	(株) 山田電気設備
祐徳自動車(株)	小島食品工業(株)
東亜工機(株)	(株) 岸本組



寄付・広告・協賛

吉野ヶ里町社会福祉協議会	初 樂 園
(有)井上製麺	百 武 医 院
(有)二鶴堂	鴨川法律事務所
中田編み物教室	かばしま法律事務所
大町自動車学校	(有)かわさき造園
有島病院	(有)林重機
(株)佐賀総合不動産	ビューティーハウス オリーブ
(有)三根自動車	デオデオ イワデン
セブンイレブン佐賀若宮3丁目店	みのり福祉作業所
ほたるの郷	西村 医院
(株)エースホーム	吉光石材(有)
村上興州	神代整形外科
全労済在宅介護サービスセンターいまり	たつみ旅館
東亜産業(株)	野方養蜂園
九州内田鍛工(株)	蓮の実
順天堂病院	有明 医院
やなぎしまこども医院	本田税理士事務所
きのや菓子舗	福祉サービス こころ
(株)唐津カーセンター	こばやしクリニック
(株)ホンダ唐津	(有)共栄電機
(有)宮崎グリーン	和 樂 園
唐津信用金庫	メガネの三城 唐津店
ふるかわ歯科医院	(株)兼茂
辻田総合保険	タナカ設計事務所
橋野こどもクリニック	横田造園
(有)辻田自動車	(株)全国通販
(有)インテリア タニシマ	三夜待ゼウス会
ブティック シエリーヌ	伊 東
(株)中央楽器	けんけん薬局・なかむら薬局
(有)愛和	大町町役場 鶴池
タイヘイM&C	旬菓子 ふりあん
ネットトヨタ佐賀(株) 北佐賀店	西鉄観光バス
きしま信用金庫	祐徳バス
山田商事(有)	アイワ観光バス



## 編集後記

今大会は、障害者自立支援法のよりよい改正を目指したいと願い実施することとしました。決議文は、項目を抑え、ポイントをおさえ、そして推敲を重ねてできあがったものです。また、大会当日は、短い挨拶の中であっても、様々な見地から多くの学ぶべき意見を得ることができたことを心から感謝しています。

相談支援・地域自立支援協議会の充実活性化がノーマライゼーション実現の鍵をにぎっていることを改めて学びました。関係者がこのことに早く気づいて取りかかりを早めた地域が、より早く障害者だけでなく老人も含めたすべての国民にとって住み良い地域になっていると思います。

報告書が完成した今、大会で議論されたいいくつかの懸案事項が、実現に向けて歩き出しています。今大会に参加した関係者の皆様の努力の賜だと感謝しています。

いよいよ、3年後の見直しまあと1年と迫ってきました。制度設計にあたりこの報告書が多くの方に読まれ、活用されることを願ってやみません。

障害者福祉について後回しにしていた地域も、先進地域も、今、同じスタートラインに立っています。本人主体のノーマライゼーションを目指して、出発しましょう。

※責任校正により作成した部分も多く、お気づきの点も多いと思いますが、何とぞご了解いただきますようお願いいたします。

平成20年3月吉日

佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会一同





## 「地域でくらす」～佐賀 がんばらんば！宣言～

日本の知的障害者の父と呼ばれている佐賀県出身の石井亮一は、知的障害者の人権も認められていなかった時代に暖かい眼差しを向け、我が国最初の知的障害者福祉施設滝乃川学園を創設しました。

そして現在、障害者の地域生活推進のため全国をリードする人材の中にもまた、佐賀県出身の方々をみかけるにつけて、時代の要請を敏感にとらえ歴史に名を残す活躍をみせる諸先輩の功績を誇らしく感じています。

時代は今まさに大きな転換期を迎え、さまざまな課題を残しながらも、障害者自立支援法が成立しました。いよいよ物心ともにバリアのない自立と共生の社会、障害がある人もない人もともに地域で支え合いながら生活し、働く社会を目指すときがやってきました。障害者が地域における存在感をアピールする時代がやってきました。

だから私たちは全ての障害者が個人として尊重され、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送るとともにそれぞれのライフステージにおいて必要な応援を効果的に受けられる社会の実現を目指します。その実現のために次のとおり宣言します。

**1 佐賀県は三障害を一元化した市町村主体の中立的で親身な相談窓口が県内全圏域に設置できるように応援していきます**  
障害者施策の第一線で、住民に最も身近な市町村が、障害の種別や程度に関わりなく相談できる、そして本当に本人の身になって考えてもらえる、中立的で親身な相談窓口を県内全圏域に設置できるよう応援していきます。

**2 佐賀県は障害者の「働きたい」を応援します**

「どんなに重い障害があっても働きたい。」を応援することが、障害者自立支援法の極めて重要な使命となっています。私たちも強くそのことを感じ、県庁においても障害者など社会的弱者に対するC S R(企業の社会的責任)活動に熱心な企業への優先発注などにより障害者の雇用を拡大し、障害者の「働きたい」の気持ちに応える取り組みを強力に進めます。

**3 佐賀県は精神疾患に対する誤解と偏見を解消します**

精神障害者の地域生活への移行を妨げている最大の要因は、精神疾患に対する誤解と偏見です。私たちは、精神障害者が働いているN P Oや小規模作業所などの活動を応援し、精神疾患に対する誤解と偏見を解消します。

障害者が地域でくらす。

一見当たりまえにみえてもそれは簡単なことではありません。

そのことをせひとも実現しなければという重さとそのことを実現するための道のりの遙けさを感じています。  
だからこそ、私たちは今ここに宣言します。

### 「がんばらんば！」

平成18年2月18日



佐賀県身体障害者団体連合会会長

松尾 栄

佐賀県手をつなぐ育成会会長

石丸 博

佐賀県精神障害者家族連合会会長

池田 實

佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会会長

山田 隆司

日本自閉症協会佐賀県支部支部長

古賀 利治

佐賀の福祉をすすめるネットワーク代表

藤木卓一郎

佐賀県地域生活支援ネットワーク代表

木原 昭裕

佐賀県難病支援ネットワーク理事長

三原 瞳子

佐賀県市長会会長

横尾 俊彦

佐賀県町村会会长

松本 和夫

佐賀県知事

古川 康

佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会

〒849-0922

佐賀市高木瀬東1-5-19

(社会福祉法人スプリングひびき内)

電話 0952-32-7237

FAX 0952-32-7237



この大会は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて実施しました。